

4. 土木工事施工管理基準

昭和42年 3 月	制定
昭和44年 3 月	改定
昭和48年 3 月	改定
昭和54年 5 月	改定
昭和58年 5 月	改定
平成 6 年10月	改定
平成10年 8 月	改定
平成11年10月	改定
平成13年10月	改定
平成17年 2 月	改定
平成20年10月	改定
平成21年10月	一部改定
平成24年 4 月	改定
平成26年 4 月	改定
平成28年 4 月	改定
平成29年 4 月	一部改定
平成30年 4 月	改定
平成30年10月	一部改定
令和 2 年 4 月	改定
令和 2 年10月	一部改定
令和 4 年 4 月	改定
令和 5 年10月	改定
令和 6 年10月	改定
令和 7 年10月	改定

土木工事施工管理基準

目 次

出来形管理基準目次	1

品質管理基準目次	21

土木工事施工管理基準

1. 目 的	22
2. 適 用	22
3. 構 成	22
4. 管理の実施	22
5. 管理項目及び方法	23
6. 規 格 値	23
7. そ の 他	23

出来形管理基準	1-1

品質管理基準	2-1

[参考資料]ロックボルトの引抜試験	2-65

出来形管理基準 目次

【第1編 共通編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第2章 土工	第3節 河川土工・砂防土工	2-3-2	1	掘削工		1-1
			2	(面管理の場合)		1-2
			3	(水中部) (面管理の場合)		1-3
		2-3-3	1	盛土工		1-4
			2	(面管理の場合)		1-5
		2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法 多数アンカー式補強土工 法 ジオテキスタイルを用い た補強土工法	1-6
		2-3-5		法面整形工	盛土部	
		2-3-6		堤防天端工		
	第4節 道路土工	2-4-2	1	掘削工		1-7
			2	(面管理の場合)		
		2-4-3 2-4-4	1	路体盛土工 路床盛土工		
		2-4-3 2-4-4	2	(面管理の場合)		1-8
		2-4-5		法面整形工	盛土部	1-9
				整地工	宅地造成工事	
第3章 無筋・鉄筋コ ンクリート	第7節 鉄筋工	3-7-4		組立て		1-10
						1-11

【第3編 土木工事共通編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁		
第2章 一般施工	第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工〔指定仮設・任意架設は除く〕	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅鋼矢板 可とう鋼矢板	1-12		
		2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ			
		2-3-6		小型標識工				
		2-3-7		防止柵工	立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト			
		2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール	1-13		
			2	路側防護柵工	ガードケーブル			
		2-3-9		区画線工				
		2-3-10		道路付属物工	視線誘導標 距離標			
		2-3-11		コンクリート面塗装工		1-14		
		2-3-12	1	プレテンション桁製作工	桁橋			
			2	プレテンション桁製作工	スラブ桁			
		2-3-13	1	ポストテンション桁製作	（購入工）	1-15		
			2	プレキャストセグメント桁製作工				
		2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工				
		2-3-15		P Cホロースラブ製作工				
		2-3-16	1	P C箱桁製作工		1-16		
			2	P C押出し箱桁製作工				
		2-3-17		根固めブロック工		1-17		
		2-3-18		沈床工				
		2-3-19		捨石工				
		2-3-22		階段工				
		2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント	1-18		
			2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイン			
			3	伸縮装置工	埋設型ジョイント			
		2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み	1-19		
			2	多自然型護岸工	かごマット			
		2-3-27	1	羽口工	じゃかご			
			2	羽口工	ふとんかご、かご枠			
		2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	1-20		
		2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝 管渠			
					2		側溝工	場所打水路工
					3		側溝工	暗渠工
		2-3-30		集水枥工		1-21		
		2-3-31		現場塗装工				
	第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利 砕石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート	1-22		
		2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打			

【第3編 土木工事共通編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第2章 一般施工	第4節 基礎工	2-4-3	2	基礎工（護岸）	プレキャスト	1-22
		2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭、H鋼杭	
			2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭	
		2-4-5		場所打杭工		1-23
		2-4-6		深礎工		
		2-4-7		オープンケーソン基礎工		
		2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工		1-24
		2-4-9				
				鋼管矢板基礎工		
	第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張	1-25
			2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り	
			3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック	
		2-5-4		緑化ブロック工		1-26
		2-5-5		石積（張）工		
	第6節 一般舗装工	2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）		
		2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工	1-27
			2	面管理の場合	下層路盤工	1-28
			3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	1-29
			4	面管理の場合	上層路盤工（粒度調整路盤工）	1-30
			5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	1-31
			6	面管理の場合	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	1-32
			7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	1-33
			8	面管理の場合	加熱アスファルト安定処理工	1-34
			9	アスファルト舗装工	基層工	1-35
			10	面管理の場合	基層工	1-36
			11	アスファルト舗装工	表層工	1-37
			12	面管理の場合	表層工	1-38
		2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工	1-39
			2	面管理の場合	下層路盤工	1-40
			3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	1-41
			4	面管理の場合	上層路盤工（粒度調整路盤工）	1-42
			5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	1-43
			6	面管理の場合	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	1-44
			7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工	1-45
			8	面管理の場合	加熱アスファルト安定処理工	1-46
			9	半たわみ性舗装工	基層工	1-47
			10	面管理の場合	基層工	1-48
			11	半たわみ性舗装工	表層工	1-49
			12	面管理の場合	表層工	1-50

【第3編 土木工事共通編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第2章 一般施工	第6節 一般舗装工	2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工	1-51
			2	面管理の場合	下層路盤工	1-52
			3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	1-53
			4	面管理の場合	上層路盤工（粒度調整路盤工）	1-54
			5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	1-55
			6	面管理の場合	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	1-56
			7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工	1-57
			8	面管理の場合	加熱アスファルト安定処理工	1-58
			9	排水性舗装工	基層工	1-59
			10	面管理の場合	基層工	1-60
			11	排水性舗装工	表層工	1-61
			12	面管理の場合	表層工	1-62
		2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工	1-63
			2	面管理の場合	路盤工	1-64
			3	透水性舗装工	表層工	1-65
			4	面管理の場合	表層工	1-66
		2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	1-67
			2	面管理の場合	加熱アスファルト安定処理工	1-68
			3	グースアスファルト舗装工	基層工	1-69
			4	面管理の場合	基層工	1-70
			5	グースアスファルト舗装工	表層工	1-71
			6	面管理の場合	表層工	1-72
		2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工	1-73
			2	面管理の場合	下層路盤工	1-74
			3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工	1-75
			4	面管理の場合	粒度調整路盤工	1-76
			5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工	1-77
			6	面管理の場合	セメント（石灰・瀝青）安定処理工	1-78
			7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層	1-79
			8	面管理の場合	アスファルト中間層	1-80
			9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工	1-81
			10	面管理の場合	コンクリート舗装版工	1-82
			11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）	1-83
			12	面管理の場合	転圧コンクリート版工（下層路盤工）	1-84
			13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）	1-85
			14	面管理の場合	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）	1-86
			15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	1-87
			16	面管理の場合	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	1-88
			17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）	1-89
			18	面管理の場合	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）	1-90
			19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工	1-91
			20	面管理の場合	転圧コンクリート版工	1-92

【第3編 土木工事共通編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第2章 一般施工	第6節 一般舗装工	2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工	1-93
			2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	
			3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	
			4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工	
			5	薄層カラー舗装工	基層工	
		2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工	1-94
			2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	
			3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	
			4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工	
			5	ブロック舗装工	基層工	
		2-6-15		路面切削工		1-95
		2-6-16		舗装打換え工		
		2-6-17	1	オーバーレイ工		1-96
			2	面管理の場合		
	第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工		1-97
		2-7-3		置換工		
		2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット	1-98
			2	表層安定処理工	サンドマット海上	
		2-7-5		パイルネット工		
		2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工 ペーパードレーン工 袋詰式サンドドレーン工	
		2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	
		2-7-9	1	固結工	粉体噴射攪拌工 高圧噴射攪拌工 スラリー攪拌工 生石灰パイル工	1-99
			2	固結工（スラリー攪拌）		1-100
			3	固結工（中層混合処理）		
	第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板	1-101
			2	土留・仮締切工	アンカー工	
			3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	
			4	土留・仮締切工	締切盛土	
			5	土留・仮締切工	中詰盛土	
		2-10-9		地中連続壁工（壁式）		
		2-10-10		地中連続壁工（柱列式）		1-102
		2-10-21		法面吹付工		
	第12節 工場製作工	2-12-1	1	鋳造品	金属支承工	1-103
			2	鋳造品	大型コナ支承工	1-104
			3	仮設材製作工		
			4	刃口金物製作工		

【第3編 土木工事共通編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁	
第2章 一般施工	第12節 工場製作工	2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合	1-105	
					シミュレーション仮組立検査を行う場合	1-106	
		2-12-3	2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合	1-107	
		2-12-4		検査路製作工		1-108	
		2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			
		2-12-6		落橋防止装置製作工			
		2-12-7		橋梁用防護柵製作工			
		2-12-8		アンカーフレーム製作工			
		2-12-9		プレビーム用桁製作工		1-109	
		2-12-10		鋼製排水管製作工			
		2-12-11		工場塗装工		1-110	
	第13節 橋梁架設工	2-13	1	架設工（鋼橋）	クレーン架設 ケーブルクレーン架設 ケーブルレクション架設 架設桁架設 送出し架設 トラベラークレーン架設	1-111	
					2	架設工（コンクリート橋） 架設工支保工 架設桁架設	クレーン架設 架設桁架設 固定 移動 片持架設 押出し架設
	第14節 法面工（共通）	2-14-2	1	植生工	種子散布工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 植生筋工 人工張芝工 植生穴工		
			2	植生工	植生基材吹付工 客土吹付工	1-112 1-113	
		2-14-3		吹付工	コンクリート モルタル	1-114	
		2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工	1-115	
					2		法枠工
		2-14-6		アンカー工		1-116	
		第15節 擁壁工（共通）	2-15-1		場所打擁壁工		1-117
			2-15-2		プレキャスト擁壁工		
			2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法	
	2-15-4			井桁ブロック工		1-118	
	第17節 床版工	2-17-2		床版工			

【第4編 河川編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第1章 築堤・護岸	第3節 護岸基礎工	1-3-3		基礎工		1-119
		1-3-4		矢板工		
	第4節 矢板護岸工	1-4-3		笠コンクリート工		
		1-4-4		矢板工		
	第5節 法覆護岸工	1-5-3		コンクリートブロック工		
		1-5-4		護岸付属物工		
		1-5-5		緑化ブロック工		
		1-5-6		環境護岸ブロック工		
		1-5-7		石積（張）工		
		1-5-8		法枠工		
		1-5-9	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み	
			2	多自然型護岸工	かごマット	
		1-5-10		吹付工		
		1-5-11		植生工		
		1-5-12		覆土工		
		1-5-13	1	羽口工	じゃかご	
			2	羽口工	ふとんかご、かご枠	
			3	羽口工	連節ブロック張り	
	第6節 擁壁護岸工	1-6-3		場所打擁壁工		
		1-6-4		プレキャスト擁壁工		
	第7節 根固め工	1-7-3		根固めブロック工		
		1-7-5		沈床工		
		1-7-6		捨石工		
		1-7-7	1	かご工	じゃかご	
			2	かご工	ふとんかご	
	第8節 水制工	1-8-3		沈床工		
		1-8-4		捨石工		
		1-8-5	1	かご工	じゃかご	
			2	かご工	ふとんかご	
		1-8-8		杭出し水制工		
	第9節 付帯道路工	1-9-3		路側防護柵工		1-121
		1-9-5		アスファルト舗装工		
		1-9-6		コンクリート舗装工		
		1-9-7		薄層カラー舗装工		
		1-9-8		ブロック舗装工		
		1-9-9		側溝工	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝 管渠	
		1-9-10		集水桝工		
		1-9-11		縁石工		
		1-9-12		区画線工		
	第10節 付帯道路施設工	1-10-3		道路付属物工		
第3章 樋門・樋管	第3節 樋門・樋管本体工	3-3-3		既製杭工		1-122
		3-3-4		場所打杭工		
		3-3-5		矢板工		
		3-3-6	1	函渠工	本体工	
			2	函渠工	ヒューム管 P C管 コルゲートパイプ ダクタイル鋳鉄管	
			3	函渠工	P C函渠	
		3-3-7		翼壁工		
		3-3-8		水叩工		1-123

【第4編 河川編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第3章 樋門・樋管	第4節 護床工	3-4-3		根固めブロック工		1-123
		3-4-5		沈床工		
		3-4-6		捨石工		
		3-4-7	1	かご工	じゃかご	
			2	かご工	ふとんかご	
	第5節 水路工	3-5-3		側溝工		
		3-5-4		集水枿工		
		3-5-5		暗渠工		
		3-5-6		樋門接続暗渠工		
	第6節 付属物設置工	3-6-3		防止柵工		
		3-6-7		階段工	現場打階段 プレキャスト階段	
第4章 床止め・床固め	第3節 床止め工	4-3-4		既製杭工		1-124
		4-3-5		矢板工		
		4-3-6	1	本体工	床固め本体工	
			2	本体工	植石張り	
			3	本体工	根固めブロック	
		4-3-7		取付擁壁工		
		4-3-8	1	水叩工		
			2	水叩工	巨石張り	
			3	水叩工	根固めブロック	
	第4節 床固め工	4-4-4		本堤工		1-125
		4-4-5		垂直壁工		
		4-4-6		側壁工		
		4-4-7		水叩工		
	第5節 山留擁壁工	4-5-3		コンクリート擁壁工		
		4-5-4		ブロック積擁壁工		
		4-5-5		石積擁壁工		
		4-5-6		山留擁壁基礎工		

【第5編 砂 防 編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第1章 斜面对策	第4節 法面工	1-4-2		植生工		1-126
		1-4-3		吹付工		
		1-4-4		法枠工		
		1-4-5	1	かご工	じゃかご工	
			2	かご工	ふとんかご工	
	第5節 擁壁工	1-5-3		既製杭工		1-127
		1-5-4		現場打擁壁工		
		1-5-5		プレキャスト擁壁工		
		1-5-6		補強土壁工	補強土（テールアルメ） 壁工法 多数アンカー式補強土工 法 ジオテキスタイルを用い た補強土工法	
		1-5-7		井桁ブロック工		
		1-5-8		落石防護工		
	第6節 山腹水路工	1-6-3		山腹集水路・排水路工		
		1-6-4		山腹明暗渠工		
		1-6-5		山腹暗渠工		
		1-6-6		現場打水路工		
		1-6-7		集水桝工		
	第7節 地下水排除工	1-7-4		集排水ボーリング工		1-128
		1-7-5		集水井工		
	第8節 地下水遮断工	1-8-3		場所打擁壁工		
		1-8-4		固結工		
		1-8-5		矢板工		
	第9節 抑止杭工	1-9-3		既製杭工		1-128
		1-9-4		場所打杭工		
		1-9-5		シャフト工（深礎工）		
		1-9-6		合成杭工		

【第6編 道路編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第1章 道路改良	第3節 工場製作工	1-3-2	1	遮音壁支柱製作工		1-129
			2	遮音壁支柱製作工	工場塗装工	
	第4節 法面工	1-4-2		植生工		
		1-4-3		法面吹付工	コンクリート モルタル	
		1-4-4		法枠工		
		1-4-6		アンカー工		
		1-4-7	1	かご工	じゃかご	
			2	かご工	ふとんかご	
	第5節 擁壁工	1-5-3		既製杭工		
		1-5-4		場所打杭工		
		1-5-5		場所打擁壁工		
		1-5-6		プレキャスト擁壁工		
		1-5-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ） 壁工法 多数アンカー式補強土工 法 ジオテキスタイルを用い た補強土工法	
		1-5-8		井桁ブロック工		
	第6節 石・ブロック 積（張）工	1-6		石積（張）工		1-130
	第7節 カルバート工	1-7-6		現場打函渠工		
		1-7-7		プレキャストカルバート 工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	
	第8節 排水構造物工	1-8-3		側溝工	プレキャストU型側溝 コルゲートフリューム 自由勾配側溝	
		1-8-4		管渠工		
		1-8-5		集水樹・マンホール工		
		1-8-6		地下排水工		
		1-8-7		場所打水路工		
		1-8-8		排水工（小段排水・縦排 水）		
	第9節 落石防止工	1-9-4		落石防止網工		1-131
		1-9-5		落石防護柵工		
	第10節 遮音壁工	1-10-4		遮音壁基礎工		1-132
		1-10-5		遮音壁本体工		
第2章 舗装	第3節 舗装工	2-3-6	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工	1-133
			2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路 盤工）	
			3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント （石灰）安定処理工）	
			4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処 理工	
			5	半たわみ性舗装工	基層工	
			6	半たわみ性舗装工	表層工	
		2-3-7	1	排水性舗装工	下層路盤工	
			2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路 盤工）	
			3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント （石灰）安定処理工）	
			4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処 理工	
			5	排水性舗装工	基層工	
			6	排水性舗装工	表層工	

【第6編 道路編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第2章 舗装	第3節 舗装工	2-3-8	1	透水性舗装工	路盤工	1-134
			2	透水性舗装工	表層工	
		2-3-9	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	
			2	グースアスファルト舗装工	基層工	
			3	グースアスファルト舗装工	表層工	
		2-3-10		コンクリート舗装工		
		2-3-11		薄層カラー舗装工		
		2-3-12	1	ブロック舗装工	下層路盤工	
			2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	
			3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	
			4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工	
			5	ブロック舗装工	基層工	
		2-3	1	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工		1-135
			2	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工		
			3	路床安定処理工		
	第4節 排水構造物工	2-4-3	1	側溝工	L型街渠工 プレキャストU型側溝工 管渠型側溝工 管渠工	1-136
			2	側溝工 U型側溝工	現場打ち 50cm×50cm以下の断面のもの	
		2-4-5		集水弁（街渠柵）・マンホール工	街渠柵工 マンホール工	
		2-4-6		地下排水工		
		2-4-7		場所打水路工		
		2-4-8		排水工（小段排水・縦排水）		
		2-4-9		排水性舗装用路肩排水工		
		2-4		街渠工		
		2-5-3		縁石工		1-137
	第5節 縁石工					
	第6節 踏掛版工	2-6-4		踏掛版工	コンクリート工 ラバーシュー アンカーボルト	
	第7節 防護柵工	2-7-3		路側防護柵工		1-138
		2-7-4		防止柵工		
		2-7-5		ボックスビーム工		
		2-7-6		車止めポスト工		
	第8節 標識工	2-8-3		小型標識工		
		2-8-4	1	大型標識工	標識基礎工	
			2	大型標識工	標識柱工	
	第9節 区画線工	2-9-2		区画線工		

【第6編 道路編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第2章 舗装	第11節 道路付属施設工	2-11-4		道路付属物工		1-138
		2-11-5	1	ケーブル配管工		1-139
			2	ケーブル配管工	ハンドホール	
		2-11-6		照明工	照明柱基礎工	
第3章 橋梁下部	第3節 工場製作工	3-3-2		刃口金物製作工		1-140
		3-3-3		鋼製橋脚製作工		
		3-3-4		アンカーフレーム製作工		
		3-3-5		工場塗装工		
	第4節 橋台工	3-4-3		既製杭工		1-141
		3-4-4		場所打杭工		
		3-4-5		深礎工		
		3-4-6		オープンケーソン基礎工		
		3-4-7		ニューマチックケーソン基礎工		
		3-4-8		橋台躯体工		
	第5節 RC橋脚工	3-5-3		既製杭工		1-142
		3-5-4		場所打杭工		
		3-5-5		深礎工		
		3-5-6		オープンケーソン基礎工		
		3-5-7		ニューマチックケーソン基礎工		
		3-5-8		鋼管矢板基礎工		1-143
		3-5-9	1	橋梁躯体工	張出式 重力式 半重力式	
			2	橋梁躯体工	ラーメン式	
						1-144
	第6節 鋼製橋脚工	3-6-3		既製杭工		1-145
		3-6-4		場所打杭工		
		3-6-5		深礎工		
		3-6-6		オープンケーソン基礎工		
		3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		
		3-6-8		鋼管矢板基礎工		
		3-6-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型	
			2	橋脚フーチング工	門型	
		3-6-10	1	橋脚架設工	I型・T型	
			2	橋脚架設工	門型	
		3-6-11		現場継手工		1-146
		3-6-12		現場塗装工		
	第7節 護岸基礎工	3-7-3		基礎工		
		3-7-4		矢板工		
	第8節 矢板護岸工	3-8-3		笠コンクリート工		1-147
		3-8-4		矢板工		
	第9節 法覆護岸工	3-9-2		コンクリートブロック工		
		3-9-3		護岸付属物工		
		3-9-4		緑化ブロック工		
		3-9-5		環境護岸ブロック工		
		3-9-6		石積（張）工		
		3-9-7		法枠工		
		3-9-8	1	多自然型護岸工	巨石張り	
			2	多自然型護岸工	巨石積み	
			3	多自然型護岸工	かごマット	
		3-9-9		吹付工		
		3-9-10		植生工		
		3-9-11		覆土工		

【第6編 道路編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第3章 橋梁下部	第9節 法覆護岸工	3-9-12	1	羽口工	じゃかご	1-147
			2	羽口工	ふとんかご	
			3	羽口工	連節ブロック張り	
	第10節 擁壁護岸工	3-10-3		場所打擁壁工		1-148
		3-10-4		プレキャスト擁壁工		
第4章 鋼橋上部	第3節 工場製作工	4-3-3	1	桁製作工		1-149
			2	桁製作工	仮組立による検査を省略する場合	
		4-3-4		検査路製作工		
		4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		
		4-3-6		落橋防止装置製作工		
		4-3-7		鋼製排水管製作工		
		4-3-8		橋梁用防護柵製作工		
		4-3-9		橋梁用高欄製作工		
		4-3-10	1	横断歩道橋製作工		
			2	横断歩道橋製作工	仮組立による検査を省略する場合	
		4-3-11	1	鋳造品	金属支承工	
			2	鋳造品	大型ゴム支承工	
		4-3-12		アンカーフレーム製作工		
		4-3-13		工場塗装工		
	第4節 鋼橋架設工	4-4-4		架設工	クレーン架設	1-150
		4-4-5		架設工	ケーブルクレーン架設	
		4-4-6		架設工	ケーブルエレクション架	
		4-4-7		架設工	架設桁架設	
		4-4-8		架設工	送出し架設	
		4-4-9		架設工	トラベラークレーン架設	
		4-4-10	1	支承工	鋼製支承	
			2	支承工	ゴム支承	
	第5節 橋梁現場塗装工	4-5-3		現場塗装工		1-151
	第6節 床版工	4-6-2		床版工		1-152
	第7節 橋梁附属物工	4-7-2	1	伸縮装置工	ゴムジョイント	
			2	伸縮装置工	鋼フィンガージョイント	
		4-7-3		落橋防止装置工		
		4-7-5		地覆工		
		4-7-6		橋梁用防護柵工		
		4-7-7		橋梁用高欄工		
		4-7-8		検査路工		
	第8節 歩道橋本体工	4-8-3		既製杭工		1-153
		4-8-4		場所打杭工		
		4-8-5		橋脚フーチング工	I型、T型	
		4-8-6		歩道橋（側道橋）架設工		
		4-8-7		現場塗装工		
第5章 コンクリート橋上部	第3節 工場製作工	5-3-2		プレバーム用桁製作工		1-153
		5-3-3		橋梁用防護柵製作工		
		5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		
		5-3-6		工場塗装工		
		5-3-7		鋳造品		
	第4節 PC橋工	5-4-2	1	プレテンション桁製作工（購入工）	桁橋	
			2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ橋	

【第6編 道路編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁		
第5章 コンクリート 橋上部	第4節 PC橋工	5-4-3		ポストテンション桁製作工		1-153		
		5-4-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）				
		5-4-5		プレキャストセグメント主桁組立工				
		5-4-6		支承工				
		5-4-7		架設工（クレーン架設）				
		5-4-8		架設工（架設桁架設）				
		5-4-9		床版・横組工				
		5-4-10		落橋防止装置工				
		第5節 プレベーム桁橋工	5-5-2		プレベーム桁製作工（現場）			1-154
			5-5-6		床版・横組工			
	第6節 PCホロースラブ橋工	5-6-3	1	支承工	鋼製支承			
			2	支承工	ゴム支承			
		5-6-4		PCホロースラブ製作工				
	第7節 RCホロースラブ橋工	5-7-4		RC場所打ホロースラブ製作工				
	第8節 PC版桁橋工	5-8-2		PC版桁製作工				
	第9節 PC箱桁橋工	5-9-4		PC箱桁製作工				
	第10節 PC片持箱桁橋工	5-10-2		PC片持箱桁製作工				
	第11節 PC押出し箱桁橋工	5-11-2		PC押出し箱桁製作工				
	第12節 橋梁付属物工	5-12-2	1	伸縮装置工	ゴムジョイント	1-155		
			2	伸縮装置工	鋼フィンガージョイント			
		5-12-4		地覆工				
		5-12-5		橋梁用防護柵工				
		5-12-6		橋梁用高欄工				
第6章 トンネル（NATM）	第4節 支保工	6-4-3		吹付工				
		6-4-4		ロックボルト工				
	第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工		1-156		
		6-5-4		側壁コンクリート工				
		6-5-5		床版コンクリート工				
	第6節 インバート工	6-6-4		インバート本体工				
	第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		1-157		
	第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工				
6-8-5			明り巻工					
第9章 共同溝	第3節 工場製作工	9-3-3		工場塗装工				
	第5節 現場打構築工	9-5-2		現場打躯体工		1-158		
		9-5-4		カラー継手工				
		9-5-5	1	防水工	防水			
			2	防水工	防水保護工			
			3	防水工	防水壁			
	第6節 プレキャスト構築工	9-6-2		プレキャスト躯体工		1-159		
第10章 電線共同溝	第5節 電線共同溝工	10-5-2		管路工（管路部）				
		10-5-3		プレキャストボックス工（特殊部）				
		10-5-4		現場打ボックス工（特殊部）				
	第6節 付帯設備工	10-6-2		ハンドホール工				
第11章 情報ボックス工	第3節 情報ボックス工	11-3-3		管路工（管路部）		1-160		
	第4節 付帯設備工	11-4-2		ハンドホール工				
第13章 道路修繕	第3節 工場製作工	13-3-4		桁補強材製作工		1-161		

【第6編 道 路 編】

章	節	条	枝番	工種	種別	頁
第13章 道路修繕	第4節 舗装工	13-4-3		路面切削工		1-162
		13-4-4		舗装打換え工		
		13-4-5	1	切削オーバーレイ工		
		13-4-5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合）		1-163
		13-4-6		オーバーレイ工		
		13-4-7		路上再生工		
		13-4-8		薄層カラー舗装工		
	第18節 鋼桁工	13-18-3		鋼桁補強工		1-164
	第19節 橋梁支承工	13-19-3		鋼桁支承工		
		13-19-4		P C橋支承工		
	第23節 現場塗装工	13-23-6		コンクリート面塗装工		

【第 7 編 公園緑地編】

工	種	頁
敷地造成工（公園敷地造成の基礎的土木）		1-165
施設基礎工（鉄柵、フェンス等の独立基礎及び延基礎）		
縁石工		
砂場工		1-166
舗装工		
遊具等部材加工組立工		
植栽工		1-167
地被類植栽工		
張芝工		1-168
植栽客土工		
支柱工		

【第8編 港 湾 編】

区 分	工 種	頁
共通の工種	圧密・排水工	サンドドレーン
		敷砂均し
		載荷土砂
		ペーパードレーン
		グラベルマット
		グラベルドレーン
	締固工	ロッドコンパクション
		サンドコンパクションパイル
		盛上土砂撤去
		敷砂均し
	固化工	深層混合処理杭
		敷砂均し
		事前混合処理
		表層固化処理
	洗掘防止工	洗掘防止
	中詰工	砂・石材中詰
		コンクリート中詰
		プレパックドコンクリート中詰
	蓋コンクリート工	蓋コンクリート
	蓋ブロック工	蓋ブロック製作
		蓋ブロック据付
	鋼矢板工	先行掘削
		鋼矢板
	控工	控鋼矢板
		控鋼杭
		プレキャストコンクリート控壁
		場所打コンクリート控壁
		腹起
		タイ材
	鋼杭工	先行掘削
		鋼杭
	コンクリート杭工	コンクリート杭
	防食工	電気防食
		FRPモルタル被覆
		ペトラタム被覆
		コンクリート被覆
		防食塗装
	コンクリート舗装工	下層路盤
		上層路盤
		コンクリート舗装版
	アスファルト舗装工	下層路盤
		上層路盤
		基層
		表層
	植生工	
海上地盤改良工	床掘工	ポンプ浚渫
		グラブ浚渫
	置換工	置換材均し
	圧密・排水工	圧密・排水工
	締固工	締固工
	固化工	固化工

【第8編 港 湾 編】

区 分		工 種	頁
基礎工	基礎盛砂工	盛砂均し	1-180
	洗掘防止工	洗掘防止工	
	基礎捨石工	基礎捨石	
		捨石本均し	1-181
		捨石荒均し	
	基礎ブロック工	基礎ブロック製作	
本体工（ケーソン式）		基礎ブロック据付	1-182
	ケーソン製作工	ケーソン製作	
	ケーソン進水据付工	ケーソン進水据付	
	中詰工	中詰工	1-183
	蓋コンクリート工	蓋コンクリート工	
	蓋ブロック工	蓋ブロック工	
本体工（ブロック式）	本体ブロック製作工	本体ブロック製作	1-184
	本体ブロック据付工	本体ブロック据付	
	中詰工	中詰工	
	蓋コンクリート工	蓋コンクリート工	
	蓋ブロック工	蓋ブロック工	
本体工（場所打式）	場所打コンクリート工	場所打コンクリート工	1-185
	水中コンクリート工	水中コンクリート工	1-186
	プレパックドコンクリート工	プレパックドコンクリート工	
	水中不分離性コンクリート工	水中不分離性コンクリート工	
本体工（捨石・捨ブロック式）	洗掘防止工	洗掘防止工	1-187
	本体捨石工	本体捨石工	
	捨ブロック工	捨ブロック製作	
		捨ブロック据付	
	場所打コンクリート工	場所打コンクリート工	
本体工（鋼矢板式）	鋼矢板工	鋼矢板工	1-188
	控工	控工	
本体工（コンクリート矢板式）	コンクリート矢板工	コンクリート矢板工	1-188
	控工	控工	
本体工（鋼杭式）	鋼杭工	鋼杭工	1-189
本体工（コンクリート杭式）	コンクリート杭工	コンクリート杭工	
被覆・根固工	被覆石工	被覆石	1-189
		被覆石均し	
	被覆ブロック工	被覆ブロック製作	
		被覆ブロック据付	
	根固ブロック工	根固ブロック製作	
		根固ブロック据付	
上部工	上部コンクリート工	上部コンクリート工	1-190
	上部ブロック工	上部ブロック工	
付属工	係船柱工	係船柱	1-191
	防舷材工	防舷材	
	車止・縁金物工	車止・縁金物工	
	防食工	防食工	
	付属設備工	係船環	
消波工	洗掘防止工	洗掘防止工	1-192
	消波ブロック工	消波ブロック製作	
		消波ブロック据付	

【第8編 港 湾 編】

区 分		工 種	頁
裏込・裏埋工	裏込工	裏込材	1-192
		裏込均し	
		吸出し防止材	
	裏埋工	裏埋材	
	裏埋土工	土砂掘削	
		土砂盛土	
陸上地盤改良工	圧密・排水工	圧密・排水工	1-193
	締固工	締固工	
	固化工	固化工	
土工	掘削工	土砂掘削	
	盛土工	土砂盛土	
	路床盛土工	路床盛土	
	法面工	法面	
舗装工	コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	1-194
	アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	
維持補修工	維持塗装工	係船柱塗装	1-195
		車止塗装	
		縁金物塗装	
構造物撤去工	防食工	防食工	
	取壊し工	コンクリート取壊し	
	撤去工	水中コンクリート撤去	
		鋼矢板等切断撤去	
		腹起・タイ材撤去	
		舗装版撤去	
		石材撤去	
		ケーソン撤去	
		ブロック撤去	
		鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	
仮設工	仮設鋼矢板工	仮設鋼矢板・H形鋼杭	1-196
	仮設鋼管杭・鋼管矢板工	先行掘削	
		仮設鋼管杭・鋼管矢板工	
	仮設道路工	仮設道路工	
雑工	現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接	1-197
		被覆溶接（水中）	
		スタッド溶接（水中）	
	現場鋼材切断工	現場鋼材切断	
	その他雑工	清掃	
		削孔	
浚渫工	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫	1-197
	グラブ浚渫	グラブ浚渫	
	硬土盤浚渫工	硬土盤浚渫	
	岩盤浚渫工	岩盤浚渫	
	バックホウ浚渫工	バックホウ浚渫	
埋立工	固化工	固化工	
	埋立土工	土砂掘削	
		土砂盛土	
道路舗装工	コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	1-198
	アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	
	道路付属工	縁石	
		区画線及び道路標示	
		道路標識	
		防護柵	
緑地工	植生工	植生工	

【第9編 土地改良編】

工	種	頁
堤体工		1-244
表土扱い		
基礎整地工		
表土整地工		
畦畔工（溝畔工）		
道路工		1-245
開水路工（二次製品）		
管水路工（パイプライン）		
暗渠排水工		

【第10編 下水道編】

章	節	条	枝番	工種	頁
第2章 管路	第1節 管きょ工（開削）	2-1-2		掘削	1-246
		2-1-3		管布設工	
		2-1-4	1	砂基礎	
			2	コンクリート基礎	1-247
		2-1-5	1	プレキャストボックスカルバート工	
	第3節 管きょ工（小口径推進・推進）		2	現場打ち水路築造工	1-248
		2-3-2	2	推進工（小口径推進）	1-249
			3	空伏工（小口径推進）	
	第2節 管きょ工（シールド）	2-4-2		シールド工（一次覆工）	1-250
		2-4-3		シールド工（二次覆工）	
		2-5-6		管きょ更生工（自立管）	1-251
		2-5-7		管きょ更生工（複合管）	
	第6節 マンホール工	2-6-2		マンホール設置工（組立てマンホール）	1-252
第3章 処理場・ポンプ場	第7節 本体築造工	3-7-8		ポンプ場 終末処理場 （池・槽の主要構造部）	1-253
				ポンプ場 終末処理場 （池・槽の付属構造部）	
				開口部	
				ゲート用開口部	
				可動せき用開口部	1-254
				流出トラフ	
				越流堰	

【第11編 水道編】

工	種	頁
管据付工		1-255
管継手工（铸铁管）（鋼管）		
弁栓室工		
R C配水池		1-256
P C配水池		1-257
鋼製配水池		

品質管理基準 目次

工 種	頁
I. 共通編	2-1
1. セメント・コンクリート (転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	2-1
2. ガス圧接	2-7
3. 既製杭工	2-8
4. 基礎工	2-9
5. 場所打杭工	2-9
6. 既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	2-9
7. 下層路盤	2-10
8. 上層路盤	2-11
9. アスファルト安定処理路盤	2-12
10. セメント安定処理路盤	2-13
11. アスファルト舗装	2-14
12. 転圧コンクリート	2-19
13. グースアスファルト舗装	2-22
14. 路床安定処理工	2-24
15. 表層安定処理工 (表層混合処理)	2-25
16. 固結工	2-26
17. アンカー工	2-26
18. 補強土壁工	2-27
19. 吹付工	2-28
20. 現場吹付法砕工	2-31
21. 河川土工	2-34
22. 砂防土工	2-35
23. 道路土工	2-35
24. 捨石工	2-37
25. 覆工コンクリート (N A T M)	2-38
26. 吹付コンクリート (N A T M)	2-41
27. ロックボルト (N A T M)	2-44
28. 路上路盤再生工	2-44
29. 路上表層再生工	2-46
30. 排水性舗装工・透水性舗装工	2-47
31. プラント再生舗装工	2-49
32. ガス切断工	2-51
33. 溶接工	2-51
34. 中層混合処理	2-54
35. 鉄筋挿入工	2-55
II. 公園緑地編 (運動施設)	2-56
III. 土地改良編 (堤体盛土)	2-56
IV. 下水道編 (埋戻し工、管布設工)	2-57
(管きょ更生工)	2-58
V. 水道編	2-59
1. 管工事	2-59
2. 基礎工	2-60
3. R C配水池及び各種ピット類	2-61
4. P C配水池	2-63
5. 鋼製配水池	2-63

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、土木工事共通仕様書第1編 1-1-25「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

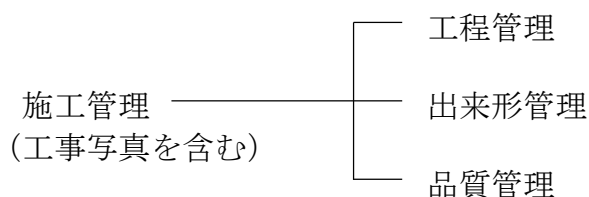
1. 目 的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この基準は、神戸市が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 請負人は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負人は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負人は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負人は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負人は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

1) 請負人は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規 格 値

請負人は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

(1) 工事写真

請負人は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を工事記録写真作成要領により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 3次元データによる出来形管理

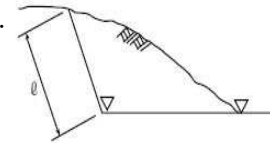
土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事について

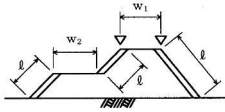
施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

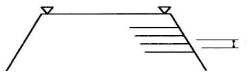
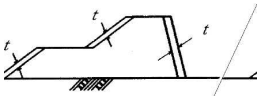
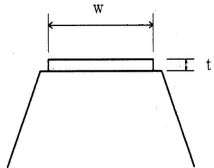
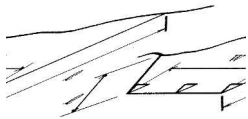
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	2	1	掘削工 (点管理の場合)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長 ℓ	ℓ < 5 m			
							ℓ ≥ 5 m			

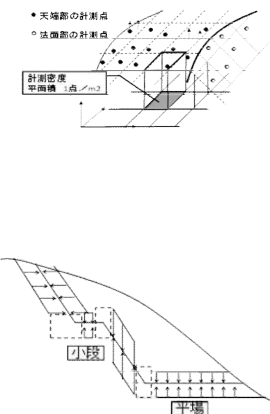
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均 値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			

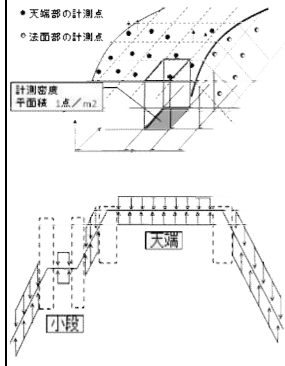
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均 値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	3	1	盛土工 (点管理の場合)	基 準 高 ▽	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
						法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$			
							$\ell \geq 5 \text{ m}$			
						幅 w_1, w_2	－100			

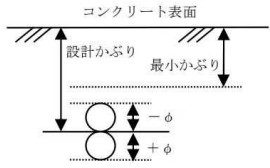
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均 値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≥勾配 (小段 含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、 ここでの勾 配は、鉛直 方向の長さ 1に対す る、水平方 向の長さX をX割と表 したもの						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						厚 さ t	-50			
						控 え 長 さ	設計値以上			
			5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
			6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	-50		
						幅 w		-100		
		4 道路土工	2	1	掘削工 (点管理の場合)	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200		
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長-4%		
						幅 w		-100		

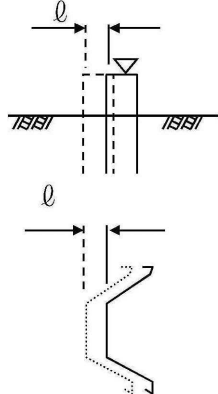
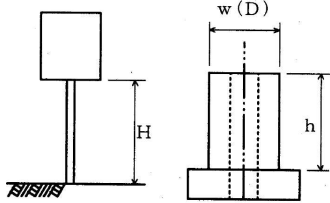
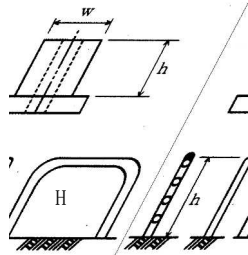
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均 値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160			
						法面(軟岩Ⅰ)(小段含む)	水平または標高較差	±70	±330			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工 (点管理の場合)	基 準 高 ▽		±50		施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m(または 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法 長 ℓ	ℓ<5m	-100				
							ℓ≥5m	法長-2%				
						幅 w ₁ , w ₂		-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)			平均 値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」(国土交通省)に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			

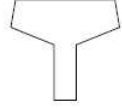
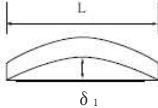
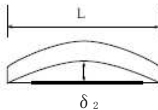
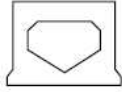
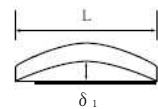
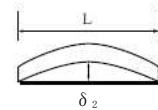
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用		
					整地工 (宅地造成工事)	基準高（仕上がり高）	仕上がり高の 測定値が95% 以上の割合で 基準高さ±100 mm以内を満足 すること。 ただし、集合・ その他の宅地 の粗造成は± 200mm以内を満 足すること。	・独立宅地 一宅地 4点 ・集合・その他の宅地 20mメッシュの交点		

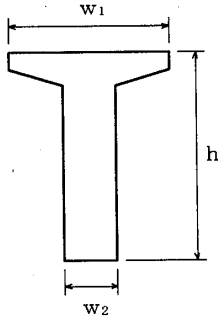
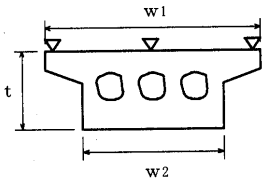
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 無筋・鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = D / (n - 1)$ D : n 本間の延長 n : 10 本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット 当たりに対して各面で一箇所以上測定す る。最小かぶりとは、コンクリート標準示方 書（設計編：標準 7 編 2 章 2.1）参照。た だし、道路橋示方書の適用を受ける橋につ いては、道路橋示方書（Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材編 5.2）による。	 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁から コンクリート表面までの距離をい う	
						かぶり t	設計かぶり ± φ かつ 最小かぶり以 上	注 1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用 する。 注 2) 橋梁コンクリート床版桁（P C 橋含 む）の鉄筋については、第 3 編 2-17-2 床版工を適用する。 注 3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								部・下部工および重要構造物である内空断面面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配置状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		

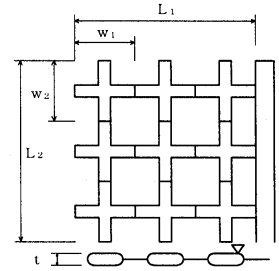
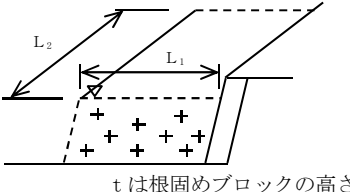
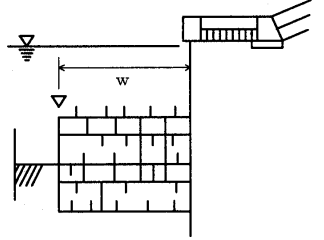
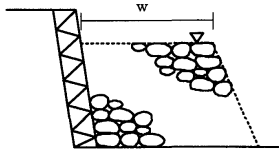
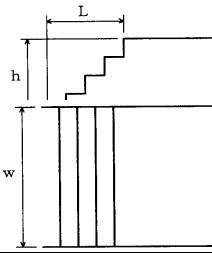
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定仮設・任意架設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 l	100			
			5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
			6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		
						基礎	幅 $w(D)$	-30		
							高 さ h	-30		
							根 入 長	設計値以上		
			7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	-30		
							高 さ h	-30		
						パイプ取付高 H		+30 -20		

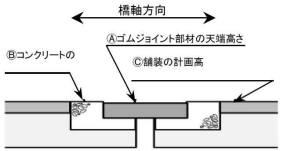
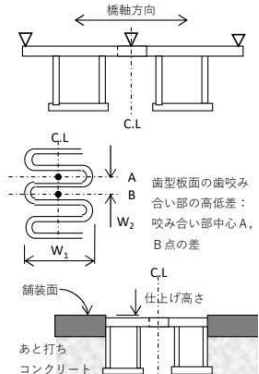
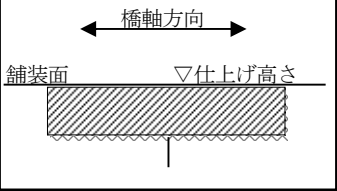
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	－30	1ヶ所／施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所／1 施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
							高 さ h	－30				
						ビーム取付高 H		+30 －20	1ヶ所／1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
			8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	－30	1ヶ所／1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する	
							高 さ h	－30				
							延 長 L	－100				
						ケーブル取付高H		+30 －20	1ヶ所／1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
			9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。				
						幅 w	設計値以上					
			10			道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所／10 本 10 本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗 装 使 用 量	鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ－82「表Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜圧」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了後に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。		
			12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （桁橋）	桁長 L（m）	$\pm L/1,000$	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 JIS 製品以外は JIS 製品に準ずる。	断面図  側面図  平面図 	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
			12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L（m）	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10\text{m}$ $\pm L/1,000 \cdots$ $L > 10\text{m}$	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 JIS 製品以外は JIS 製品に準ずる。	断面図  側面図  平面図 	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			

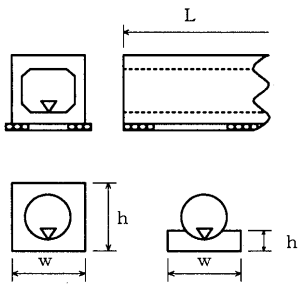
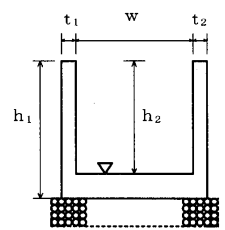
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	$+10$ -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレ ストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端 部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用 する場合は、製造工場の発行 するJISに基づく試験成績 表に替えることができる。 ℓ ：支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	± 5			
						高 さ h	$+10$ -5			
						桁長、支間長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15$ $\cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
			13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
			14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長、支間長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレ ストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端 部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
			15		P C ホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり2ヶ 所（支点付近）で1 箇所当た り両端と中央部の3 点、幅及 び厚さは1 径間当たり両端 と中央部の3 ヶ所。		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$+30 \sim -5$			
						厚 さ t	$+20 \sim -10$			
						桁長、支間長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-17-2床板工に準ずる。 ℓ ：桁長 (m)		

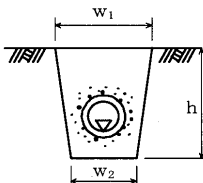
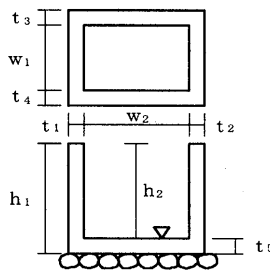
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所 (支点付近) で 1 箇所あたり両 端と中央部の 3 点、幅及び高さ は 1 径間あたり両端と中央部 の 3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準につ いては、第3編3-2-17-2床板工 に準ずる。 ℓ ：桁長(m)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (上) w_1	$+30 \sim -5$			
						幅 (下) w_2	$+30 \sim -5$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁長、支間長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
			16	2	P C押し箱桁製作工	幅 (上) w_1	$+30 \sim -5$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端 部、中央部の 3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準につ いては、第3編3-2-17-2床板工 に準ずる。 ℓ ：桁長(m)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (下) w_2	$+30 \sim -5$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁長、支間長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			

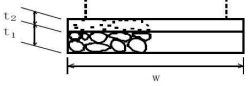
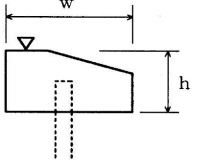
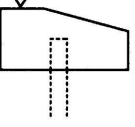
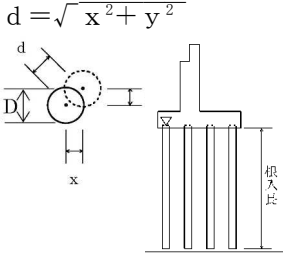
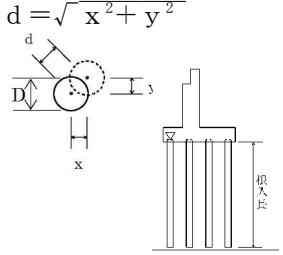
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。			
							厚さ t	-20				
							幅W ₁ , W ₂	-20				
							延長L ₁ , L ₂	-200				
						乱積	基準高▽	±t／2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		tは根固めブロックの高さ	
							延長L ₁ , L ₂	－ t / 2				1 施工箇所毎
			18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1 組毎				
						幅 w	±300					
						延 長 L	－200					
			19		捨石工	基 準 高 ▽	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。				
						幅 w	－100					
						延 長 L	－200					
			22		階段工	幅 w	－30	1 回／1 施工箇所				
						高 さ h	－30					
						長 さ L	－30					
						段 数	± 0 段					

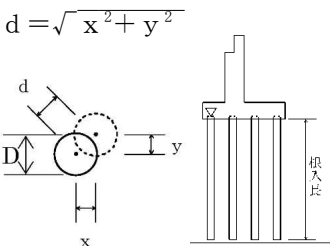
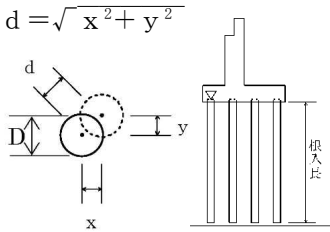
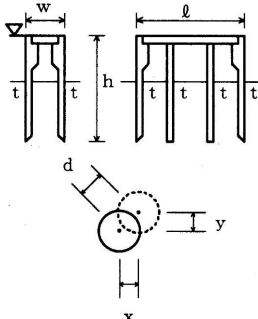
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し0～-2			
			24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高 さ		高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道部、中央部計3点。		
						据 付 け 高 さ	±3			
						橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表 面 の 凹 凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し0～-2			
			24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～+3			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基 準 高 ∇	± 500	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法 長 ℓ	-200			
						延 長 L	-200			
			26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-0.2 t			
						延 長 L	-200			
			27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 $\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 $\ell \geq 3\text{ m}$	-100			
						厚 さ t	-50			
			27	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高 さ h	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L_1, L_2	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合		
						※幅 w	-50			
						※高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
						基 準 高 ∇	±30			
			29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
			29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ t_1, t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」(国土交通省)の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						幅 w1, w2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
			30		集水桝工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ t1～t5	-20			
						※幅 w1, w2	-30			
						※高さ h1, h2	-30			
			31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は 10㎡ごとに1点とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1	一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t ₁ 、t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による。			
				3	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」(国土交通省) の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
				3	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」(国土交通省) の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
				4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向 (道路線形方向、橋軸方向等) とそれに直交する横断方向の 2 方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」(国土交通省) に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
				4	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」(国土交通省) に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計径以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	{設計径（公称径）-30} 以上			
			6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルイングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基礎径D	設計径（公称径）以上※			
			7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300以内			

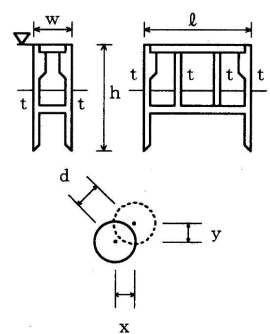
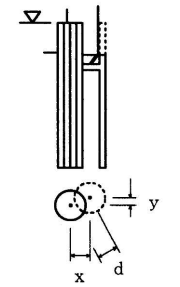
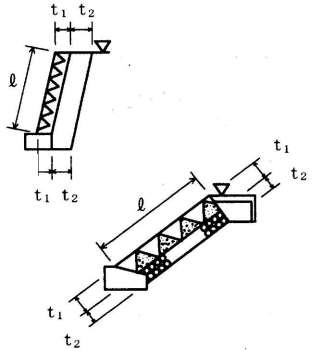
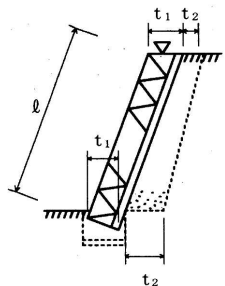
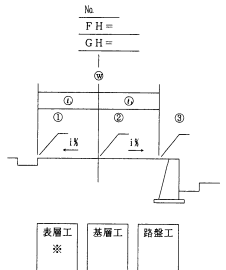
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン 基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
			9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			

Figure 1 illustrates two types of bridge deck joints. The top diagram shows a joint with a width W and a cross-hatched area labeled '間詰かご' (intermediate cage). The bottom diagram shows a joint with a width W and a solid rectangular area labeled '連節ブロッ' (continuous joint block).

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積張工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$			
							$\ell \geq 3\text{ m}$			
						厚さ（ブロック） t_1	-50			
						厚さ（裏込） t_2	-50			
						延 長 L	-200			
			5		石積（張）工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$			
							$\ell \geq 3\text{ m}$			
						厚さ（石積・張） t_1	-50			
						厚さ（裏込） t_2	-50			
						延 長 L	-200			
	6 一般舗装工	6	4		橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅 100mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (点管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で2,000 ㎡ 以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	*基準高、幅、厚さについては、該当箇所 の横断図を利用し、下記のような出来形図を作成する。 (例) 
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

※拡大図（表層工例）					
出 来 形 成 果 表					
表	工 種・項 目	測 点 No.			規 格 値
	設 計 高 さ	①	②	③	
	出 来 高 高 さ				
	差				
層	設 計 厚 さ	①	②	③	
	出 来 高 厚 さ				
	差				
	工	設 計 幅	①	②	③
出 来 形 幅					
差					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	±40 －15	±50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施 工 面 積 で 2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						厚さあるいは標準較差	±90	±90	±40 －15	±50 －15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (点管理の場合)	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施 工 面 積 で 2,000 ㎡ 以上 10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上 3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (点管理の場合)	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施 工 面 積 で 2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さあるいは標準較差	-54	-63	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (点管理の場合)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施 工 面 積 で 2,000 ㎡ 以上 10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上 3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工) (点管理の場合)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工) (点管理の場合)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ③ 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ④ 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25		—	—			
						平 坦 性	—		3 mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (点管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	－45		－15	－15			
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般舗 装工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
					厚さあるいは標準較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (点管理の場合)	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 ($\bar{X}_{10}$)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (点管理の場合)	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (点管理の場合)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工) (点管理の場合)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25		－	－			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工) (点管理の場合)	厚 さ	－ 7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25		－	－			
						平 坦			3 mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	-		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (点管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ	－45		－15	－15			
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般舗装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (点管理の場合)	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処 理工 (点管理の場合)	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処 理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (点管理の場合)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 (基層工) (点管理の場合)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25		—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 (表層工) (点管理の場合)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25		－	－			
						平 坦 性			3 mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X_{10})				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (点管理の場合)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
						厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	－9		－3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					(点管理の場合)	幅	－25		－			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは 標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					(面管理の場合)							

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗 装工 (加熱アスファルト安定処理工) (点管理の場合)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		－	－			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工) (点管理の場合)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25		－	－			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工) (点管理の場合)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	－	－			
						平 坦 性	－		3 mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (点管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) (国土交通省)」の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	・工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚 さ	-45		-15	-15			
						幅	-50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (点管理の場合)	厚 さ	－25	－30	－8	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10 個に9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工) (点管理の場合)	厚 さ	－25	－30	－8	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (点管理の場合)	厚 さ	－9	－12	－3	－3	幅は、延長80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に 1 個の割でコアを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	－25		—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (点管理の場合)	厚 さ	－10	－3.5	－3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当り横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						幅	－25	—	—				
						平 坦 性	—	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメータにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					(面管理の場合)	平 坦 性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (点管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	-45		-15	-15			
						幅	-50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (点管理の場合)	厚 さ	－25	－30	－8	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－50		—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	－9	－12	－3	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－25		—	—			

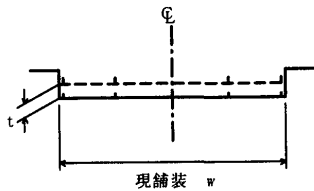
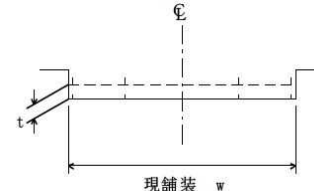
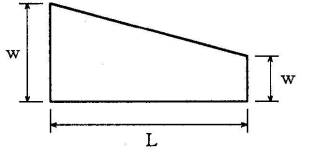
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
					(面管理の場合)								

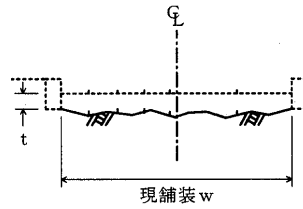
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	－15		－4.5	－4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当り横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により測点による管理を行う場合は、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－35		—	—			
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2						

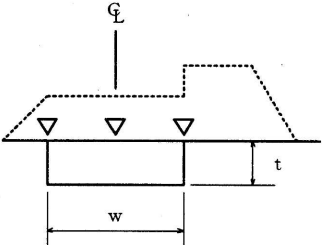
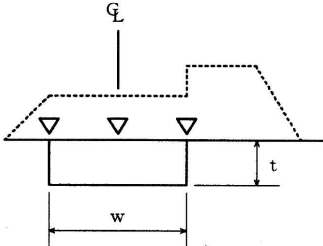
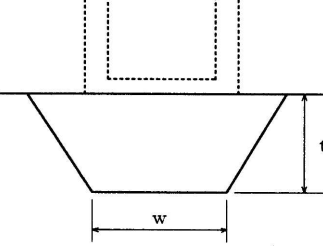
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合は測定値の平均									
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。						
						厚 さ	-45		-15					—				
						幅	-50		—					—				
			13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	—				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						幅	-50		—						—			
			13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	—					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。			
						幅	-50		—							—		
			13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	—						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50		—								—	
			13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	—							幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						幅	-25		—									—

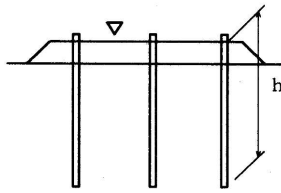
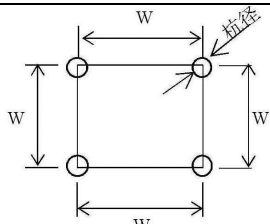
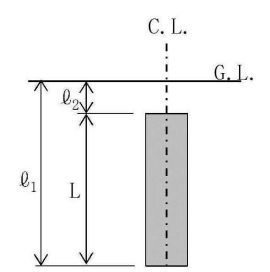
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚 さ	-45		-15	—			
						幅	-50		—	—			
			14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		—				
			14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50		—				
			14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。		
						幅	-50		—				
			14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。		
						幅	-25		—				

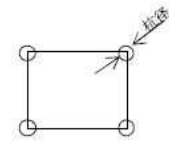
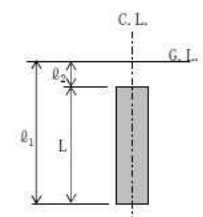
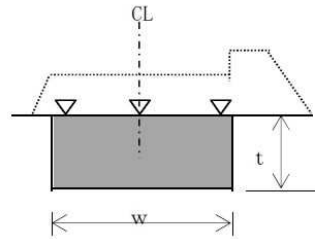
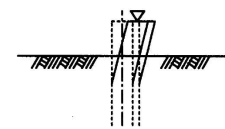
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚 さ t	—7	—2	厚さは40m毎に現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	—25	—				
			15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	—17 (17) (面管理として緩和)	—2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m 未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。			
						幅 w	—25	—				
			16		舗装打換え工	路盤工	厚さ t	該 当 工 種		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							幅 w	—50				
							延長 L	—100				
						舗設工	厚さ t	該 当 工 種				
							幅 w	—25				
							延長 L	—100				

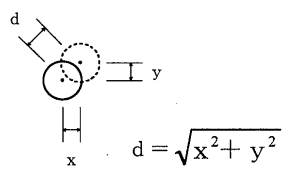
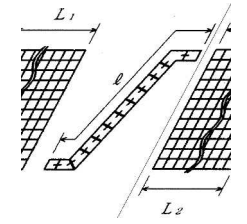
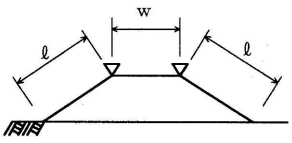
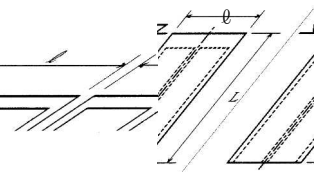
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平 坦 性	—	3 mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			
			2		オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」（国土交通省）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	—	3 m ² プロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			

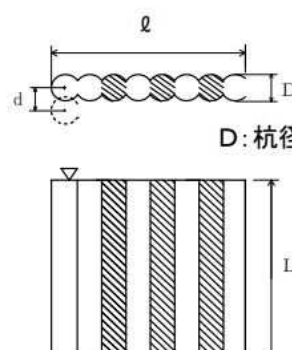
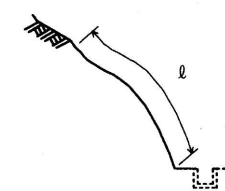
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 Lを確認（実測は不要）。		
						施工厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
			3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置換厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
			4	1	表層安定処理工 （サンドマット）	施工厚さ t	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2 表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 w. (L) は施工延長 40mにつき 1 ヶ所、80m以下のものは 1 施工箇所 につき 3 箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法 肩で行う。		
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
				5	パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場 合は 50m) につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こ して測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
			8	7	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレー ン工) 締め改良工 (サンドコンパクショ ンパイル工)	位置・間隔 w	± 100	100 本に 1 ヶ所。 100 本以下は 2 ヶ所測定。1 ヶ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は 対象外とする。 ペーパードレーン工においては、 「3 次元計測技術を用いた出来形 管理要領 (案)」(国土交通省) の規 定による測点の管理方法を用いる ことができる。 全本数		
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			

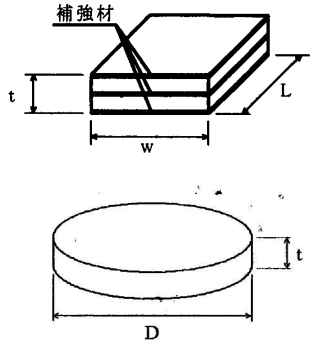
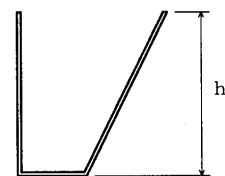
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
						サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイル の砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工 においては、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」（国土交通 省）の規定による測点の管理方法 を用いることができる。				
									※余長は、適用除外			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	−50	100 本に 1 ケ所。 100 本以下は 2 ケ所測定。 1 ケ所に 4 本測定。				
						位置・間隔 w	D/4 以内					
						杭 径 D	設計値以上					
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体先端深度				
												

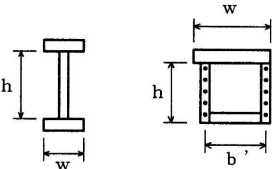
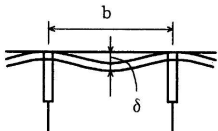
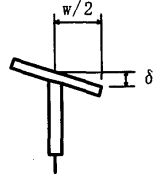
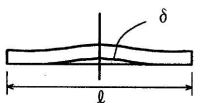
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
				2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)第8編固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工による管理の場合	基 準 高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	 	3-2-7-9		
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)				
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)				
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)				
				3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m³～4,000m³につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m³以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅W、延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-9		
						施工厚さ t	設計値以上					
						幅 W	設計値以上					
						延 長 L	設計値以上					
				10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
								根 入 長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
			5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	延長 L_1 L_2	-200	1 施工箇所毎		
			5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 50m につき 1 ヶ所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 (任意仮設は除く)		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 50m につき 1 ヶ所。 延長 50m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 (任意仮設は除く)		
			9		地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。 延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
			10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		D：杭径	
						連壁の長さ ℓ		－50				
						変 位		D/4以内				
						壁 体 長 L		－200				
			21		法面吹付工	法長 ℓ	ℓ< 3 m	－50	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 200 m ² につき 1ヶ所以上、200 m ² 以下は 2箇所をせん孔により測定。			
							ℓ≥ 3 m	－100				
						厚さ t	t< 5 cm	－10				但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上
							t ≥ 5 cm	－20				
						延 長 L		－200				1 施工箇所毎

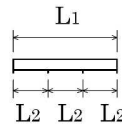
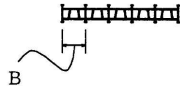
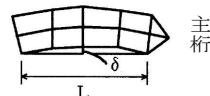
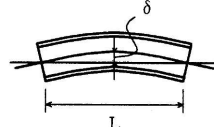
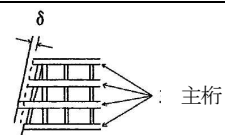
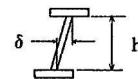
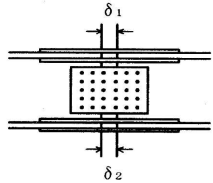
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造品 (金属支承工)	合用 上下部 構造物との接 合ボルト孔	孔の直径		+ 2 - 0		製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを測定する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
							中心 距離	ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ					
								≦1000mm	1 以下				
								ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ					
								>1000mm	1.5以下				
						用孔 アンカー ボルト	加工 ドリル	≦100mm	+ 3 - 1				
								>100mm	+ 4 - 2				
						孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13					
						セン スタ	ボ ス の 直 径		+ 0 - 1				
							ボ ス の 高 さ		+ 1 - 0				
						ボス ※5	ボ ス の 直 径		+ 0 - 1				
							ボ ス の 高 さ		+ 1 - 1				
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13					
						※量全 40移動	ℓ≦300mm		± 2				
							ℓ>300mm		±ℓ/100				
						組立高さ (H)	上、下面加工仕上げ		± 3				
							コン クリ ー ト 構造用	H ≦300mm	± 3				
								H> 300mm	(H/200+3)小数点以下 切り捨て				
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)		JIS B 0403-1995 CT14				
							鋳放し肉厚寸法 ※2)		JIS B 0403-1995 CT15				
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級				
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級				

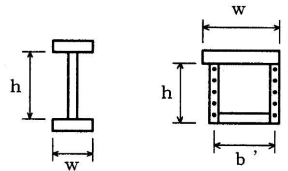
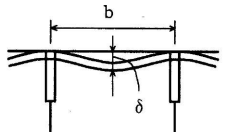
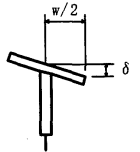
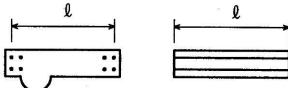
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造品 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤500	0 ～ + 5	製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
							500 < w, L, D ≤1500mm	0 ～ + 1 %			
							1500 < w, L, D	0 ～ +15			
						厚さ t	t ≤20mm	±0.5			
							20 < t ≤160	±2.5%			
							160 < t	± 4			
						相対誤差	w, L, D ≤1000mm	1			
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000			
		1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ (m)	± 3 … ℓ ≤10 ± 4 … ℓ >10	図面の寸法表示箇所 で測定。			
		1	4	刃口金物製作工		刃 口 高 さ h (m)	± 2 …… h ≤0.5 ± 3 …… 0.5 < h ≤1.0 ± 4 …… 1.0 < h ≤2.0	図面の寸法表示箇所 で測定。			
						外 周 長 L (m)	± (10+L/10)				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要							
								鋼桁等	トラス・アーチ等									
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度	フランジ幅w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5<w≦1.0 ±4…… 1.0<w≦2.0 ±(3+w/2)… 2.0<w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 JIS 製品を使用する場合は、JIS 認定工場の成績表にかえることができる。	 I 型鋼桁 トラス弦材								
												板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高(mm) b：腹板又はリブの間隔(mm) w：フランジ幅(mm)			
													箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート				b/150	
													フランジの直角度 δ (mm)				w/200	
													部材長 ℓ (m)				鋼桁	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ>10
トラス、アーチなど	±2…ℓ≦10 ±3…ℓ>10																	
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長(mm)									

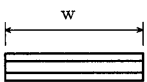
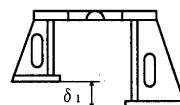
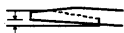
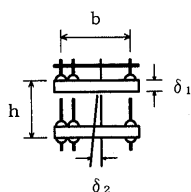
※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。

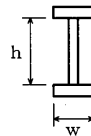
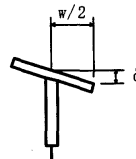
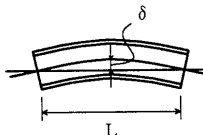
出来形管理基準 土木工事共通編(R7.10)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L1 (m) 支間長 L2 (m)	± (10+L1/10) ± (10+L2/10)	主桁、主構全数を測定。			
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	± 4 …… B ≤ 2 ± (3+B/2) …… B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	± 5 …… h ≤ 5 ± (2.5+h/2) …… h > 5	—	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…L ≤ 100 25 …… L > 100	最も外側の主桁又は主構について 支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上(m)			
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5 …… L ≤ 20 -5～+10…… 20 < L ≤ 40 -5～+15…… 40 < L ≤ 80 -5～+25…… 80 < L ≤ 200	各主桁について 10～12m間隔を測定。 L：主桁の 支間長(m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の 支間長(m)		
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、 すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、 すき間の許容範囲は0mm～8mm)			

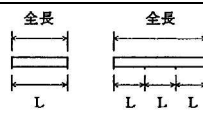
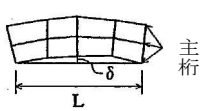
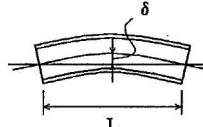
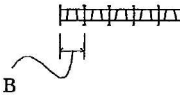
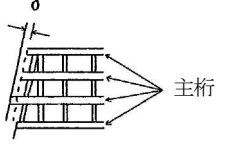
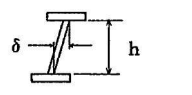
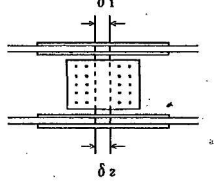
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	± 2 …… w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		I 型鋼桁 トラス弦材		
								± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0				床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	
								± 4 …… 1.0 < w ≤ 2.0					
								± (3+w/2) …… 2.0 < w					
								板の平面度 δ (mm)	鋼桁等及びトラス等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
									箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150			
フランジの直角度 δ (mm)		w / 200											
部材長 ℓ (m)	鋼桁	± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10	主要部材全数を測定。										

※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$			
			5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0 ～ +30			
				仮組立時		組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4				
						フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2		(実測値) δ_2 		
			6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$			
			7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
			8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	b／500	軸心上全数測定。 		
				鉛直度 δ_2 (mm)			h／500				
				高さ h (mm)			± 5				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。  I 型鋼桁				
								フランジの直角度 δ (mm)			$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。 	
						仮組立時 主 桁 の そ り	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。 					
			10		鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	塗 膜 厚 a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了後に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 m ² とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200 m ² に満たない場合は10 m ² ごとに1点とする。			

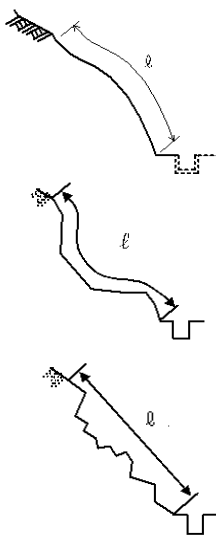
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工		1	架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクト ション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレー ン架設）	全長・支間長（m）	$\pm (20+L/5)$	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)			
						通り δ（mm）	$\pm (10+2L/5)$	L:主桁・主構の支間長(m)			
						そり δ（mm）	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)			
						※主桁、主構の 中心間距離B(m)	$\pm 4 \cdots \cdots$ $\pm (3+B/2) \cdots \cdots$	$B \leq 2$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測 定。		
						※主桁の橋端に おける出入差 δ（mm）	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端 を測定。			
						※主桁、主構の 鉛直度 δ（mm）	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ(mm)			
						※現場継手部 のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1／2 を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合 は、すき間の許容範囲の下限値 を0mmとする。（例：設計値が3 mmの場合、すき間の許容範囲は0 mm～8mm）			
								※は仮組立検査を実施しない工 事に適用。			

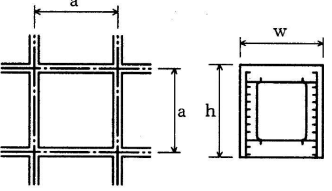
※規格値のL,Bに代入する数値はm単位の数値である。

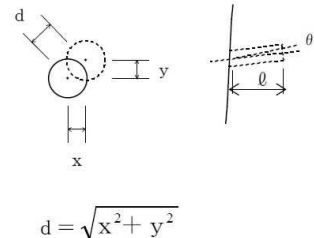
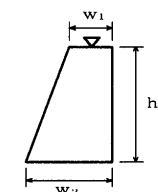
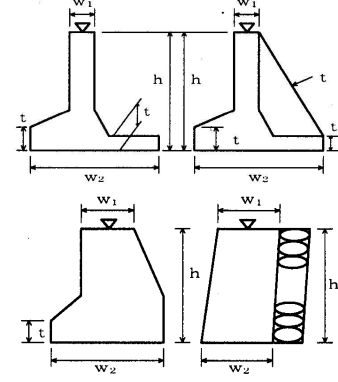
1-111 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

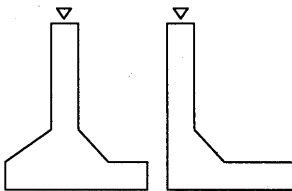
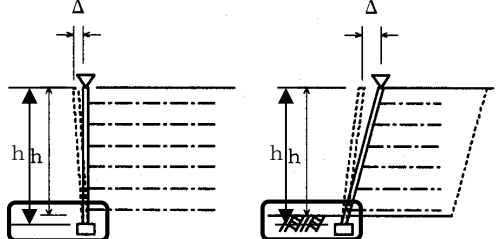
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工		2	架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全 長・支 間		—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り		—	主桁を全数測定。		
		14 法面工 (共通)	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	—200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≥5m	法長の—4%			
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	—100			
							ℓ≥5m	法長の—2%			
						延 長 L		—200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

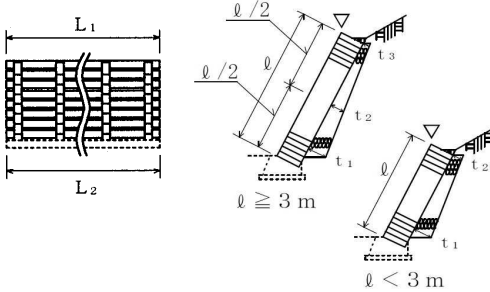
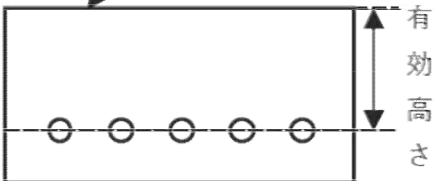
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5 m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ ≥ 5 m	法長の－4％			
						厚さ t	t < 5 cm	－10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≥ 5 cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50％以上とし、平均厚は設計厚以上。				
延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								

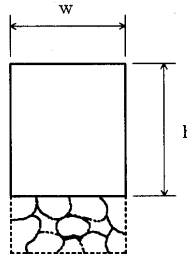
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ<3 m	−50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≥3 m	−100			
						厚さ t	t<5 cm	−10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t≥5 cm	−20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
延 長 L		−200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅	w	-30			
						高	さ h	-30			
						吹付枠中心間隔 a		± 100			
						延		長 L	-200		
									1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
			4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延		長 L	-200		

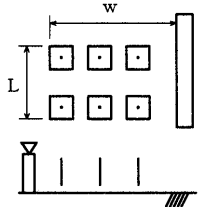
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 (共通)	6		アンカー工	削孔深さ L	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
		15 擁壁工 (共通)	1		場所打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						裏 込 厚 さ	-50			
						幅 w_1, w_2	-30			
						高さ	$h < 3\text{ m}$	-50		
							$h \geq 3\text{ m}$	-100		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

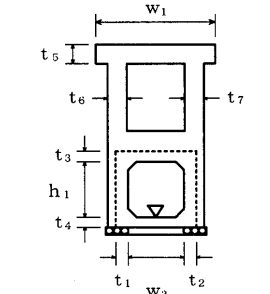
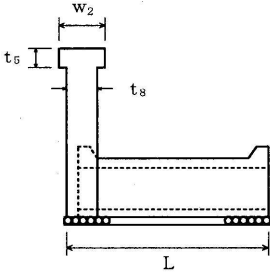
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 (共通)	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						高さ h	$h < 3 \text{ m}$			
							$h \geq 3 \text{ m}$			
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03 \text{ h}$ かつ ± 300 以内			
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

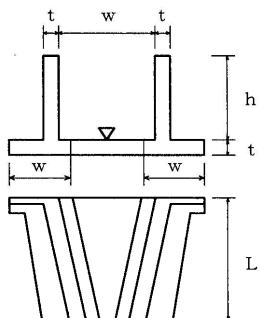
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
			4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m				-50
							ℓ ≥ 3 m				-100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50				
						延 長 L ₁ , L ₂	-200				1 施工箇所毎
		17 床版工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10㎡に 1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。） 1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。			
						厚 さ t	+20～-10				
						幅 w	0～+30				
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄 筋 間 隔	±20				1 径間当たり 3ヶ所（両端及び中央）測定。
							±10 （有効高さがマイナスの場合）				1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2m の範囲を測定。

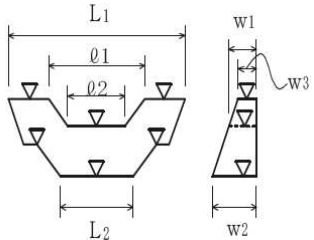
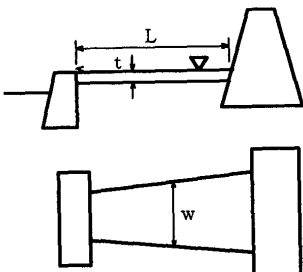
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸基礎工	3		基礎工			第3編2-4-3基礎工（護岸）に準ずる。		
			4		矢板工			第3編2-3-4矢板工に準ずる。		
		4 矢板護岸工	3		笠コンクリート工			第3編2-4-3基礎工（護岸）に準ずる。		
			4		矢板工			第3編2-3-4矢板工に準ずる。		
		5 法覆護岸工	3		コンクリートブロック工			第3編2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
			4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
			5		緑化ブロック工			第3編2-5-4緑化ブロック工に準ずる。		
			6		環境護岸ブロック工			第3編2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
			7		石積（張）工			第3編2-5-5石積（張）工に準ずる。		
			8		法枠工			第3編2-14-4法枠工に準ずる。		
			9	1	多自然型護岸工（巨石張り）（巨石積み）			第3編2-3-26多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）に準ずる。		
			9	2	多自然型護岸工（かごマット）			第3編2-3-26多自然型護岸工（かごマット）に準ずる。		

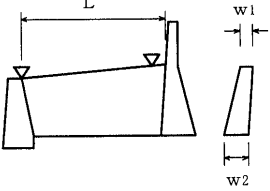
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	10		吹付工			第3編2-14-3吹付工に準ずる。		
			11		植生工			第3編2-14-2植生工に準ずる。		
			12		覆土工			第1編2-3-5法面整形工に準ずる。		
			13	1	羽口工 (じゃかご)			第3編2-3-27羽口工(じゃかご)に準ずる。		
			13	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)			第3編2-3-27羽口工(ふとんかご、かご枠)に準ずる。		
			13	3	羽口工 (連節ブロック張り)			第3編2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
		6 擁壁護岸工	3		場所打擁壁工			第3編2-15-1場所打 擁壁工に準ずる。		
			4		プレキャスト擁壁工			第3編2-15-2プレキャスト擁壁工に準ずる。		
		7 根固め工	3		根固めブロック工			第3編2-3-17根固めブロック工に準ずる。		
			5		沈床工			第3編2-3-18沈床工に準ずる。		
			6		捨石工			第3編2-3-19捨石工に準ずる。		
			7	1	かご工 (じゃかご)			第3編2-3-27羽口工(じゃかご)に準ずる。		
			7	2	かご工 (ふとんかご)			第3編2-3-27羽口工(ふとんかご、かご枠)に準ずる。		
		8 水制工	3		沈床工			第3編2-3-18沈床工に準ずる。		
			4		捨石工			第3編2-3-19捨石工に準ずる。		
			5	1	かご工 (じゃかご)			第3編2-3-27羽口工(じゃかご)に準ずる。		
			5	2	かご工 (ふとんかご)			第3編2-3-27羽口工(ふとんかご、かご枠)に準ずる。		

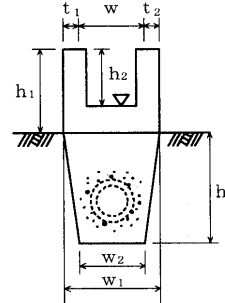
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ∇	± 50	1組毎		
						幅 w	± 300			
						方 向	$\pm 7^\circ$			
						延 長 L	-200			
		9 付帯道路工	3		路側防護柵工			第3編2-3-8路側防護柵工に準ずる。		
			5		アスファルト舗装工			第3編2-6-7アスファルト舗装工に準ずる。		
			6		コンクリート舗装工			第3編2-6-12コンクリート舗装工に準ずる。		
			7		薄層カラー舗装工			第3編2-6-13薄層カラー舗装工に準ずる。		
			8		ブロック舗装工			第3編2-6-14ブロック舗装工に準ずる。		
			9		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)			第3編2-3-29側溝工に準ずる。		
			10		集水樹工			第3編2-3-30集水樹工に準ずる。		
			11		縁石工			第3編2-3-5縁石工に準ずる。		
			12		区画線工			第3編2-3-9区画線工に準ずる。		
		10 付帯道路施設工	3		道路付属物工			第3編2-3-10道路付属物工に準ずる。		

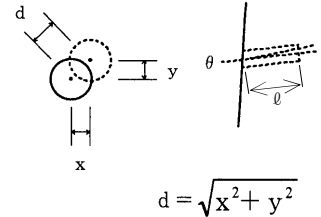
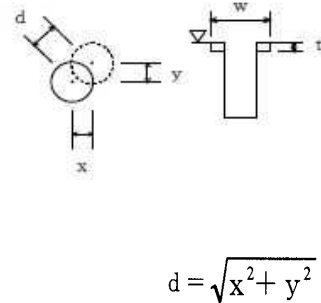
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体工	3		既製杭工			第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。		
			5		矢板工			第3編2-3-4矢板工に準ずる。		
			6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ∇	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	± 30			
						延 長 L	-200			
			6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延 長 L	-200	1施工箇所毎		
			6	3	函渠工 (PC函渠)			第3編2-3-28プレキャストカルバート工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
		4 護床工	3		根固めブロック工			第3編2-3-17根固めブロック工に準ずる。		
			5		沈床工			第3編2-3-18沈床工に準ずる。		
			6		捨石工			第3編2-3-19捨石工に準ずる。		
			7	1	かご工 (じゃかご)			第3編2-3-27羽口工 (じゃかご) に準ずる。		
			7	2	かご工 (ふとんかご)			第3編2-3-27羽口工 (ふとんかご、かご枠) に準ずる。		
		5 水路工	3		側溝工			第3編2-3-29側溝工 (場所打水路工) に準ずる。		
			4		集水桝工			第3編2-3-30集水桝工に準ずる。		
			5		暗渠工			第3編2-3-29側溝工 (暗渠工) に準ずる。		
			6		樋門接続暗渠工			第3編2-3-28プレキャストカルバート工に準ずる。		
		6 付属物設置工	3		防止柵工			第3編2-3-7防止柵工に準ずる。		
			7		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)			第3編2-3-22階段工に準ずる。		
	4 床止め・床固め	3 床止め工	4		既製杭工			第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
			5		矢板工			第3編2-3-4矢板工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	4 床止め・床固め	3 床止め工	6	1	本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天 端 幅 w_1, w_3	－30			
						堤 幅 w_2	－30			
						堤 長 L_1, L_2	－100			
						水通し幅 l_1, l_2	±50			
			6	2	本体工 (植石張り)			第3編2－5－5石積（張）工に準ずる。		
			6	3	本体工 (根固めブロック)			第3編2－3－17根固めブロック工に準ずる。		
			7		取付擁壁工			第3編2－15－1―場所打擁壁工に準ずる。		
			8	1	水叩工	基 準 高 ∇	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	－30			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－100			
			8	2	水叩工 (巨石張り)			第3編2－3－26多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）に準ずる。		
			8	3	水叩工 (根固めブロック)			第3編2－3－17根固めブロック工に準ずる。		
		4 床固め工	4		本堤工			第4編4－3－6本体工（床固め本体工）に準ずる。		
			5		垂直壁工			第4編4－3－6本体工（床固め本体工）に準ずる。		

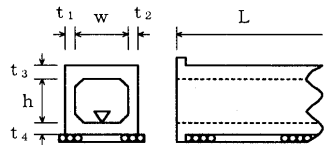
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	4 床止め・床固め	4 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、 天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、 又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w_1	－30			
						堤 幅 w_2	－30			
						長 さ L	－100			
		5 山留擁壁工	7		水叩工			第4編4－3－8水叩工に準ずる。		
		5 山留擁壁工	3		コンクリート擁壁工			第3編2－15－1 場所打擁壁工に準ずる。		
		5 山留擁壁工	4		ブロック積擁壁工			第3編2－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		
		5 山留擁壁工	5		石積擁壁工			第3編2－5－5石積（張）工に準ずる。		
		5 山留擁壁工	6		山留擁壁基礎工			第3編2－4－3基礎工（護岸）に準ずる。		

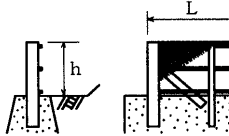
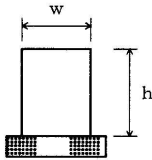
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 砂防編	1 斜面対策	4 法面工	2		植生工			第3編2-14-2植生工に準ずる。		
			3		吹付工			第3編2-14-3吹付工に準ずる。		
			4		法枠工			第3編2-14-4法枠工に準ずる。		
			5	1	かご工 (じゃかご工)			第3編2-3-27羽口工(じゃかご)に準ずる。		
			5	2	かご工 (ふとんかご工)			第3編2-3-27羽口工(ふとんかご、かご枠)に準ずる。		
			3		既製杭工			第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
		5 擁壁工	4		場所打擁壁工			第3編2-15-1(一般事項)場所打擁壁工に準ずる。		
			5		プレキャスト擁壁工			第3編2-15-2プレキャスト擁壁工に準ずる。		
			6		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)			第3編2-15-3補強土壁工に準ずる。		
			7		井桁ブロック工			第3編2-15-4井桁ブロック工に準ずる。		
			8		落石防護工			第6編1-9-5落石防護柵工に準ずる。		
		6 山腹水路工	3		山腹集水路・排水路工			第3編2-3-29側溝工(場所打水路工)に準ずる。		
			4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			

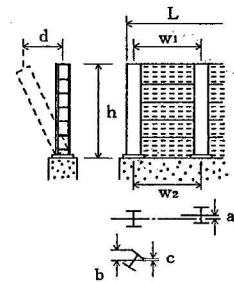
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 砂防編	1 斜面対策	6 山腹水路工	5		山腹暗渠工			第3編2-3-29側溝工（暗渠工）に準ずる。		
			6		現場打水路工			第3編2-3-29側溝工（場所打水路工）に準ずる。		
			7		集水枡工			第3編2-3-30集水枡工に準ずる。		
		7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
			5		集水井工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	-100			
						巻 立 て 幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
		8 地下水遮断工	3		場所打擁壁工			第3編2-15-1（一般事項）場所打擁壁工に準ずる。		
			4		固結工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		
			5		矢板工			第3編2-3-4矢板工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 砂防編	1 斜面対策	9 抑止杭工	3		既製杭工			第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。		
			5		シャフト工（深礎工）			第3編2-4-6深礎工に準ずる。		
			6		合成杭工	基 準 高 ▽	±50	全数		
						偏 心 量 d	D/4以内 かつ100以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材	部材長ℓ (m)	± 3…ℓ ≤ 10 ± 4…ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
			2	2	遮音壁支柱製作工 (工場塗装工)						
		4 法面工	2		植生工				第3編2-12-11工場塗装工に準ずる。		
			3		法面吹付工 (コンクリート) (モルタル)				第3編2-14-3吹付工に準ずる。		
			4		法枠工				第3編2-14-4法枠工に準ずる。		
			6		アンカー工				第3編2-14-6アンカー工に準ずる。		
			7	1	かご工 (じゃかご)				第3編2-3-27羽口工 (じゃかご) に準ずる。		
			7	2	かご工 (ふとんかご)				第3編2-3-27羽口工 (ふとんかご、かご枠) に準ずる。		
		5 擁壁工	3		既製杭工				第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工				第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。		
			5		場所打擁壁工				第3編2-15-1 (一般事項) 場所打擁壁工に準ずる。		
			6		プレキャスト擁壁工				第3編2-15-2プレキャスト擁壁工に準ずる。		
			7		補強土壁工 (補強土 (テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)				第3編2-15-3補強土壁工に準ずる。		
			8		井桁ブロック工				第3編2-15-4井桁ブロック工に準ずる。		

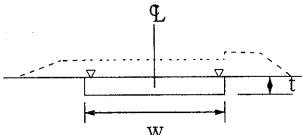
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	1 道路改良	6 石・ブロック積 (張) 工			石積(張)工			第3編2-5-5石積(張)工に準ずる。		
			7	6	場所打函渠工	基 準 高 ∇	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
						幅(内法) w	-30			
						高 さ h	±30			
						延長 L	L < 20m	-50		
							L ≥ 20m	-100		
			7		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)			第3編2-3-28プレキャストカルバート工に準ずる。		
		8 排水構造物工	3		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリーム) (自由勾配側溝)			第3編2-3-29側溝工に準ずる。		
			4		管渠工			第3編2-3-29側溝工に準ずる。		
			5		集水桝・マンホール工			第3編2-3-30集水桝工に準ずる。		
			6		地下排水工			第3編2-3-29側溝工(暗渠工)に準ずる。		
			7		場所打水路工			第3編2-3-29側溝工(場所打水路工)に準ずる。		
			8		排水工 (小段排水・縦排水)			第3編2-3-29側溝工に準ずる。		

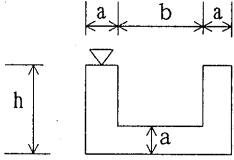
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	1 道路改良	9 落石防止工	4		落石防止網工	幅 w	－200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延 長 L	－200			
			5		落石防護柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	－200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
		10 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		
						高 さ h	－30			
						延 長 L	－200	1 施工箇所毎		

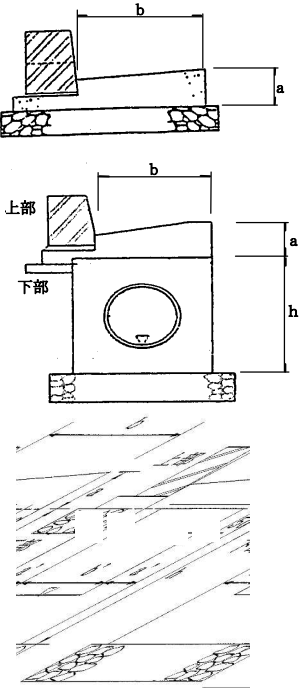
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			5		遮音壁本体工	支柱	間 隔 w ₁ 、w ₂	±15	施工延長5 スパンにつき1ヶ所		
					ず れ a		10				
					ねじれb－c		5				
					倒 れ d		h×0.5%				
					高 さ h		+30,－20				
					延 長 L	－200	1 施工箇所毎				

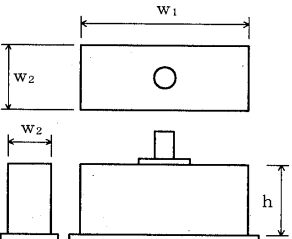
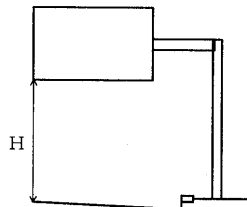
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	6	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)					第3編2-6-8 半たわみ性舗装工に準ずる。		
			6	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工					第3編2-6-8 半たわみ性舗装工に準ずる。		
			6	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工					第3編2-6-8 半たわみ性舗装工に準ずる。		
			6	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)					第3編2-6-8 半たわみ性舗装工に準ずる。		
			6	5	半たわみ性舗装工 (基層工)					第3編2-6-8 半たわみ性舗装工に準ずる。		
			6	6	半たわみ性舗装工 (表層工)					第3編2-6-8 半たわみ性舗装工に準ずる。		
			7	1	排水性舗装工 (下層路盤工)					第3編2-6-9 排水性舗装工に準ずる。		
			7	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工					第3編2-6-9 排水性舗装工に準ずる。		
			7	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工					第3編2-6-9 排水性舗装工に準ずる。		
			7	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)					第3編2-6-9 排水性舗装工に準ずる。		
			7	5	排水性舗装工 (基層工)					第3編2-6-9 排水性舗装工に準ずる。		
			7	6	排水性舗装工 (表層工)					第3編2-6-9 排水性舗装工に準ずる。		

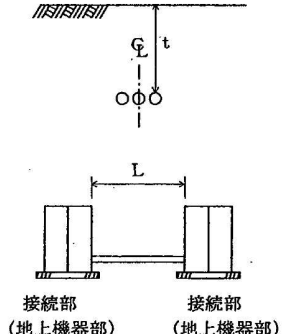
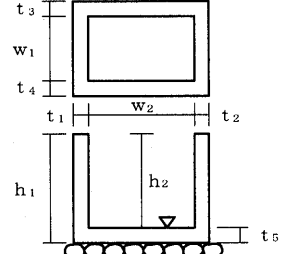
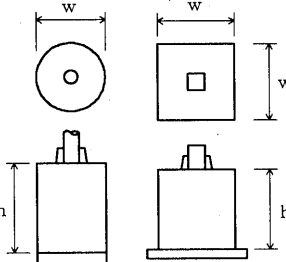
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 ($\bar{X}_{10}$)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	8	1	透水性舗装工 (路盤工)					第3編2-6-10透水性舗装工に 準ずる。		
			8	2	透水性舗装工 (表層工)					第3編2-6-10透水性舗装工に 準ずる。		
			9	1	グースアスファルト舗 装工 (加熱アスファルト安 定処理工)					第3編2-6-11グースアスファ ルト舗装工に準ずる。		
			9	2	グースアスファルト舗 装工 (基層工)					第3編2-6-11グースアスファ ルト舗装工に準ずる。		
			9	3	グースアスファルト舗 装工 (表層工)					第3編2-6-11グースアスファ ルト舗装工に準ずる。		
			10		コンクリート舗装工					第3編2-6-12コンクリート舗 装工に準ずる。		
			11		薄層カラー舗装工					第3編2-6-13薄層カラー舗装 工に準ずる。		
			12	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)					第3編2-6-14ブロック舗装工 に準ずる。		
			12	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工					第3編2-6-14ブロック舗装工 に準ずる。		
			12	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工					第3編2-6-14ブロック舗装工 に準ずる。		
			12	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)					第3編2-6-14ブロック舗装工 に準ずる。		
			12	5	ブロック舗装工 (基層工)					第3編2-6-14ブロック舗装工 に準ずる。		

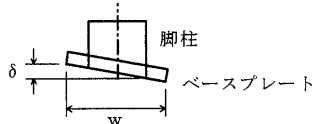
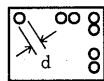
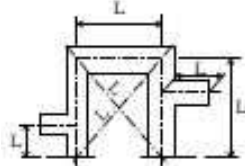
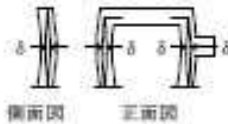
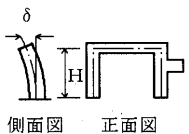
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
6 道路 編	2 舗 装	3 舗 装 工		1	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事中の規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面積舗装等でコア採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚さ	t < 15cm	—30	—10			
							t ≥ 15cm	—45	—15			
						幅	—100		—			
				2	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	— 9	— 3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅	—25	—				
				3	路床安定処理工	基 準 高▽	±50		施工延長40mにつき1箇所。 基準高は道路中心線及び端部で測定する。			1. 平面図に施工延長を記入する。 2. 出来形横断面図を作成する。 3. 実測単位は延長をcm、その他はmmとする。
						施工厚さ t	—50					
						幅 W	—100					
						延 長 L	—200					

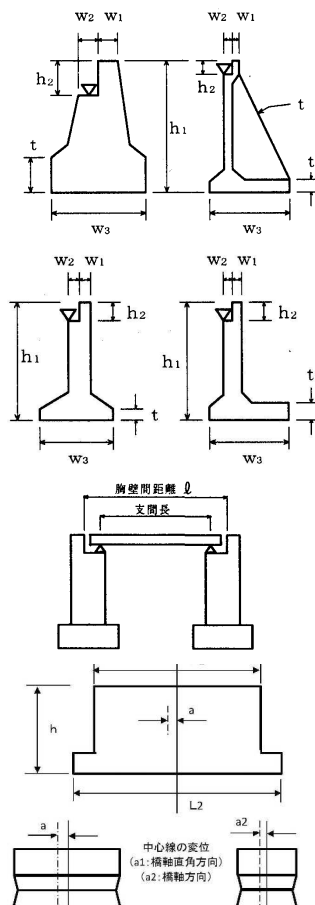
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	3	1	側溝工 (L型街渠工) (プレキャストU型側溝工) (管渠型側溝工) (管渠工)			第3編2-3-29側溝工に準ずる。		
			3	2	側溝工 U型側溝工 (場所打ち) (50cm×50cm以下の断面のもの)	基 準 高 ∇	±30	施工延長40mにつき1ヶ所。 ただし、施工延長40m以下は2ヶ所。		
						厚 さ a	-10			
						幅 (内幅) b	-10			
						高 さ h	-10			
						延 長 L	-200			
			5		集水樹 (街渠樹)・マンホール工 (街渠樹工) (マンホール工)			第3編2-3-30集水樹工に準ずる。		
			6		地下排水工			第3編2-3-29側溝工 (暗渠工) に準ずる。		
			7		場所打水路工			第3編2-3-29側溝工 (場所打水路工) に準ずる。		
			8		排水工 (小段排水・縦排水)			第3編2-3-29側溝工に準ずる。		
			9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」(国土交通省) の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」(国土交通省) の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

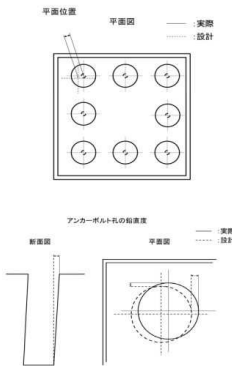
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	2 舗 装	4 排水構造物工			街渠工	上部		測点毎に1ヶ所。 ただし、施工延長40m以下は2箇所。		
						厚 さ a	-10			
						幅 b	-10			
						下部				
						基 準 高 ▽	±30			
						厚 さ a'	-10			
						幅 (内幅) b'	-10			
						高 さ h	-10			
						延 長 L	-200			
		5 縁石工	3		縁石工			第3編2-3-5縁石工に準ずる。		
		6 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	-			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	2 舗装	7 防護柵工	3		路側防護柵工			第3編2-3-8路側防護柵工に準ずる。		
			4		防止柵工			第3編2-3-7防止柵工に準ずる。		
			5		ボックスビーム工			第3編2-3-8路側防護柵工に準ずる。		
			6		車止めポスト工			第3編2-3-7防止柵工に準ずる。		
		8 標識工	3		小型標識工			第3編2-3-6小型標識工に準ずる。		
			4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
			4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		9 区画線工	2		区画線工			第3編2-3-9区画線工に準ずる。		
		11 道路付属施設工	4		道路付属物工			第3編2-3-10道路付属物工に準ずる。		

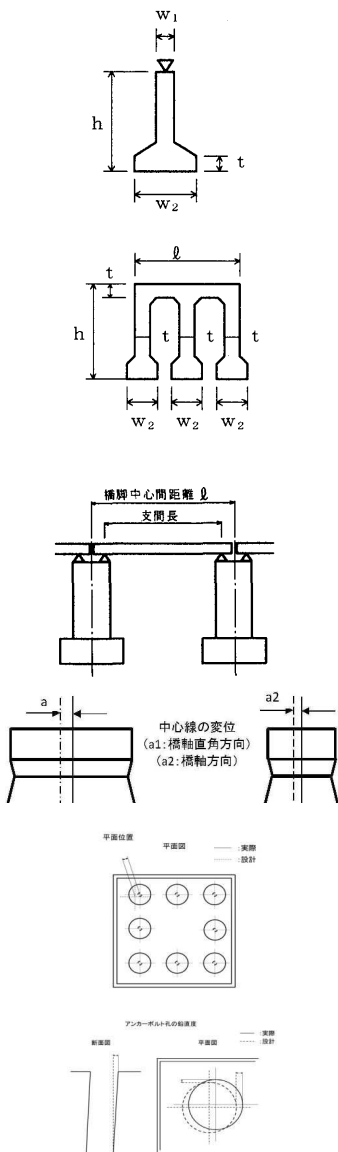
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	2 舗装	11 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	$0 \sim +50$	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
			5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
			6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		
						高 さ h	-30			

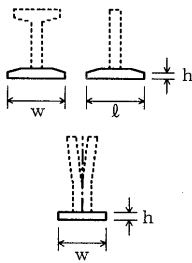
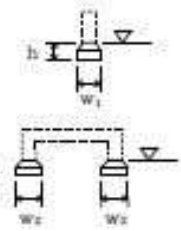
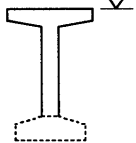
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	2		刃口金物製作工				第3編2-12-1（一般事項）刃口金物製作工に準ずる。				
			3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							ベースプレート	孔の位置		± 2	全数を測定。		
								孔の径d		0～5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L（m）		± 5… L ≤ 10m ± 10… 10 < L ≤ 20m ± (10+(L-20)/10) …20m < L	両端部及び片持ばり部を測定。			
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ（mm）		L/1,000	各主構の各格点を測定。			
							柱 の 鉛 直 度 δ（mm）		10…H ≤ 10 H…H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）			
			4		アンカーフレーム製作工				第3編2-12-8アンカーフレーム製作工に準ずる。				
			5		工場塗装工				第3編2-12-11工場塗装工に準ずる。				

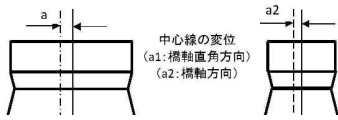
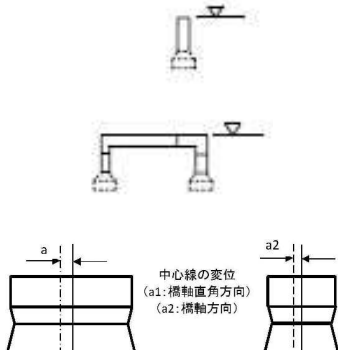
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	3		既製杭工			第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。		
			5		深礎工			第3編2-4-6深礎工に準ずる。		
			6		オープンケーソン基礎工			第3編2-4-7オープンケーソン基礎工に準ずる。		
			7		ニューマチックケーソン基礎工			第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		
			8	橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
					厚さ t	-20				
					天端幅 w1 (橋軸方向)	-10				
					天端幅 w2 (橋軸方向)	-10				
					敷幅 w3 (橋軸方向)	-50				
					高さ h1	-50				
					胸壁の高さ h2	-30				
					天端長 ℓ1	-50				
					敷長 ℓ2	-50				
					胸壁間距離 ℓ	±30				
					支間長及び 中心線の変位	±50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	3		箱 拔 き 規 格 値	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の	計画高	+10～-20			
				平面位置		±20					
				アンカーボルト孔の鉛直度		1/50以下					
			4								
			5								
			6								
			7								
			8								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)(国土交通省)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	$+10 \sim -20$			
						平面位置	± 20			
						アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)(国土交通省)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						計画高	+10~-20			
						平面位置	± 20			
					支 承 部 アンカーボルト の箱抜き規格値	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	3		既製杭工			第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。		
			5		深礎工			第3編2-4-6深礎工に準ずる。		
			6		オープンケーソン基礎工			第3編2-4-7オープンケーソン基礎工に準ずる。		
			7		ニューマチックケーソン基礎工			第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		
			8		鋼管矢板基礎工			第3編2-4-9鋼管矢板基礎工に準ずる。		
		6 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-50			
			9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
			10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			

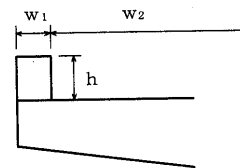
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
										
6 道路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
	7 護 岸 基 礎 工	3	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		
			12		現場塗装工			第3編2-3-31現場塗装工に準ずる。		
					基礎工			第3編2-4-3基礎工(護岸)に準ずる。		
					矢板工			第3編2-3-4矢板工に準ずる。		

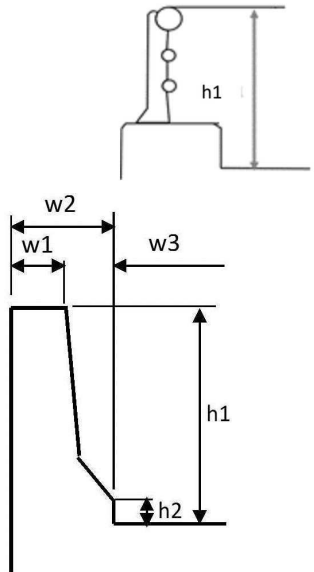
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	3 橋梁下部	8 矢板護岸工	3		笠コンクリート工			第3編2-4-3基礎工(護岸)に準ずる。		
			4		矢板工			第3編2-3-4矢板工に準ずる。		
			9 法覆護岸工	2	コンクリートブロック工			第3編2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
				3	護岸付属物工			第4編1-5-4護岸付属物工に準ずる。		
				4	緑化ブロック工			第3編2-5-4緑化ブロック工に準ずる。		
				5	環境護岸ブロック工			第3編2-5-5石積(張)工に準ずる。		
		9 法覆護岸工	6		石積(張)工			第3編2-5-5石積(張)工に準ずる。		
			7		法枠工			第3編2-14-4法枠工に準ずる。		
			8	1	多自然型護岸工 (巨石張り)			第3編2-3-26多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)に準ずる。		
			8	2	多自然型護岸工 (巨石積み)			第3編2-3-26多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)に準ずる。		
			8	3	多自然型護岸工 (かごマット)			第3編2-3-26多自然型護岸工 (かごマット)に準ずる。		
			9		吹付工			第3編2-14-3吹付工に準ずる。		
			10		植生工			第3編2-14-2植生工に準ずる。		
			11		覆土工			第1編2-4-5法面整形工(盛土部)に準ずる。		
			12	1	羽口工 (じゃかご)			第3編2-3-27羽口工(じゃかご)に準ずる。		
			12	2	羽口工 (ふとんかご)			第3編2-3-27羽口工(ふとんかご、かご枠)に準ずる。		
			12	3	羽口工 (連節ブロック張り)			第3編2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路 編	4 橋梁 上部	10 擁壁 護岸 工	3		場所打擁壁工				第3編2-15-1 (一般事項) 場所打擁壁工に準ずる。		
			4		プレキャスト擁壁工				第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工に準ずる。		
		3 工場 製作 工	3	1	桁製作工				第3編2-12-3 桁製作工に準ずる。		
			3	2	桁製作工 (仮組立による検査を省略する場合)				第3編2-12-3 桁製作工に準ずる。		
			4		検査路製作工				第3編2-12-4 検査路製作工に準ずる。		
		3 工場 製作 工	5		鋼製伸縮継手製作工				第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工に準ずる。		
			6		落橋防止装置製作工				第3編2-12-6 落橋防止装置製作工に準ずる。		
			7		鋼製排水管製作工				第3編2-12-10 鋼製排水管製作工に準ずる。		
			8		橋梁用防護柵製作工				第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工に準ずる。		
			9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長ℓ (m)	± 3…ℓ ≤ 10 ± 4…ℓ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		

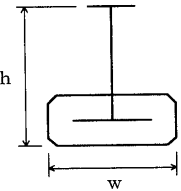
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	10	1	横断歩道橋製作工			第3編2-12-3桁製作工に準ずる。		
			10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)			第3編2-12-3桁製作工に準ずる。		
			11	1	鋳造品 (金属支承工)			第3編2-12-1鋳造品に準ずる。		
			11	2	鋳造品 (大型ゴム支承工)			第3編2-12-1鋳造品に準ずる。		
			12		アンカーフレーム製作工			第3編2-12-8アンカーフレーム製作工に準ずる。		
			13		工場塗装工			第3編2-12-11工場塗装工に準ずる。		
		4 鋼橋架設工	4		架設工 (クレーン架設)			第3編2-13架設工(鋼橋)に準ずる。		
			5		(ケーブルクレーン架設)					
			6		(ケーブルエレクトション架設)					
			7		(架設桁架設)					
			8		(送出し架設)					
			9		(トラベラークレーン架設)					

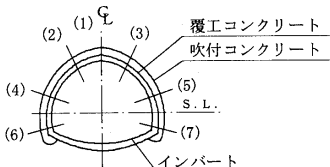
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							コンクリート橋	鋼橋				
6 道路編	4 鋼橋上部	4 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据 付 け 高 さ 注1)	± 5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋				
							± 5	± (4+0.5×(B-2))				
						水 平 度	橋軸方向	1／100				
							橋軸直角方向	1／100				
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の可動支承の相対誤差		5				
						可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				
			10	2	支承工 (ゴム支承)	据 付 け 高 さ	± 5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋				
							± 5	± (4+0.5×(B-2))				
						水 平 度	橋軸方向	1／3 0 0				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の可動支承の相対誤差		5				
						可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				

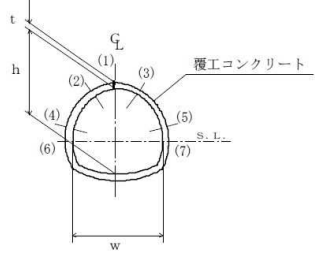
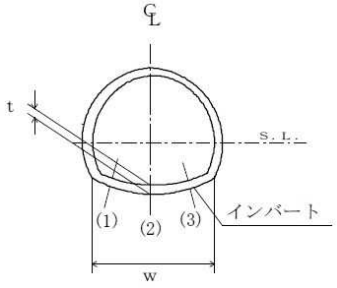
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	4 鋼橋上部	5 橋梁現場塗装工	3		現場塗装工			第3編2-3-31現場塗装工に準ずる。		
		6 床版工	2		床版工			第3編2-17-2床版工に準ずる。		
		7 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)			第3編2-3-24伸縮装置工に準ずる。		
			2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)			第3編2-3-24伸縮装置工に準ずる。		
			3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)		
			5		地覆工	地覆の幅 w_1	+20～-10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	+20～-10			
						有効幅員 w_2	+30～0			

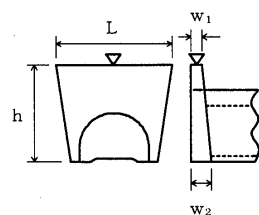
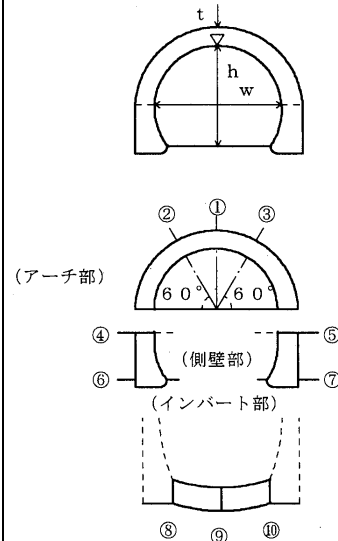
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	4 鋼橋上部	7 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の幅 w2	-10～+20			
						高 さ h1	-20～+30			
						高 さ h1	-10～+20			
						有効幅員 w3	0～+30			
		8	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高 さ	±4			
		8 歩道橋 本体工	3		既製杭工			第3編2-4-4 既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第3編2-4-5 場所打杭工に準ずる。		
			5		橋脚フーチング工 (I型) (T型)			第6編3-6-9 橋脚フーチング工 (I型・T型)に準ずる。		
			6		歩道橋(側道橋)架設工			第3編2-13(鋼橋)に準ずる。		
			7		現場塗装工			第3編2-3-31 現場塗装工に準ずる。		

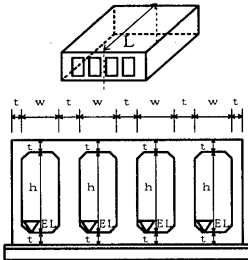
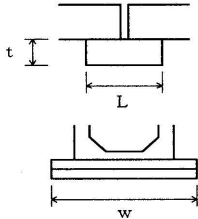
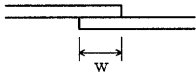
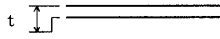
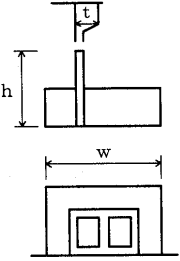
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	2		プレビーム用桁製作工			第3編2-12-9プレビーム用桁製作工に準ずる。		
			3		橋梁用防護柵製作工			第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工に準ずる。		
			4		鋼製伸縮継手製作工			第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工に準ずる。		
			6		工場塗装工			第3編2-12-11工場塗装工に準ずる。		
			7		鋳造品			第3編2-12-1鋳造品に準ずる。		
		4 P C 橋工	2	1	プレテンション桁製作工（購入工） （桁橋）			第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）に準ずる。		
			2	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ橋）			第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）に準ずる。		
			3		ポストテンション桁製作工			第3編2-3-13ポストテンション桁製作工に準ずる。		
			4		プレキャストセグメント製作工（購入工）			第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工（購入工）に準ずる。		
			5		プレキャストセグメント主桁組立工			第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工に準ずる。		
			6		支承工			第6編4-4-10支承工に準ずる。		
			7		架設工 （クレーン架設）			第3編2-13架設工（コンクリート橋）に準ずる。		
			8		架設工 （架設桁架設）			第3編2-13架設工（コンクリート橋）に準ずる。		
			9		床版・横組工			第3編2-17-2床版工に準ずる。		
			10		落橋防止装置工			第6編4-7-3落橋防止装置工に準ずる。		

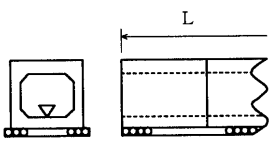
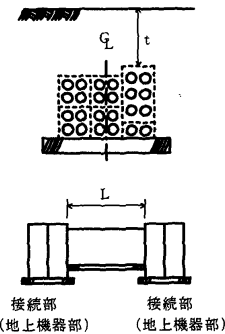
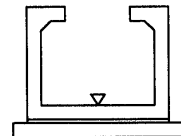
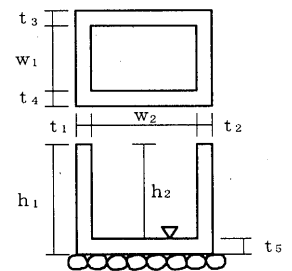
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	5 コンクリート橋上部	5 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス リング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中 央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						高 さ h	+10 - 5			
						桁長、スパン長 ℓ	ℓ < 15… ± 10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ - 30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
		6 PCホロースラブ橋工	6		床版・横組工			第3編2-17-2床版工に準ずる。		
			3	1	支承工 (鋼製支承)			第6編4-4-10支承工に準ずる。		
		7 RC場所打ホロースラブ製作工	3	2	支承工 (ゴム支承)			第6編4-4-10支承工に準ずる。		
			4		PCホロースラブ製作工			第3編2-3-15PCホロースラブ製作工に準ずる。		
		8	2		PC版桁製作工					
		9	4		PC箱桁製作工					
		10	2		PC片持箱桁製作工			第3編2-3-16PC箱桁製作工に準ずる。		
		11	2		PC押出し箱桁製作工			第3編2-3-16PC押出し箱桁製作工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	5 コンクリート橋上部	12 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)			第3編2－3－24伸縮装置工に準ずる。		
			2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)			第3編2－3－24伸縮装置工に準ずる。		
			4		地覆工			第6編4－7－5地覆工に準ずる。		
			5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工			第6編4－7－6 橋梁用防護柵工、 第6編4－7－7 橋梁用高欄工に準ずる。		
6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付が厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。			
										4
		角 度	—							
		削 孔 深 さ	—							
		孔 径	—							
					突 出 量	プレート下面から10cm以内				

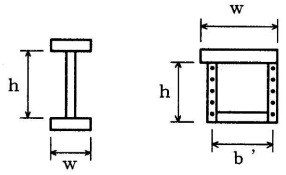
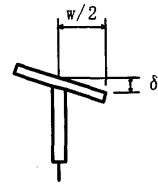
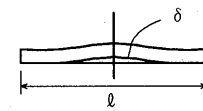
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路 編	6 トン ネル N A T M	5 覆 工	3 4		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合で監督員の承諾を得た場合は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限り。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) トンネル工編 (国土交通省)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
		5			床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			
		6 イン パート 工	4		インパート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インパートコンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			

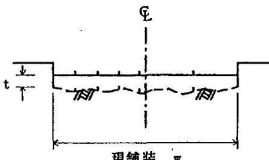
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道路編	6 トンネル (N A T M)	7 坑内付帯工	5		地下排水工			第3編2－3－29側溝工（暗渠工）に準ずる。			
		8 坑門工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w1, w2	－30				
						高さ h	h < 3 m				－50
							h ≥ 3 m				－100
						延 長 L	－200				
		5			明り巻工	基準高（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。			
						幅 w（全幅）	－50				
						高さ h（内法）	－50				
						厚 さ t	－20				
	延 長 L					－					
9 共同溝	3 工場製作工	3			工場塗装工			第3編2－12－11工場塗装工に準ずる。			

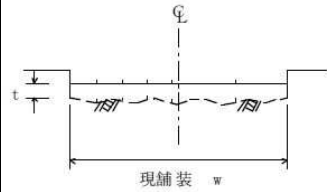
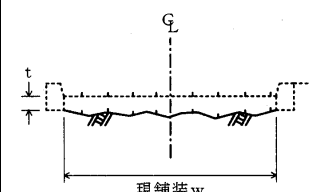
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	9 共同溝	5 現場打構築工	2		現場打躯体工	基 準 高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	± 30			
						ブロック長 L	-50			
			4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
			5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
			5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		
			5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	± 50			
						厚 さ t	-20			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	9 共同溝	6 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延 長 L	-200	延長：1施工箇所毎		
	10 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
						延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
			3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 ∇	± 30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
		6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基 準 高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

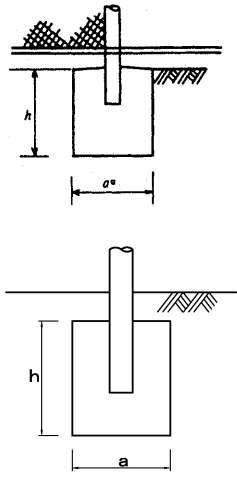
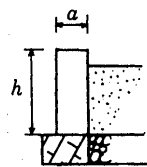
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	11 情報ボックス工	3 情報ボックス工	3		管路工（管路部）			第6編10－5－2管路工（管路部）に準ずる。		
		4 付帯設備工	2		ハンドホール工			第6編10－6－2ハンドホール工に準ずる。		

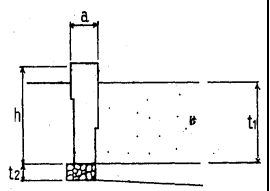
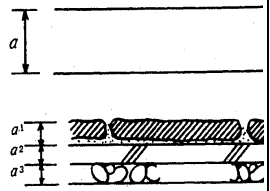
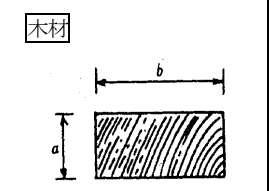
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 道路 編	13 道路 修繕	3 工場 製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		 I 型鋼桁 トラス弦材	
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。			
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		

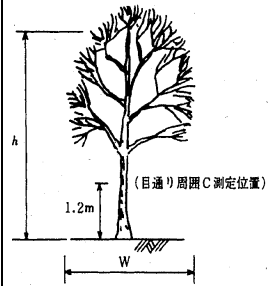
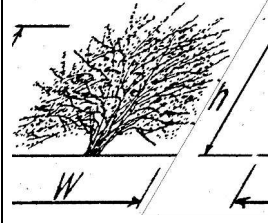
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
6 道路編	13 道路修繕	4 舗装工	3		路面切削工				第3編2－6－15路面切削工に準ずる。		
			4		舗装打換え工				第3編2－6－16舗装打換え工に準ずる。		
			5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	－7	－2	厚さは40m毎に「現舗装高さと切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	－9				
						幅 w	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			

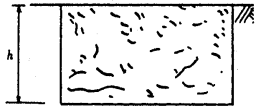
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
						個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)											
			5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領 (案) (路面切削工編) に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。							
						厚さ t (オーバーレイ)	-9											
						幅 w	-25											
						延長 L	-100											
						平 坦 性	—	3 mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下										
						オーバーレイ工							第3編2-6-17オーバーレイ工に準ずる。					
						7		路上再生工				路盤工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
													幅 w	-50				
													延長 L	-100				
						8		薄層カラー舗装工							第3編2-6-13薄層カラー舗装工に準ずる。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								プレートガーター	トラス・アーチ等		
6 道路編	13 道路修繕	18 鋼桁工	3		鋼桁補強工			第6編13-3-4桁補強材製作工に準ずる。			
		19 橋梁支承工	3 4		鋼桁支承工 P C橋支承工			第6編4-4-10支承工に準ずる。			
		23 場場塗装工	6		コンクリート面塗装工			第3編2-3-11コンクリート面塗装工に準ずる。			

編	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	1	敷地造成工 (公園敷地造成の基礎的土木)	基準高 (仕上り高)	±100mm	測点毎に1ヶ所実測及び断面変化点毎に1ヶ所実測。	- 平面図で表示された箇所 の仕上り高を実測し平面 図に記入する。 - 測点毎・断面変化点毎に 横断面を実測し、出来形 横断面図を作る。	出来形成果表を作成す る。		
	2	施設基礎工 (鉄柵、フェンス等の独立基礎及び延基礎)	●独立・延共通 高 さ h 幅 a ●延基礎 延 長 L	-10mm ±10mm -200mm	●独立基礎 - 断続的なもの(フェンス鉄柵等)は延長40mに1ヶ所(最低1ヶ所)。 - 単独的なもの(照明灯等)は全ヶ所。 - 製品使用の場合、寸法については規格証明書による。 ●延基礎 - 延長は全延長を測定する。 - 高さ・幅は、延長40mに1ヶ所(最低1ヶ所)測定する。	- 形状別に延長を実測して 平面図に記入する。 - 測点毎・断面変化点毎に 横断面を実測し、出来形 横断面図を作る。	測点箇所毎に高さ・幅 を実測し、出来形成果 表を作成する。		
	3	縁石工	高 さ h 幅 a 延 長 L	-10mm -10mm -200mm	- 延長は、全延長を測定する。 - 高さ・幅については、延長40mに1ヶ所(最低1ヶ所)測定する。 - 製品使用の場合、寸法については規格証明書による。	- 形状別に延長を実測して 平面図に記入する。 - 高さ・幅の測点位置を平面図に記入する。	測点箇所毎に高さ・幅 を実測し、出来形成果 表を作成する。		

編	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	4	砂 場 工	延 長 L ●砂の厚さ t_1 ●基礎工厚さ t_2 ●縁取り厚さ a 高さ h ●砂場面積	$-\frac{L}{500}$ -30mm -30mm -10mm -10mm	・縁取長さについては、全延長を測定する。 ・砂の厚さは、任意の箇所測定する（最低1ヶ所）。 ・基礎の厚さは、任意の箇所測定する（最低1ヶ所）。 ・縁取りの厚さ・高さについては、40mに1ヶ所（最低1ヶ所）測定する。 ・全面積を測定する。	・延長を実測し、平面図に記入する。 ・砂の厚さ、基礎の厚さ、縁取りの厚さ・高さについては、測点位置を平面図に記入する。 ・砂場面積については、出来形（三斜の延長）を平面図に記入する。	・測点箇所毎に高さ・厚さを実測し、出来形成果表を作成する。 ・面積計算書を作成する。		
	5	舗 装 工	●路面転厚処理工 ●真砂土敷均し工 厚 さ a 面 積 ●レンガ舗装工 ●タイル舗装工 ●平板舗装工等 厚 さ a_1, a_2 厚 さ a 面 積	-10mm (個々の測定値) -5mm (個々の測定値) -10mm (個々の測定値)	・厚さについては、任意の箇所最低3ヶ所測定する。 ・基準高を測定する。 ・全面積を測定する。	・厚さの測定位置及び基準高の実測値を平面図に記入する。 ・面積については、出来形（三斜の延長）を平面図に記入する。	・出来形成果表を作成する。 ・面積計算書を作成する。		
	6	遊具等部材加工組立工	●鋼材長 さ L ●木材長 さ L 厚 さ a 幅 b	$-\frac{L}{500}$ $-\frac{L}{500}$ $-\frac{a}{20}$ $-\frac{b}{20}$	・各部材について測定する。	・実測値を構造図に記入する。	・出来形成果表を作成する。		

編	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
7 公園緑地編		7 植 栽 工	●高木 本数	—0	・各樹木について測定する。	・本数については実測し、平面図に記入する。	・出来形成果表を作成する。		
			高 さ h (m)	$-\frac{h}{20}$					
			目通り周囲 C (cm)	$-\frac{C}{20}$					
			目通り径 D (cm)	$-\frac{D}{20}$					
			株立ち総目通り	$-\frac{0.7(C_1+C_2+C_3\cdots)}{20}$					
			葉 張 り W (m)	$-\frac{W}{20}$					
			●中木・低木・苗木 本 数	—0	・各樹木について測定する。	・本数については実測し、平面図に記入する。	・出来形成果表を作成する。		
			高 さ h (m)	$-\frac{h}{20}$					
			株木本数	—0					
			葉 張 り W (m)	$-\frac{W}{20}$					
	8	地被類植栽工	本 数	—0	・各地被について測定する。	・本数については実測し、平面図に記入する。	・出来形成果表を作成する。		
			長 さ L (つる性植物)	$-\frac{h}{20}$					
			根 元 径 D	$-\frac{D}{20}$					
			芽 数	—0					

編	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
7 公園 緑地 編	9	張 芝 工	面 積		・全面積を測定する。	・出来形（三斜の延長）を平面図に記入。	・面積計算書を作成する。		
	10	植 栽 客 土 工	深 さ h 数 量 面 積	$\frac{h}{20}$ -0	・1敷地4ヶ所測定する。 ・全面積を測定する。	・平面図に表示された箇所の仕上り高を実測し記入する。また、深さの測定箇所及び面積の出来形（三斜の延長）を平面図に記入する。	・数量計算書を作成する。		
	11	支 柱 工	末 口 径 D 長 さ L	±0mm -10mm	・各材料について測定する。		・出来形成果表を作成する。		

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	1 圧 密 ・ 排 水 工	1. サンドドレーン	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等により測定	移動毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
				天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない - 0 先端深度 + 0 -規定しない	+；設計値より浅い（高い）ことをいう。 -；設計値より深い（低い）ことをいう。 （ ）は陸上。
				砂の投入量	打込記録の確認	全 数	0. 1m ³	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
			2. 敷砂均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない - 0	様式・出来形1-1-2参照
				天端高 天端幅 法面勾配	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm天端幅、法面勾配は設計図書による。	
					水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
			3. 載荷土砂	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施行完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない - 0	
				天端高 天端幅 法面勾配	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm 天端幅、法面勾配は設計図書による。	
					水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
			4. ペーパードレーン	位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等により測定	移動毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	4. ペーパードレーン	天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理 表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
			ドレーン材の 打込長	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙に打込長 を記入し提出		
		5. グラベルマット	延 長	スチールテープ、間縄、 光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入 し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-1-2参 照
			天端高 天端幅 法面勾配	陸上部：スチールテ ープ、レベル、 光波測距儀等 で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法 肩、法尻、天端幅及 び法面勾配を記入し 提出	天端高 ±30cm天端 幅、法面勾配は設計 図書による。	
				水中部：スチールテ ープ、間縄、レ ッド又は音響測 深機等により 測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
		6. グラベルドレーン	位 置	自動位置決め装置又は トランシット及び光波 測距儀等により測定	移動毎及び監督員の 指示による。	1cm	管理図に測定結果を 記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の 作動状況が確認され ていれば不要
			天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理 表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
			碎石の投入量	打込記録の確認	全 数	0. 1m³	打込記録紙に碎石の 投入量を記入し提出		
	2 締 固 工	1. ロッドコンパク ション	位 置	自動位置決め装置又は トランシット及び光波 測距儀等により測定	移動毎及び監督員の 指示による。	10cm	管理図に測定結果を 記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の 作動状況が確認され ていれば不要
			充填材の投入 量			1. 0m³	測定記録等の提出		
			天端高	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	天端高 +規定しない -0	
			先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	2 締 固 工	2. サンドコンパクションパイル	位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等により測定	移動毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	設計図書による。	様式・出来形1-2-2参照 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
				天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い(高い)ことをいう。 - ; 設計値より深い(低い)ことをいう。 () は陸上。
				砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m ³	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
				盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は設計図書による。	10cm	盛上り量の平面図を作成し提出		
			3. 盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は設計図書による。	10cm	撤去量の平面図を作成し提出		
			4. 敷砂均し							8-1-1-2敷砂均しを適用する。
	3 固 化 工	1. 深層混合処理杭		位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等により測定	海上施工は改良杭全数。 陸上施工は設計図書による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は設計図書による。	様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
				鉛直度 接 合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5 m程度毎に測定(引抜きと貫入時)	1分又は1 cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	設計図書による。	陸上施工は除く。
				天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1 cm	打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い(高い)ことをいう。 - ; 設計値より深い(低い)ことをいう。 () は陸上。
				固化材吐出量	流量計等により固化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	10または1 t	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入し提出		
				盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛上り量の図面を作成し提出		

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	3 固 化 工	2. 敷砂均し						8-1-1-2 敷砂均しを適用する。
			3. 事前混合処理	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない - 0
				天端高、天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高 1 cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	設計図書による。
					水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm		
		4 表 層 固 化 処 理	4. 表層固化処理	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない - 0
				天端高、天端幅、厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ 1 cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	設計図書による。
		4 洗 掘 防 止 工	1. 洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	設計図書による。
				重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1 cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)
				延 長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm
	5 中 詰 工	1. 砂・石材中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1ヶ所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±5cm 水中±10cm	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット
		2. コンクリート中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1ヶ所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	様式・出来形1-5-1参照
		3. プレパックドコンクリート中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1ヶ所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	6 蓋 コ ン ク リ ー ト 工	1. 蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1ヶ所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	様式・出来形1-6-1参照	
		7 蓋 ブ ロ ッ ク 工	1. 蓋ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm、-1cm 高さ +2cm、-1cm 長さ +2cm、-1cm 壁厚 ±1cm		
				対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出			
			2. 蓋ブロック据付	蓋ブロック据付(天端高)	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出			
		8 鋼 矢 板 工	1. 先行掘削	位 置	トランシット、スチールテープ等により測定	全 数	10cm	測定表を作成し提出	設計図書による。		
				掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全 数	10cm	測定表を作成し提出	設計図書による。	＋：設計値より浅いことをいう －：設計値より深いことをいう	
				掘削径	スチールテープ等により測定(水中の場合はケーシング径等により確認)	全数(水中の場合は適宜)	10cm	測定表を作成し提出	設計図書による。		
			2. 鋼矢板								
			イ) 鋼矢板	打込記録	土木工事共通仕様書1-3-13-2-(10)	40枚に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照	
				矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	＋矢板1枚幅 －0		
				矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認	
				矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下		
				矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下		
				矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認	
				矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告			

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	8 鋼 矢 板 工	ロ) 鋼管矢板	打込記録	土木工事共通仕様書 1-3-13-2-(10)	20本に 1 本		打込記録を提出	
				矢板壁延長	スチールテープ等により測定 (天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	設計図書による。
				矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に 1 本及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm
				矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後 10本に 1 本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下
				矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時 (両端部)	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板 1 枚幅未満 10/1000以下
				矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に 1 本	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm
				矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水土)	全 数		観察結果を報告	
		9 控 工	1. 控鋼矢板	打込記録	土木工事共通仕様書 1-3-14-2-(10)	40枚に 1 枚		打込記録を提出	
				矢板壁延長	スチールテープ等により測定 (天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+ 矢板 1 枚幅 - 0
				矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に 1 枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm
				矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に 1 枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下
				矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時 (両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板 1 枚幅未満 10/1000以下
				矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に 1 枚	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm
				矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水土)	全 数		観察結果を報告	
			2. 控鋼杭	打込記録	土木工事共通仕様書 1-3-14-3-(8)	20本に 1 本		打込記録を提出	
				杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下
				杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm
				杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	9 控 工	3. プレキャストコン クリート控壁	幅、高さ、 長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm、-1 cm 高さ+2 cm、-1 cm 長さ+2 cm、-1 cm 壁厚±1 cm	
				法線に対する 出入	トランシット、光波測 距儀、スチールテープ 等により測定	据付後ブロック1個 につき2ヶ所（最下 段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
				隣接ブロック との間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個 につき2ヶ所（最下 段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	設計図書による。	
				延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上 （最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
				天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個 につき2ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出		
			4. 場所打コンクリ ート控壁	天端高又は厚 さ	レベル、スチールテ ープ等により測定	1 スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は設計図書による。
				天端幅	レベル、スチールテ ープ等により測定	1 スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	
				延長	レベル、スチールテ ープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
				法線に対する 出入	トランシット、スチ ールテープ等により測定	1 スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±3 cm	
			5. 腹 起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継 手毎）全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-5参 照
				継手位置	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
				ボルトの取付 け	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
				矢板と腹起し との密着	観 察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
			6. タイ材							
			イ) タイロッド取付	取付け高さ及 び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-6参 照 腹起しに取り付ける 場合は不要
				矢板法線に対 する取付角度 及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
				定着ナットの 締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上 突き出していること。	
				ターンバック ルのねじ込み 長さ	観 察	全 数	1 cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以 上	

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	9 控 工	イ) タイロッド取付	リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観 察	全 数		観察結果を報告		
				支保材の天端高	レベル等により測定	適 宜	1 cm	管理表を作成し提出		
			ロ) タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
				矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
				定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	
				定着具端部栓の取付け	観 察	全 数		観察結果を報告		
				トランペットシースの取付	観 察	全 数		観察結果を報告		
		10 鋼 杭 工	1. 先行掘削							8-1-8-1 先行掘削を適用する。
			2. 鋼 杭	打込記録	土木工事共通仕様書 1-3-14-3(8)	20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2 参照
				杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
				杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
			杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下		
		11 コン クリ ート 杭 工	1. コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201付表 5 打込み工法記録を作成し提出		
				杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
				杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
				杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	
		12 防 食 工	1. 電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数	1 cm	測定表を作成し提出	± 20cm※水深の変状等により図面通りに取付けが困難な場合は別途協議とする	様式・出来形1-12-1 参照

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	12 防 食 工	1. 電気防食	電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子 取付箇所毎	1 m V	測定表を作成し提出	緩和かんこう電極 基準；－770mV 海水塩化銀基準； －780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準；－850mV	
			2. FRPモルタル被 覆	取付高さ	レベル等により測定	取付完了後、上端高さ 鋼管杭；全 数 矢板；1 打設 3ヶ所以上	設計図書による	測定表を作成し提出		
			3. ペトロラタム被覆 4. コンクリート被覆 5. 防食塗装	高 さ	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ 鋼管杭；全 数 矢板；1 打設 3ヶ所以上	設計図書による	測定表を作成し提出		
	13 コ ン ク リ ー ト 舗 装 工	1. 下層路盤	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端 部の 3 点を延長 20 m に 1ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	± 4 cm	様式・出来形1-13-1 参照 道路舗装については、第 3 編、第 6 編 を適用する。	
			厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m ² に 1ヶ 所	1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない －4.5cm	道路舗装については、第 3 編、第 6 編 を適用する。	
			幅	スチールテープ、光波 測距儀等により測定	舗 装 は 延 長 20 m に 1ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 5 cm	道路舗装については、第 3 編、第 6 編 を適用する。	
			延 長	スチールテープ、光波 測距儀等により測定	両端 2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0		
		2. 上層路盤	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m ² に 1ヶ 所	1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5cm	道路舗装については、第 3 編、第 6 編 を適用する。	
			幅	スチールテープ、光波 測距儀等により測定	舗 装 は 延 長 20 m に 1ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 5 cm	道路舗装については、第 3 編、第 6 編 を適用する。	
			延 長	スチールテープ、光波 測距儀等により測定	両端 2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0		
		3. コンクリート舗装 版	厚 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端 部の 3 点を延長 20 m に 1ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 1 cm	コンクリート版の厚 さ、その他を確認する ため、監督員が必要と 認めたときは、コアを 採取する。 道路舗装については、 第 3 編、第 6 編を適 用する。	

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	13 コン クリ ート 舗 装 工	3. コンクリート舗装版	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない －2.5cm	道路舗装については、第3編、第6編を適用する。
				延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない －0	
				平坦性	3mプロフィルメータにより測定	各レーン毎全延長	1mm	記録紙及び管理表を作成し提出	機械舗設の場合 2mm以下 人力舗設の場合 3mm以下	
		14 ア ス フ アル ト 舗 装 工	1. 下層路盤	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm	道路舗装については、第3編、第6編を適用する。
				厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m ² に1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない －4.5cm	道路舗装については、第3編、第6編を適用する。
				幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない －5cm	道路舗装については、第3編、第6編を適用する。
				延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない －0	
			2. 上層路盤	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m ² に1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない －3cm	道路舗装については、第3編、第6編を適用する。
				幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない －5cm	道路舗装については、第3編、第6編を適用する。
				延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない －0	
			3. 基 層	厚 さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000m ² に1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない －1.2cm	様式・出来形1-14-3参照
				幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない －2.5cm	道路舗装については、第3編、第6編を適用する。
				延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない －0	
			4. 表 層	厚 さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000m ² に1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない －9mm	様式・出来形1-14-3参照
				幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない －2.5cm	道路舗装については、第3編、第6編を適用する。

編	区 分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	1 共 通 的 工 種	14 ア ス フ ア ルト 舗 装 工	4. 表 層	延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端 2 ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない － 0	
				平坦性	3 mプロフィルメータにより測定	各レーン毎全延長	1 mm	記録紙及び管理表を作成し提出	2. 4mm以下	
		15 植 生 工								
	2 土 捨 工			管理基準なし						
	3 海 上 地 盤 改 良 工	1 床 掘 工	1. ポンプ床掘 2. グラブ床掘	水 深 (底面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定。	設計図書による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	±30cm又は設計図書による。	断面図は監督員が指示したとき作成し提出
				(法面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定。	設計図書による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側 2 m（法面に直角） 内側30cm（法面に直角）又は設計図書による。	
		2 置 換 工	1. 置換材均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない － 0	様式・出来形3-2-1参照

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	3 海 上 地 盤 改 良 工	2 置 換 工	1. 置換材均し	天端高、天端幅、法面	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm又は設計図書による 天端幅、法面は設計図書による。	
					水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
		3 圧 密 ・ 排 水 工	圧密・排水工							8-1-1圧密・排水工を適用する。
		4 締 固 工	締固工							8-1-2締固工を適用する。
		5 固 化 工	固化工							8-1-3固化工を適用する。
	4 基 礎 工	1 基 礎 盛 砂 工	1. 盛砂均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない － 0	様式・出来形1-1-2参照
				天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm天端幅、法面勾配は設計図書による。	
		2 洗 掘 防 止 工	洗掘防止工							8-1-4洗掘防止工を適用する。
		3 基 礎 捨 石 工	1. 基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	設計図書による。	
				法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下 測点3点以上、但し、マウンド厚 2 m 以下 の場合は2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	設計図書による。	

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	4 基 礎 工	3 基 礎 捨 石 工	1. 基礎捨石 (均しを行わない面)	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。	
				延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。	
			2. 捨石本均し	天端高	レベル又は設計図書により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1 cm	出来形図を作成し提出	± 5 cm	様式・出来形4-3-2参照
				天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない －10cm	
				延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない －10cm	
			3. 捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面＋0、－20cm又は設計図書による。 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm 又は設計図書による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
				法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下 測点3点以上、但し、マウンド厚2 m以下の場合は2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm（法面に直角） 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm 又は設計図書による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
				天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない －10cm	
				延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない －10cm	
		4 基 礎 ブ ロ ッ ク 工	1. 基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 ＋2 cm、－1 cm 高さ＋2 cm、－1 cm 長さ＋2 cm、－1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形6-1参照 ブロック（方塊）
				対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		
				型枠形状寸法 （異形ブロック）	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
				ブロック外観 （異形ブロック）	観 察	全 数		観察結果を報告		

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	4 基 礎 工	4 基 礎 ブ ロ ッ ク 工	2. 基礎ブロック据付	法線に対する 出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
				隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック（方塊） 3 cm以下	
				延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
				天端幅	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
	5 本 体 工 （ ケー ソン 式）	1 ケー ソン 製 作 工	1. ケーソン製作	摩 擦 増 大 用 マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	設計図書による。	
				高 さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm － 1 cm	
				幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm － 1 cm	
				長 さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm － 1 cm	
				壁 厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁1ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	± 1 cm	
				底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部1ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm － 1 cm	
				フーチング 高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm － 1 cm	
				対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
				バラスト	レベル、レッド等により測定	各室中央部1ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	碎石・砂 ±10cm コンクリート ± 5 cm	投入量管理
		2 ケー ソン 進 水 据 付 工	1. ケーソン進水据付	法線に対する 出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満±20cm 2,000t以上±30cm 岸壁 ケーソン質量 2,000t未満±10cm 2,000t以上±15cm	様式・出来形5-2-1参照

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
8 港 湾 編	5 本 体 工 (ケーソン式)	2 ケーソン進水据付工	1. ケーソン進水据付	据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端2ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸壁 ケーソン質量 2,000t未満 10cm以下 2,000t以上 20cm以下	
				天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出		
				延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1 cm	管理表を作成し提出		
		3 中 詰 工	中詰工						8-1-5 中詰工を適用する。	
		4 蓋 コン クリ ート 工	蓋コンクリート工						8-1-6 蓋コンクリート工を適用する。	
		5 蓋 ブ ロ ック 工	蓋ブロック工						8-1-7 蓋ブロック工を適用する。	
	6 本 体 工 ブ ロ ック 式	1 本 体 ブ ロ ック 製 作 工	1. 本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm、- 1 cm 高さ+ 2 cm、- 1 cm 長さ+ 2 cm、- 1 cm 壁厚± 1 cm	様式・出来形6-1参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック（方塊）
				対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形6-1参照 セルラーブロック ブロック（方塊）

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	6 本 体 工 ブ ロ ッ ク 式	1 本 体 ブ ロ ッ ク 製 作 工	1. 本体ブロック製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観 察	型枠搬入後適宜	観察結果を記録・ 整理 ただし、監督職員 の請求があった場 合に提示		
				ブロック外観 (異形ブロック)	観 察	全 数	観察結果を報告		
		2 本 体 ブ ロ ッ ク 据 付 工	1. 本体ブロック据付	法線に対する 出入	スチールテープ等によ り測定	据付後ブロック 1 個 につき 2 ヶ所 (最下 段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm
				隣接ブロック との間隔	スチールテープ等によ り測定	据付後ブロック 1 個 につき 2 ヶ所 (最下 段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック 5 cm以下 直立消波ブロック ブロック (方塊) 3 cm以下
				延 長	スチールテープ等によ り測定	据付完了後、法線上 (最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出	
				天端高	レベル等により測定	据付後ブロック 1 個 につき 2 ヶ所 (最上段 のみ)	1 cm	管理表を作成し提出	
		3 中 詰 工	中詰工						8-1-5 中詰工を適用 する。
		4 蓋 コ ン ク リ ー ト 工	蓋コンクリート工						8-1-6 蓋コンクリー ト工を適用する。
		5 蓋 ブ ロ ッ ク 工	蓋ブロック工						8-1-7 蓋ブロック工 を適用する。

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	7 本 体 工 (場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工)	1 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工	場所打コンクリート工						
			イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は±2 cm 天端幅10mを超える 場合は+5 cm－2 cm 天端幅10m以下の場合 は±3 cm 天端幅10mを超える 場合は+5 cm－3 cm +規定しない －0 注) 又は設計図書による。
				天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	
				延 長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	
				法線に対する 出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	
			ロ) 岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm 天端高又は厚さの管理項目の選定は設計図書による。
				天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	
				延 長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	
				法線に対する 出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	
				防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出	
		2 水 中 コ ン ク リ ー ト 工	水中コンクリート工						8-7-1場所打コンクリート工を適用する。

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	7 本 体 工 (場 所 打 式)	3 ブ レ パ ッ ク ド コ ン ク リ ー ト 工							8-7-1場所打コンクリート工を適用する。
		4 水 中 不 分 離 性 コ ン ク リ ー ト 工							8-7-1場所打コンクリート工を適用する。
	8 本 体 工 捨 石 ・ 捨 ブ ロ ッ ク 式	1 洗 掘 防 止 工							8-1-4洗掘防止工を適用する。
		2 本 体 捨 石 工							8-4-3基礎捨石工を適用する。
		3 捨 ブ ロ ッ ク 工	1. 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm、- 1 cm 高さ + 2 cm、- 1 cm 長さ + 2 cm、- 1 cm 壁厚 ± 1 cm
				対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	8 本 体 工 捨 石 ブ ロ ッ ク 式	3 捨 ブ ロ ッ ク 工	1. 捨ブロック製作	型枠形状寸法 (異形ブロッ ク)	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・ 整理 ただし、監督職員 の請求があった場 合に提示		
				ブロック外観 (異形ブロッ ク)	観 察	10個に1個以上測定		観察結果を報告		
			2. 捨ブロック据付	法線に対する 出入	スチールテープ等によ り測定	据付後ブロック 1 個 につき 2 ヶ所 (最下 段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
				隣接ブロック との間隔	スチールテープ等によ り測定	据付後ブロック 1 個 につき 2 ヶ所 (最下 段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック (方塊) 3 cm以下	
				延 長	スチールテープ等によ り測定	据付完了後、法線上 (最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
				天端高	レベル等により測定	据付後ブロック 1 個 につき 2 ヶ所 (最上段 のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
		4 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工	場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は 1 スパン 4 箇所以上 パラペット頂部は 1 スパン 2 ヶ所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は± 2 cm 天端幅10mを超える 場合は+ 5 cm－ 2 cm	様式・出来形14-1参 照 天端高さの管理項目 の選定は設計図書に よる。
				天端幅	スチールテープ等によ り測定	1 スパン 3 ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は± 3 cm 天端幅10mを超える 場合は+ 5 cm－ 3 cm	
				延 長	スチールテープ等によ り測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない － 0	
				法線に対する 出入	トランシット、スチー ルテープ等により測定	1 スパン 2 ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm 注) 又は設計図書によ る。	
	9 本 体 工 鋼 矢 板 式	1 鋼 矢 板 工	鋼矢板工							8-1-8鋼矢板工を適 用する。
		2 控 工	控 工							8-1-9控工を適用す る。

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考		
8 港湾編	10 本体工 （コンクリート矢板式）	1 コンクリート矢板工	1. コンクリート矢板工	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+ 矢板 1 枚幅 － 0		
				矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	設計図書による。	全数を目視で確認	
				矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 /1000	管理表を作成し提出	設計図書による。		
				矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板 1 枚幅未満2/100以下		
				矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	全数を目視で確認	
				矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告			
		2 控工	控 工							8-1-9控工を適用する。	
		11 本体工（鋼杭式）	1 鋼杭工	鋼杭工							8-1-10鋼杭工を適用する。
		12 本体工（コンクリート杭式）	1 コンクリート杭工	コンクリート杭工							8-1-11コンクリート杭工を適用する。

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港湾編	13 被覆・根固工	1 被覆石工	1. 被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。	様式・出来形13-1-1参照
			2. 被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 異形ブロック据付面（整積）±30cm 岸壁前面 ＋0 cm、－20cm又は設計図書による。	
				法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2 m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm（法面に直角） 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm又は設計図書による。	
				天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	
				延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	
		2 被覆ブロック工	1. 被覆ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
				ブロック外観（異形ブロック）	観 察	10個に1個以上測定		観察結果を報告		
			2. 被覆ブロック据付	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	10cm	管理表を作成し提出		
		3 根固ブロック工	1. 根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 ＋2 cm、－1 cm 高さ＋2 cm、－1 cm 長さ＋2 cm、－1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形13-3-1参照
				対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形13-3-1参照
			2. 根固ブロック据付				10cm			8-13-2-2被覆ブロック据付を適用する。
	14 上部工	1 上部コンクリート工	上部コンクリート工							
			イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1 スパン4箇所以上 バラベット頂部は1 スパン2ヶ所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2 cm 天端幅10mを超える場合は＋5 cm－2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は設計図書による。 注) 本体がケーソンの場合ケーソン質量
				天端幅	スチールテープ等により測定	1 スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3 cm 天端幅10mを超える場合は＋5 cm－3 cm	

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
8 港 湾 編	14 上 部 工	1 上 部 コ ン ク リ ー ト 工	イ) 防波堤	延 長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない －0	2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm	
				法線に対する 出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1 スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm 注) 又は設計図書による。		
			ロ) 岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1 スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は設計図書による。	
				天端幅	レベル、スチールテープ等により測定	1 スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm		
				延 長	レベル、スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない －0		
				法線に対する 出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1 スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±3 cm		
				防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出			
		ハ) 栈 橋							8-14-1 上部コンクリート工 ロ)岸壁を適用する。 梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。		
		2 上 部 ブ ロ ッ ク 工	1. 上部ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm、－1 cm 高さ+2 cm、－1 cm 長さ+2 cm、－1 cm 壁厚±1 cm		
				対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出			
			2. 上部ブロック据付								
			イ) 防波堤							8-14-1 上部コンクリート工 イ) 防波堤を適用する。	
			ロ) 岸 壁							8-14-1 上部コンクリート工 ロ)岸壁を適用する。	
			ハ) 栈橋上部コンクリート							8-14-1 上部コンクリート工 ハ) 栈橋を適用する。	
		15 付 属 工	1 係 船 柱 工	1. 係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出	曲柱±2 cm 直柱±2 cm	様式・出来形15-1-1参照
					岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出		

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
8 港 湾 編	15 付 属 工	1 係 船 柱 工	1. 係船柱	中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン 毎中心部、各基	1 cm	管理表を作成し提出		
				直柱基礎コン クリート (幅)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両 端	1 cm	管理表を作成し提出		
				(長さ)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面	1 cm	管理表を作成し提出		
				(高さ)	レベルにより測定	完了時、全数、中心点	1 cm	管理表を作成し提出		
		2 防 舷 材 工	1. 防舷材	取付高さ	レベル又はスチール テープ等により測定	取付完了時、中心部、 全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-2-1 参照
				中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、 全数	1 cm	管理表を作成し提出		
		3 車 止 ・ 縁 金 物 工	車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、 全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-3-1 参照
				岸壁前面に対 する出入	トランシット、スチー ルテープ等により測定	取付完了後中心部を 1 点	1 cm	管理表を作成し提出	± 3 cm	
				据付間隔	スチールテープ等により測定	上 部 工 1 ス パ ン に 2 ヶ 所	1 cm	管理表を作成し提出		
				塗 装	目視による観察			観察結果を報告		
				警戒色 (シマ模様)	スチールテープ等により測定	完了時適宜		確認結果を報告		
		4 防 食 工	防食工							8-1-12防食工を適用 する。
		5 付 属 設 備 工	係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、 全数	1 cm	管理表を作成し提出		
	16 消 波 工	1 洗 掘 防 止 工	洗掘防止工						8-1-4洗掘防止工を 適用する。	

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考		
8 港 湾 編	16 消 波 工	2 消 波 ブ ロ ッ ク 工	1. 消波ブロック製作	型枠形状寸法 (異形ブロッ ク)	観 察	型枠搬入後適宜	観察結果を記録・ 整理 ただし、監督職員 の請求があった場 合に提示				
				ブロック外観 (異形ブロック)	観 察	10個に 1 個以上測定	観察結果を報告				
		2. 消波ブロック据付	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上 (最上段のみ)	10cm	管理表を作成し提出				
	17 裏 込 ・ 裏 埋 工	1 裏 込 工	1. 裏込材 (均しを行わない面)	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は 10m以下	陸上 1 cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。		
				法 面	レベル、レッドにより測定	測点間隔は 3 点以上	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。		
				天端幅	スチールテープ、間縄 等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。		
				延 長	スチールテープ、間縄 等により測定	天端中心上又は監督 員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。		
			2. 裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は 10m以下	陸上 1 cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	±20cm		
				法 面	レベル、レッドにより測定	測点は 3 点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm (法面に直角)	マット等を使用する 場合を含む。	
				天端幅	スチールテープ、間縄 等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない －10cm		
				延 長	スチールテープ、間縄 等により測定	天端中心上又は監督 員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない －10cm		
			3. 吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄 等により測定	始、終端及び変化する 箇所毎並びに20mに 1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を 作成し提出	設計図書による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマッ ト、繊維系マット、 合成樹脂系マット	
				重ね幅	スチールテープ等により測定	1 枚に 2 点	1 cm	測定表及び敷設図を 作成し提出	50cm以上 (アスファ ルトマット・繊維系 マット) 30cm以上 (合成樹脂 系マット)		
				延 長	スチールテープ、間縄 等により測定	マットの中心を区間 毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を 作成し提出	+規定しない －10cm		
				2 裏 埋 工	裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1 cm	平面図に実測値を記入し提出	設計図書による。
		(水中部)	レベル、レッド及び音 響測深機等により測定			測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	設計図書による。	変化点は測定する。	
		3 裏 埋 土 工	1. 土砂掘削 2. 土砂盛土	地盤高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を 延長20mに 1ヶ所以上	1 cm	測定表を作成し提出	設計図書による。	様式・出来形17-3-1 参照	
				幅	スチールテープ等により測定	延長20mに 1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を 作成し提出	設計図書による。		

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	17 裏 込 ・ 裏 埋 工	3 裏 埋 土 工	1. 土砂掘削 2. 土砂盛土	法 長	スチールテープ等により測定	延長20mに1ヶ所以上	10cm	測定表を作成し提出	設計図書による。
				延 長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	設計図書による。
	18 陸 上 地 盤 改 良 工	1 圧 密 ・ 排 水 工	圧密・排水工						8-1-1圧密・排水工を適用する。
		2 締 固 工	締固工						8-1-2締固工を適用する。
		3 固 化 工	固化工						8-1-3固化工を適用する。
	19 土 工	1 掘 削 工	1. 土砂掘削						8-17-3-1土砂掘削を適用する。
		2 盛 土 工	1. 土砂盛土						8-17-3-2土砂盛土を適用する。
		3 路 床 盛 土 工	1. 路床盛土	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm
				幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -10cm
				延 長	スチールテープ等により測定	両端2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0
		4 法 面 工	1. 法 面						8-17-3-1土砂掘削、 8-17-3-2土砂盛土及び 8-1-15植生工を適用する。

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	20 舗 装 工	1 コン クリ ート 舗 装 工	コンクリート舗装工						8-1-13コンクリート舗装工を適用する。 ただし、道路舗装については、第3編、第6編を適用する。
		2 ア ス フ ア ルト 舗 装 工	アスファルト舗装工						8-1-14アスファルト舗装工を適用する。 ただし、道路舗装については、第3編、第6編を適用する。
	21 維 持 補 修 工	1 維 持 塗 装 工	1. 係船柱塗装	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数	確認結果を提出	設計図書による。	
			2. 車止塗装						
			イ) 鋼 製	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数	確認結果を提出	設計図書による。	
			ロ) その他	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数	確認結果を提出	設計図書による。	
			3. 縁金物塗装						8-21-1-2車止塗装を適用する。
		2 防 食 工	防食工						8-1-12防食工を適用する。
	22 構 造 物 撤 去 工	1 取 壊 し 工	1. コンクリート取壊し	外 観	目視による観察	全 数	観察結果を報告		
		2 撤 去 工	1. 水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長 外 観	トランシット、スチールテープ等により測定 潜水土による観察	設計図書による。 全 数	設計図書による。 観察結果を報告	設計図書による。	
			2. 鋼矢板等切断撤去	形状寸法 外 観	スチールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全 数 全 数	測定表を作成し提出 観察結果を報告	設計図書による。	

編	区分		工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	22 構 造 物 撤 去 工	2 撤 去 工	3. 腹起・タイ材撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書による。	
				外 観	目視又は潜水土による観察	全 数		観察結果を報告		
			4. 舗装版撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書による。	
				外 観	目視による観察	全 数		観察結果を報告		
			5. 石材撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書による。	
				外 観	目視又は潜水土による観察	全 数		観察結果を報告		
			6. ケーソン撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書による。	
				外 観	目視又は潜水土による観察	全 数		観察結果を報告		
			7. ブロック撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書による。	
				外 観	目視又は潜水土による観察	全 数		観察結果を報告		
			8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1 mm	測定表を作成し提出	設計図書による。	
				外 観	目視又は潜水土による観察	全 数		観察結果を報告		
	23 仮 設 工	1 仮 設 鋼 矢 板 工	1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭	矢板天端高	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚（H形鋼杭は全数）	1cm	測定表を作成し提出	±10cm	
				根入長	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚（H形鋼杭は全数）	10cm	測定表を作成し提出	+規定なし - 0	
		2 仮 設 鋼 管 杭 ・ 鋼 管 矢 板 工	1. 先行掘削							8-1-8-1 先行掘削を適用する。 （任意仮設は除く）
			2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工							8-1-8-2 鋼矢板式 Ⅱ) 鋼管矢板及び 1-10-2 鋼杭を適用する。 （任意仮設は除く）

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考		
8 港 湾 編	23 仮 設 工	3 仮 設 道 路 工	1. 仮設道路工						第3編土木工事共通編、第6編道路編を適用する。		
	24 雑 工	1 現 場 鋼 材 溶 接 工	1. 現場鋼材溶接	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ケージ等により測定	適 宜	1 mm	測定表を作成し提出	設計図書による。	様式・出来形24-1-1参照	
				ひずみ	目視による観察	全 数		観察結果を報告			
				有害な欠陥の有 無	目視による観察	適 宜		観察結果を報告			
			2. 被覆溶接(水中)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ケージ等により測定	適 宜	1 mm 溶接長は1 cm	測定表を作成し提出	設計図書による。		
				外 観	潜水土による観察	全 数		観察結果を報告			
				3. スタッド溶接(水中)							8-24-1-2 被 覆 溶 接(水中)を適用する。
			2 現 場 鋼 材 切 断 工	1. 現場鋼材切断							
				イ) 陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1 mm	測定表を作成し提出	設計図書による。	
					外 観	目視による観察	全 数		観察結果を報告		
		ロ) 水中切断		形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1 mm	測定表を作成し提出	設計図書による。		
				外 観	目視又は潜水土による観察	全 数		観察結果を報告			
		3 そ の 他 雑 工		1. 清 掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全 数	1 mm	測定表を作成し提出	設計図書による。	
			外 観		目視又は潜水土による観察	全 数		観察結果を報告			
			2. 削 孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1 mm	測定表を作成し提出	設計図書による。		
				外 観	目視又は潜水土による観察	全 数		観察結果を報告			
		25 浚 渫 工	1 ポン プ 浚 渫 工	ポンプ浚渫	水 深 (底面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	設計図書による。	10cm	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省)第2編1-2-5の6 平面図に実測値を記入し提出	+0 －規定しない又は設計図書による。	様式・出来形25-1参照 ＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
					(法面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	設計図書による。	10cm	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省)第2編1-2-5の6 平面図に実測値を記入し提出	+0 －規定しない又は設計図書による。	

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	25 浚 渫 工	2 グ ラ ブ 浚 渫	1. グラブ浚渫						8-25-1-1ポンプ浚渫を適用する。
		3 硬 土 盤 浚 渫 工	1. 硬土盤浚渫						8-25-1-1ポンプ浚渫を適用する。
		4 岩 盤 浚 渫 工	1. 砕岩浚渫						8-25-1-1ポンプ浚渫を適用する。
		5 バ ッ ク ホ ウ 浚 渫 工	バックホウ浚渫						8-25-1-1ポンプ浚渫を適用する。
	26 埋 立 工	1 固 化 工	固化工						8-1-3固化工を適用する。
		2 埋 立 土 工	1. 土砂掘削						8-17-3-1土砂掘削を適用する。
			2. 土砂盛土						8-17-3-2土砂盛土を適用する。

編	区分	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
8 港 湾 編	27 道 路 舗 装 工	1 コ ン ク リ ー ト 舗 装 工							第3編、第6編を適用する。
		2 ア ス フ ア ル ト 舗 装 工							
		3 道 路 付 属 工	1. 縁 石						
			2. 区画線及び道路標示						
			3. 道路標識						
			4. 防護柵						
	28 緑 地 工	1 植 生 工	植生工						8-1-15植生工を適用する。

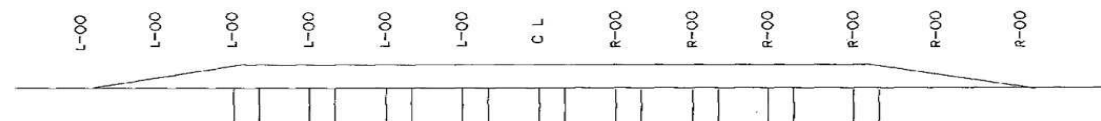
敷砂出来形管理表

令和 年 月 日

工事名：

現場代理人

測 点		種 別	天 端 高										天 端 幅				延 長		
			L-50m	L-40m	L-30m	L-20m	L-10m	C L	R-10	R-20	R-30	R-40	R-50	港外法面	天端港外	天端港内	港内法面	港外側	法線上
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇+O. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇+O. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇+O. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	測定値																		
	差																		
NO. 〇〇	設計値																NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$	NO. 〇〇 \$
	測定値																		
	差																		



工事名: _____

敷砂出来形管理図

様式・出来形1-1-2(2)

敷砂 平面図

NO. 0
NO. 1
NO. 2
NO. 3
NO. 4
NO. 5
NO. 6
NO. 7
NO. 8
NO. 9
NO. 10
NO. 11
NO. 12
NO. 13
NO. 14
NO. 15
NO. 16
NO. 17
NO. 18
NO. 19
NO. 20

港内側天端延長 〇〇. 〇 (〇〇. 〇)

法線上天端延長 〇〇. 〇 (〇〇. 〇)

港 内 側

法 線

港 外 側

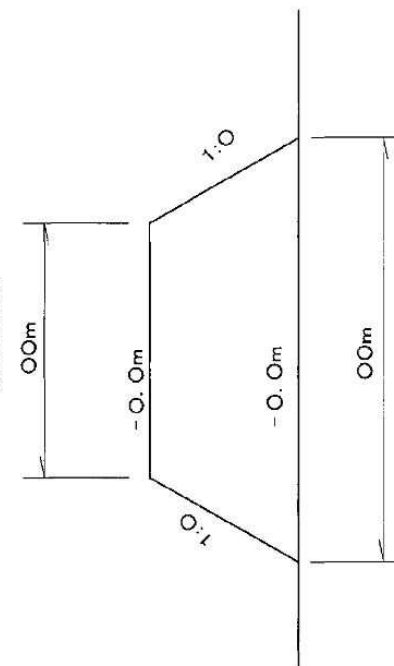
港外側天端延長 〇〇. 〇 (〇〇. 〇)

- 〇. 〇m

- 〇. 〇m

〇〇m

標準断面図



凡 例

(): 設計値

実 数: 実測値

サンドコンパクションパイル出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

杭番号 杭列		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
A 列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭番号 杭列		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
B 列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭番号 杭列		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
O 列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭番号 杭列		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
O 列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量	変位置 X	変位置 Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

砂投入管理表

工事名：

現場代理人

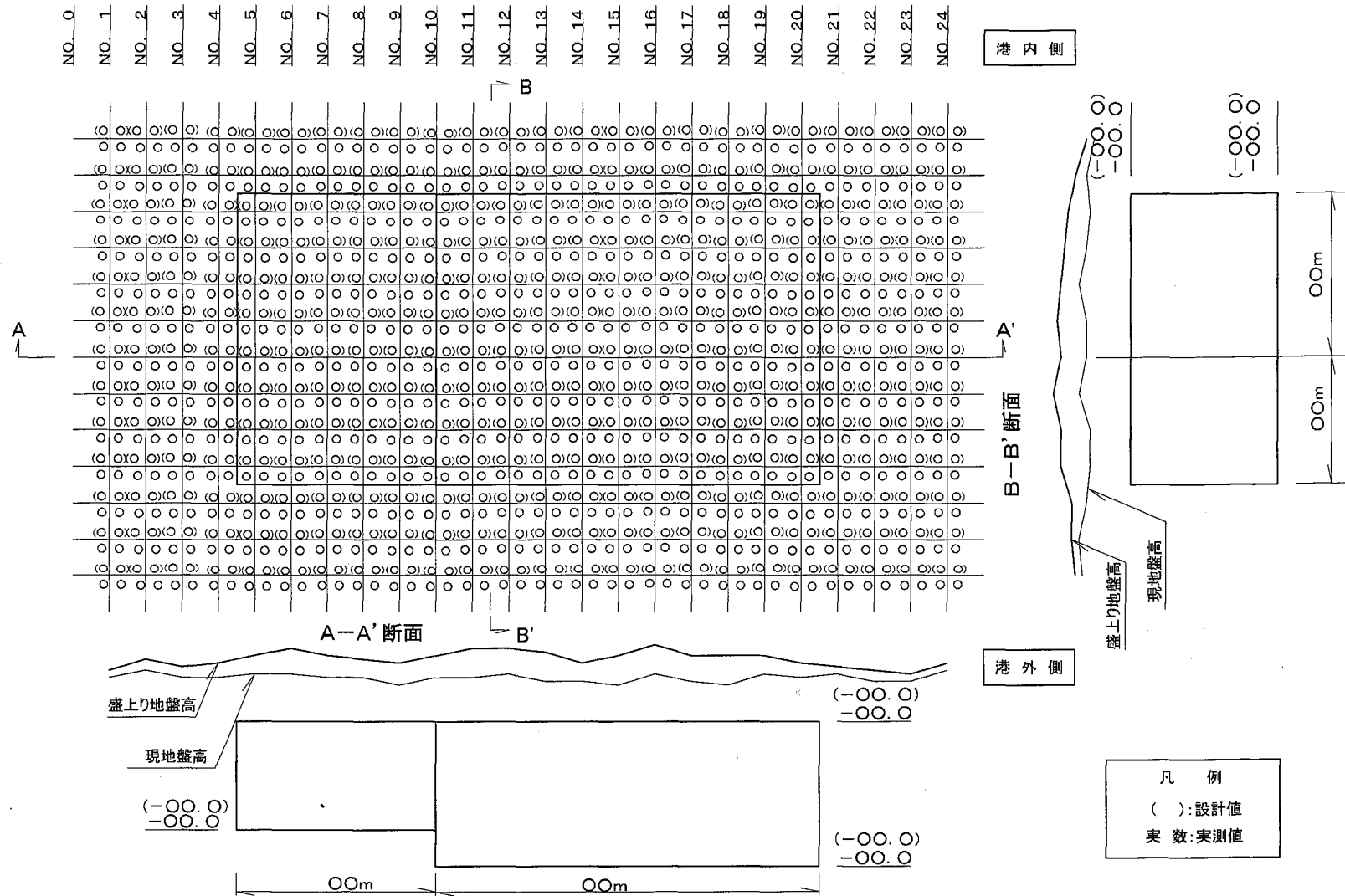
[illegible]

工事名: _____

様式・出来形1-2-2(3)

締固工 深淺図

平面図



深層混合処理杭出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

NO.		打設位置		杭出来形			スラリー量		NO.		打設位置		杭出来形			スラリー量	
		X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量	1 m当り			X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量	1 m当り
	設計値									設計値							
	実測値									実測値							
	差									差							
					</												

深層混合処理杭鉛直度管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

NO.	測定深度	鉛 直 度				NO.	測定深度	鉛 直 度				NO.	測定深度	鉛 直 度			
		(X方向)		(Y方向)				(X方向)		(Y方向)				(X方向)		(Y方向)	
		分	秒	分	秒			分	秒	分	秒			分	秒	分	秒

洗堀防止マット出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

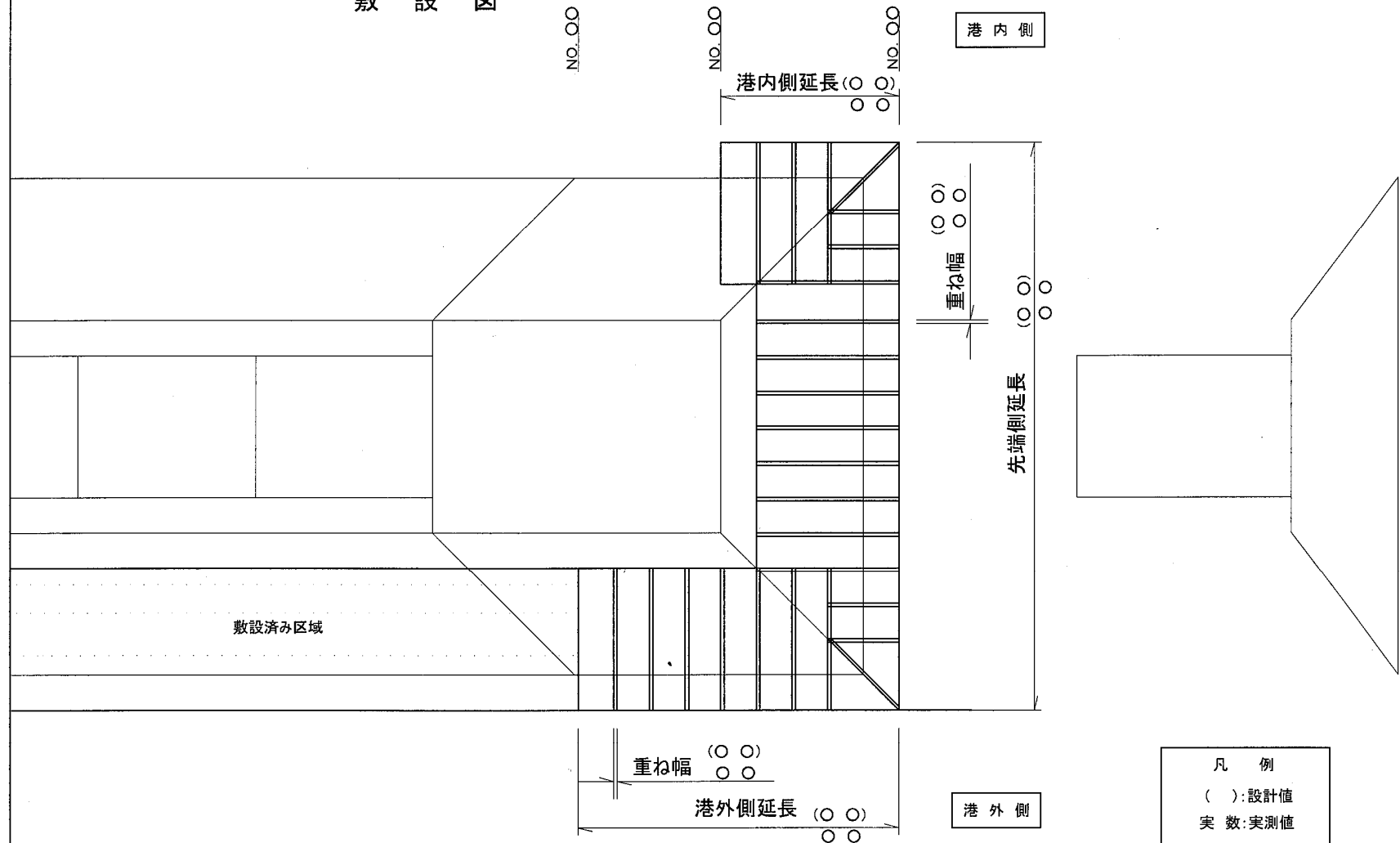
マットNO.		敷 設 月 日	測 定 値				備 考
			敷設位置	重ね幅	敷設幅	延 長	
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						

工事名: _____

様式・出来形1-4-1(2)

洗掘防止マット出来形管理図

敷 設 図



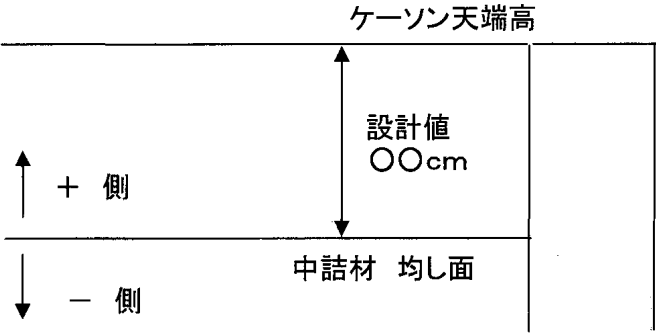
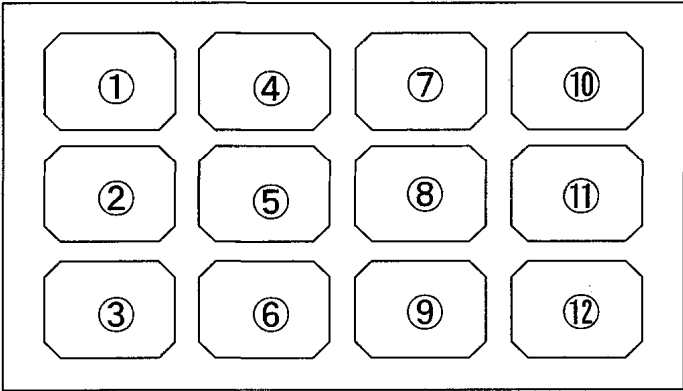
砂・石材中詰出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							



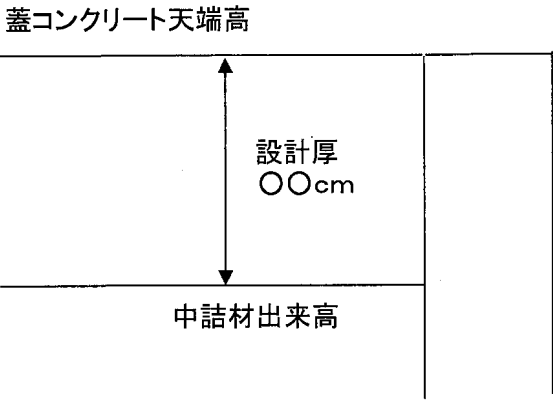
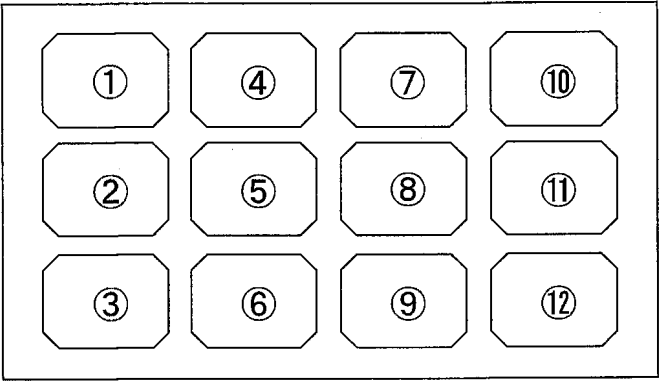
蓋コンクリート出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							



工事名：

現場代理人

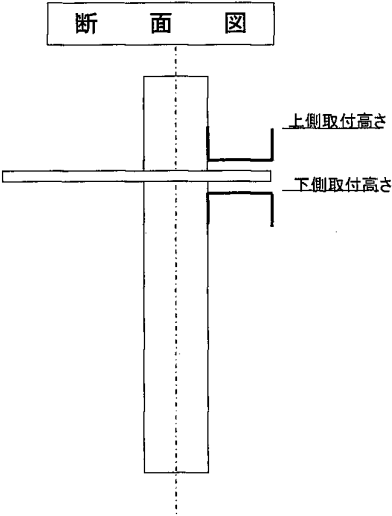
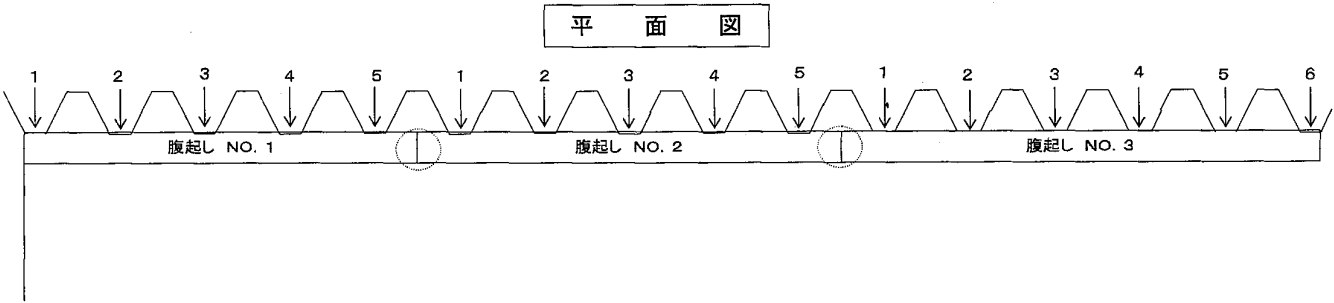
[illegible]

腹起出来形管理表

現場代理人

測 点			取付高さ		取付長さ	継手の状況
			上側	下側		
NO. 1	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO. 2	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO. 3	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				

位 置		ボルトの 取付状況	矢板との密着状況	備 考
腹起しNO	ボルトNO			
NO. 1	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO. 2	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO. 3	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			



タイ材出来形管理表

様式・出来形 1-9-6

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人

海側矢板（杭）部

[illegible]

陸側矢板（杭）部

[illegible]

鋼杭打込記録

令和 年 月 日

工事名：_____

現場代理人 _____

打設年月日				標高	50cm ごとの 打撃回数	累計打撃回数	50cm ごとの 平均貫入量	リバウンド量	ラム落下高	摘 要
杭番号				(m)	(回)	(回)	(cm)	(cm)	(m)	
外径										
杭長										
板厚										
メーカー										
打込み時間										
杭打機 名称										
型 式										
全 重 量										
ラ ム 重 量										
打止管理		設計値	実測値							
	天端高 (m)									
	先端深度 (m)									
	地盤高 (m)									
	根入長 (m)									
	総打撃回数									
	最終貫入量 (S)									
許容 支持力	設計値	実測値								
許容 支持力 算定式	$R_u = \frac{ef \times 2WH}{S + 1 / 2K}$									
	ef : ハンマーの効率=0.5									
	H : ハンマーの落下高 (m)									
	W : ハンマーの重量 (kN)									

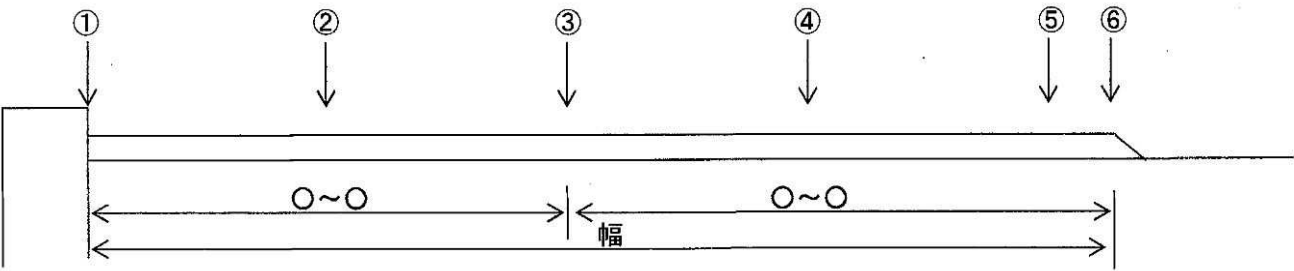
路盤出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

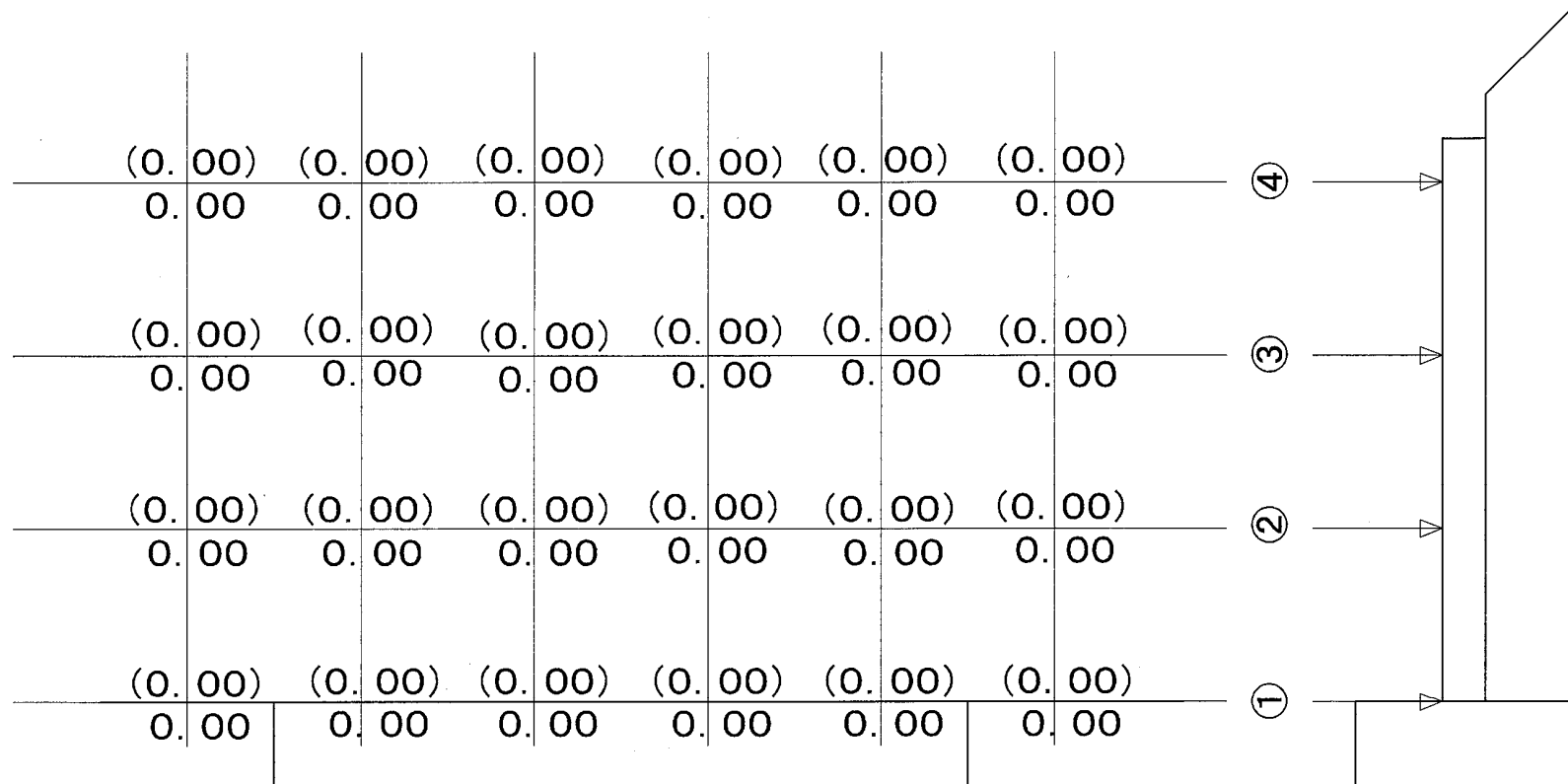
測 点	種 別	高 さ							幅			延 長		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	○～○	○～○	○～○	①線上	法線上	○線上
No. 〇〇	路盤設計厚	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m
	路床高													
	路盤高													
No. 〇〇	厚さ													
No. 〇〇 + 〇. 〇〇														
No. 〇〇														



工事名: _____

路盤出来形管理図

様式・出来形1-13-1(2)



凡 例
(): 設計値
実 数: 実測値

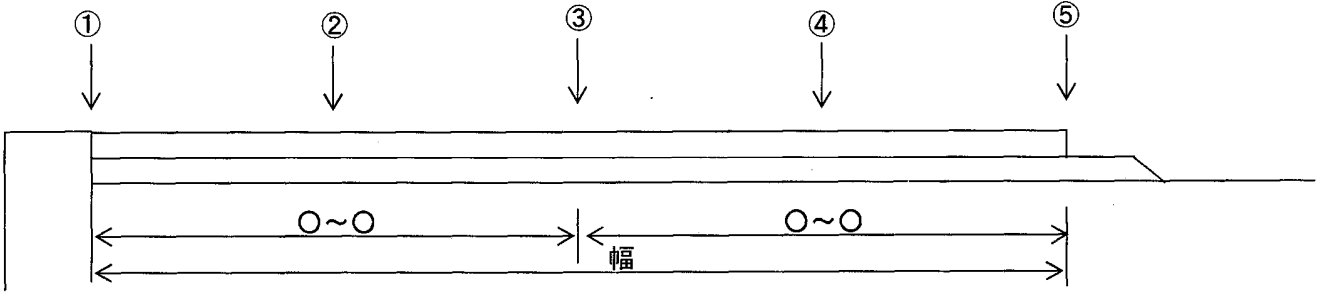
舗装出来形管理表

令和 年 月 日

工事名: _____

現場代理人 _____

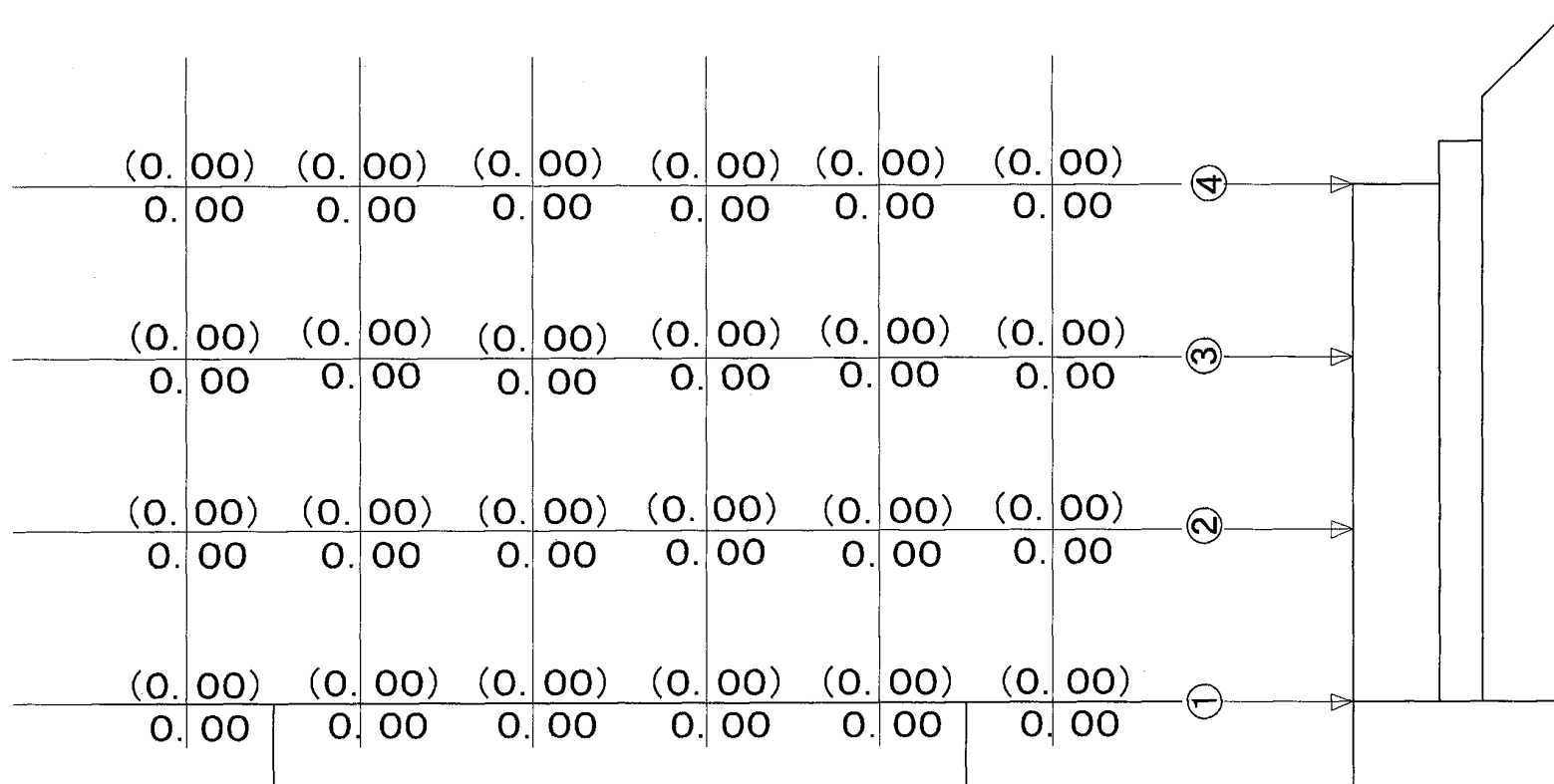
測 点	種 別	高 さ							幅			延 長		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	○~○	○~○	○~○	①線上	法線上	○線上
No. 〇〇	舗装設計厚	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m
	路盤高													
	天端高													
No. 〇〇	厚さ													
No. 〇〇 + 〇. 〇〇														
No. 〇〇														



工事名: _____

舗装出来形管理図

様式・出来形 1-14-3(2)



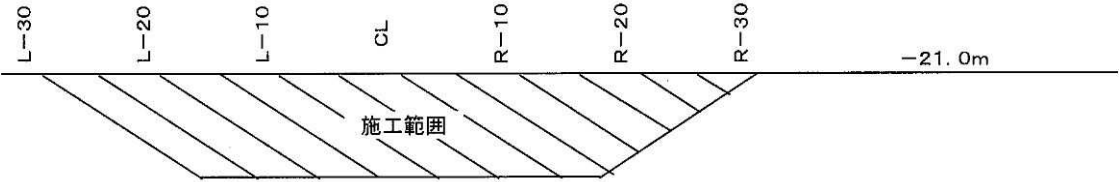
凡 例
(): 設計値
実 数: 実測値

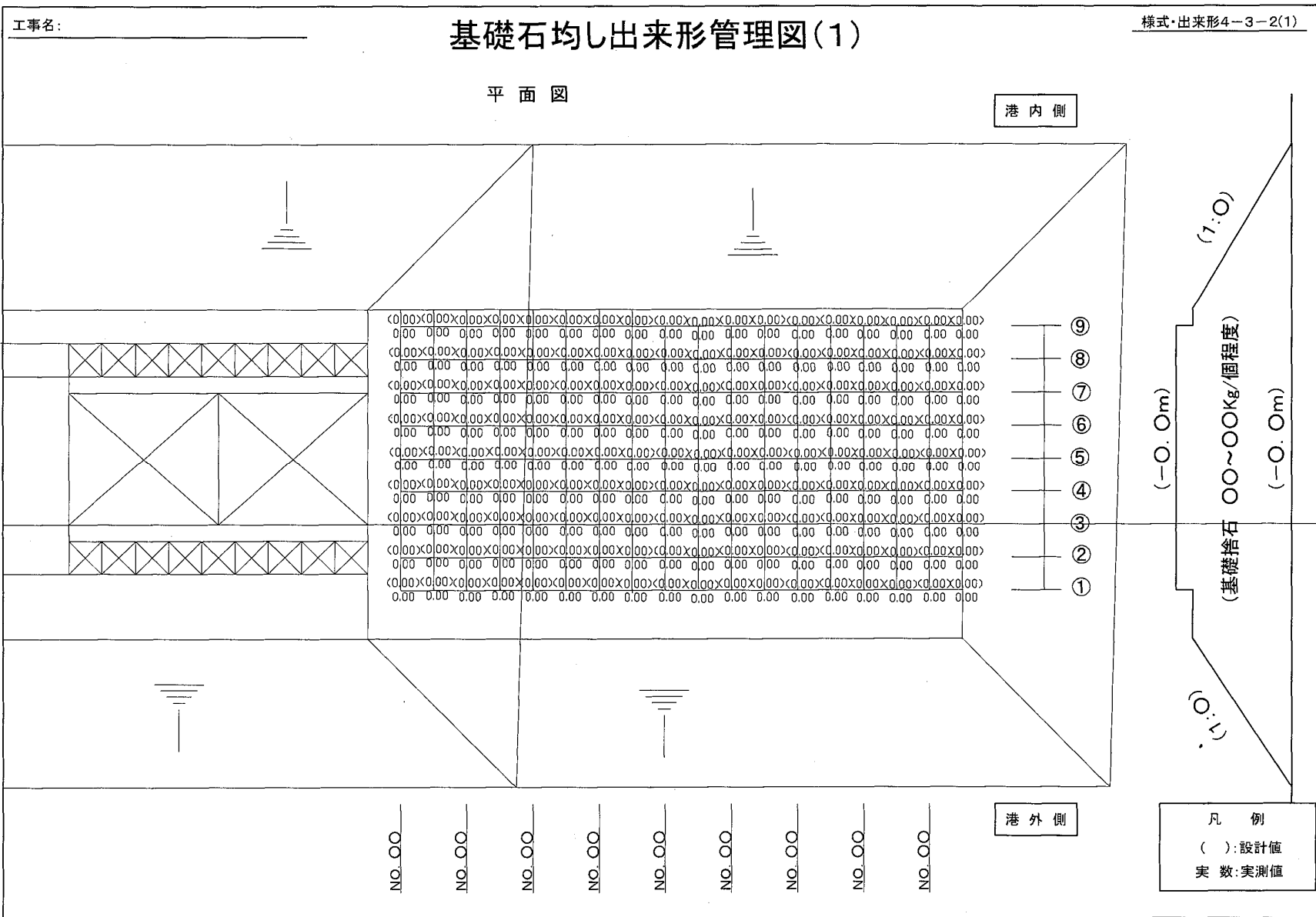
置換材出来形管理表

工事名：

現場代理人

測点		種別	天 端 高						天 端 幅		延 長		
			L-30m	L-20m	L-10m	C L	R-10m	R-20m	R-30m	港外側	港内側	港外側	法線上
NO. 〇〇	設計値										NO. 〇〇 }	NO. 〇〇 }	NO. 〇〇 }
	測定値												
	差												
NO. 〇〇+O. 〇〇	設計値												
	測定値												
	差												
NO. 〇〇	設計値												
	測定値												
	差												
NO. 〇〇+O. 〇〇	設計値												
	測定値												
	差												
NO. 〇〇	設計値										m	m	m
	測定値												
	差												
NO. 〇〇+O. 〇〇	設計値										〇〇. 〇〇	〇〇. 〇〇	〇〇. 〇〇
	測定値												
	差												
NO. 〇〇	設計値										〇〇. 〇〇	〇〇. 〇〇	〇〇. 〇〇
	測定値												
	差												
NO. 〇〇	設計値												
	測定値												
	差												
NO. 〇〇	設計値												
	測定値												
	差												
NO. 〇〇	設計値												
	測定値												
	差												
NO. 〇〇	設計値										}	}	}
	測定値												
	差												
NO. 〇〇	設計値										NO. 〇〇 }	NO. 〇〇 }	NO. 〇〇 }
	測定値												
	差												





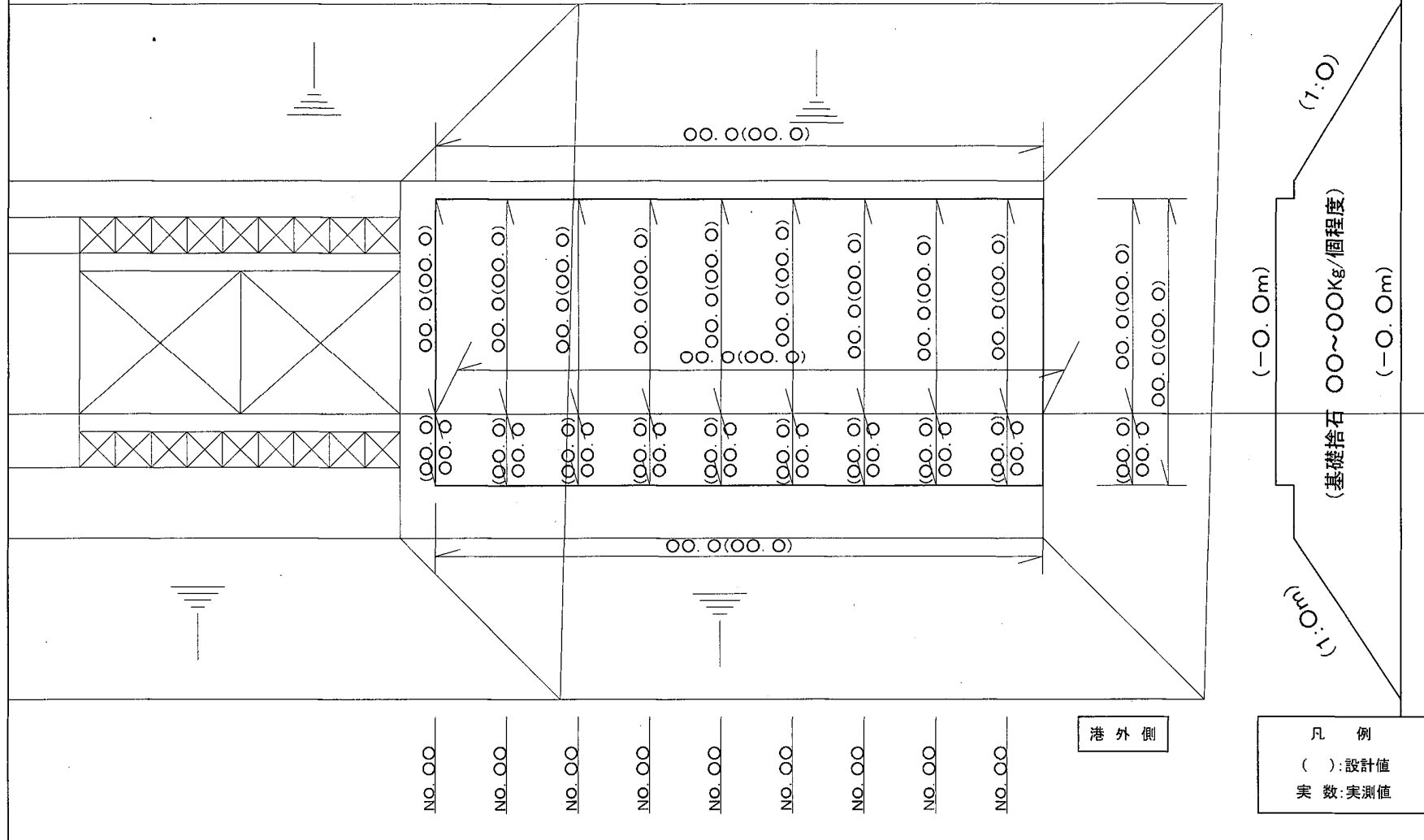
工事名: _____

基礎石均し出来形管理図(2)

様式・出来形4-3-2(2)

平面图

港内側

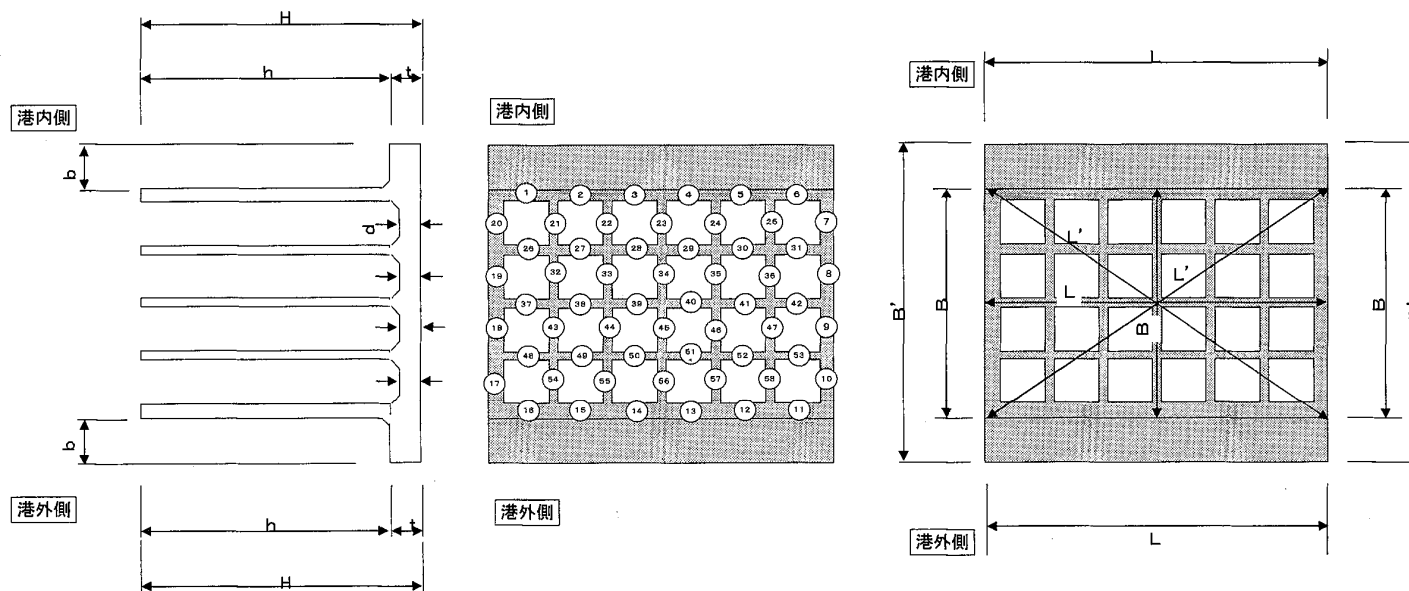


ケーソン製作出来形管理表

工事名： _____

現場代理人 _____

測 定 項 目	規 格	箇 所	測 定 値	検 査 値	差	箇 所	測 定 値	検 査 値	差	箇 所	測 定 値	検 査 値	差
＜壁 厚＞													
側壁=〇〇	±〇〇												
隔壁=〇〇													
＜フチノリ＞													
B'=〇〇	+〇〇												
L=〇〇	-〇〇												
b=〇〇													
t=〇〇													
＜底版厚＞	+〇〇												
d=〇〇	-〇〇												
＜延 長＞	+〇〇												
L=〇〇	-〇〇												
＜ 幅 ＞	+〇〇												
B=〇〇	-〇〇												
＜対 角＞	±〇〇												
L'=〇〇													
＜高 さ＞	+〇〇												
H=〇〇	-〇〇												



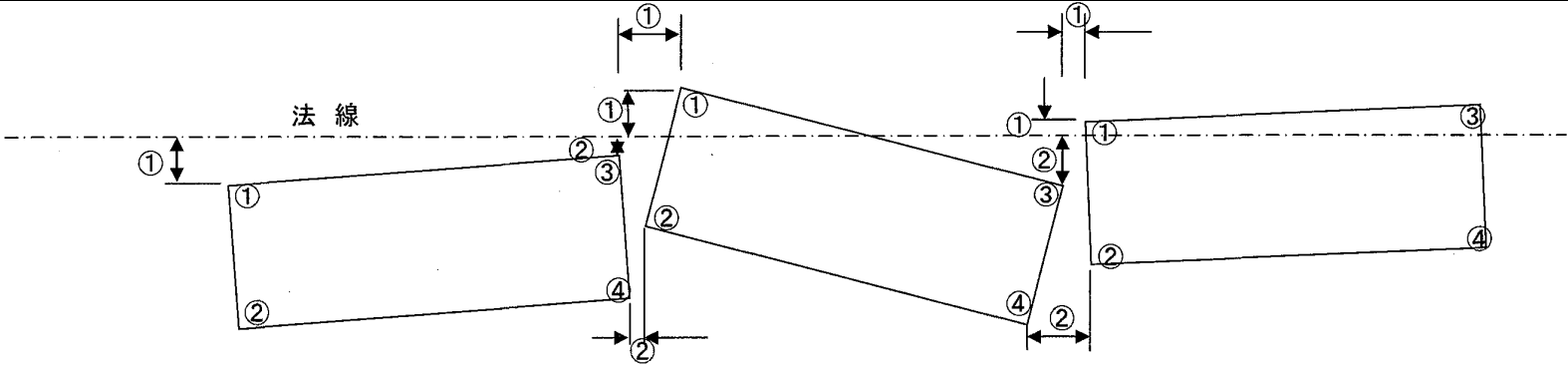
ケーソン据付出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

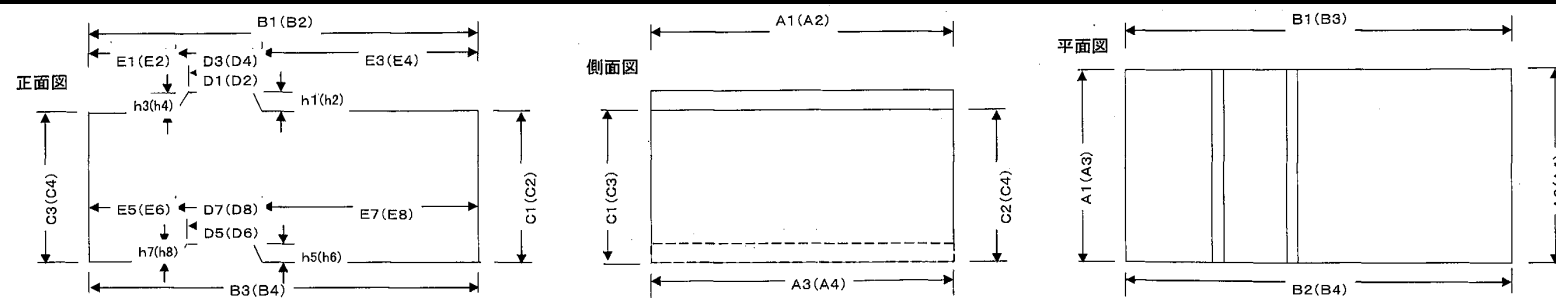
現場代理人 _____

ケーソン 番号	法線に対する出入り					据 付 目 地 間 隔					天 端 高 さ				
	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差
NO. 1						—					①				
											②				
											③				
											④				



ブロック（方塊）製作出来形管理表

現場代理人

[illegible]

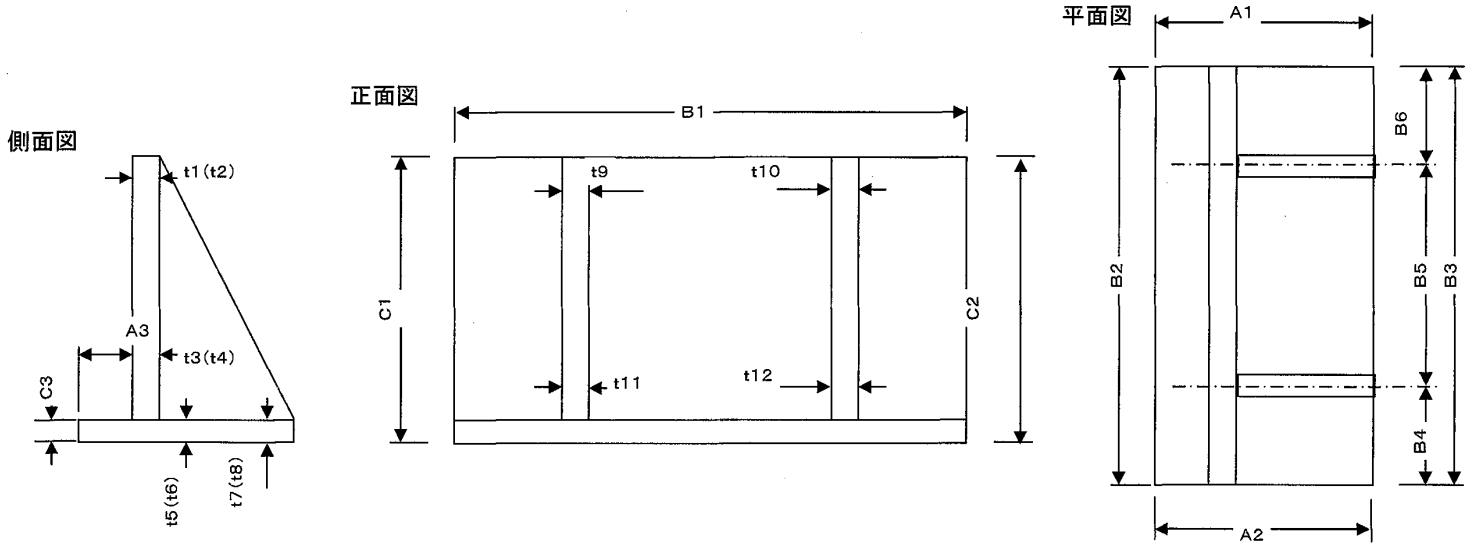
L型ブロック製作出来形管理表

令和 年 月 日

工事名: _____

現場代理人 _____

製作番号		幅			長さ						高さ			各部材厚さ											
		A1	A2	A3	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	t9	t10	t11	t12
	設計値																								
	実測値																								
	差																								



セルラブロック製作出来形管理表

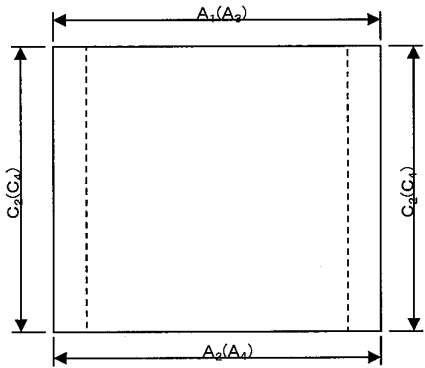
令和 年 月 日

工事名: _____

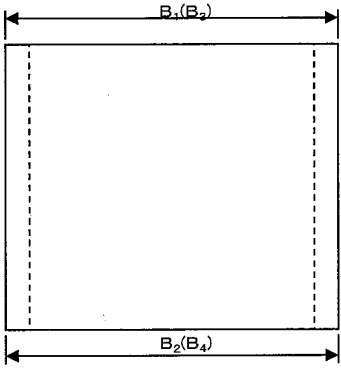
現場代理人 _____

製作番号		幅				長さ				高さ				各 部 材 厚 さ								対角線	
		A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	ℓ1	ℓ2
	設計値																						
	実測値																						
	差																						

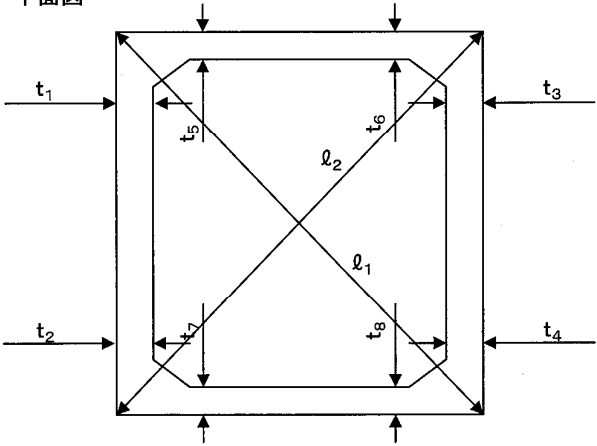
側面図



正面図



平面図



ブロック製作等 外見チェックリスト

工事名: _____

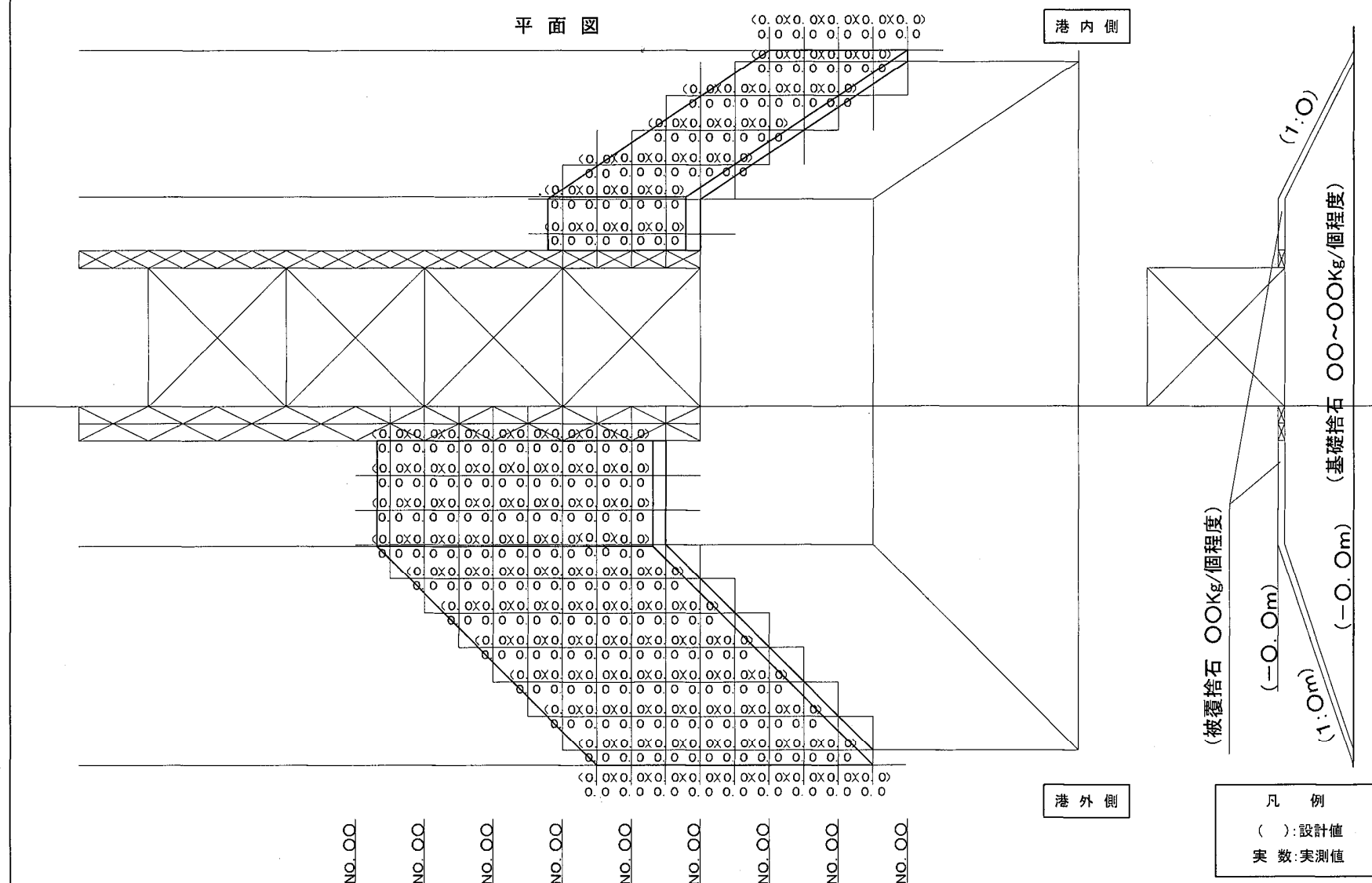
現場代理人 _____

チ ェ ッ ク 項 目	
製作番号（ブロックNO）	
製作日	
検査日	
大きな気泡はないか	
ひびわれはないか	
ジャンカはないか	
ワイヤー傷はないか	
ブロックのカケはないか	
泥などの付着はないか	
ナンバリングに誤記はないか	
その他	
総 評	
略 図	

工事名: _____

被覆石均し出来形管理図(1)

様式・出来形13-1-1(1)



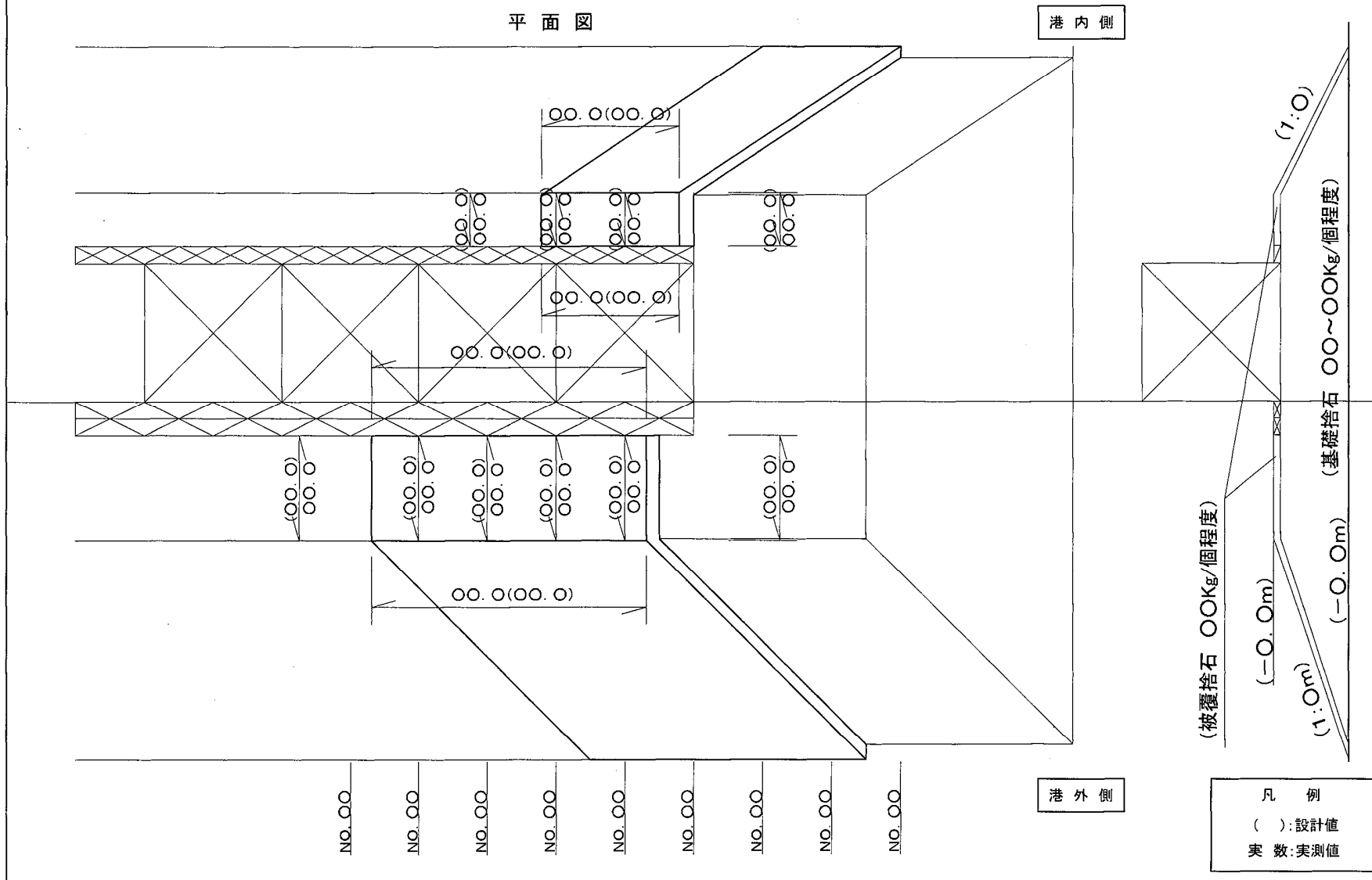
工事名:

様式・出来形13-1-1(2)

被覆石均し出来形管理図(2)

平面图

港 内 側



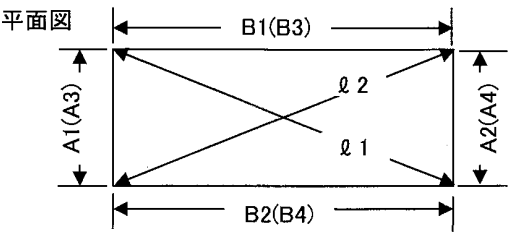
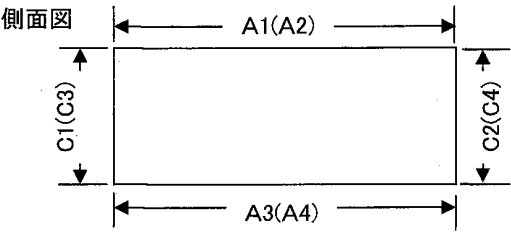
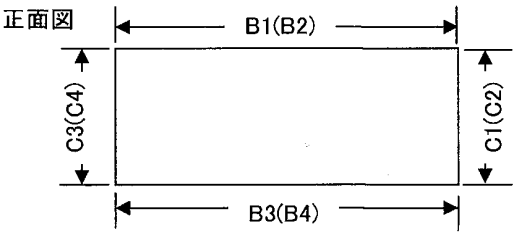
根固ブロック製作出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

製作番号		長　　さ				幅				長　　さ				対角線		備　　考	
		上側		下側		上側		下側		右側		左側		ℓ1	ℓ2		
		B1	B2	B3	B4	A1	A2	A3	A4	C1	C2	C3	C4				
	設計値																
	実測値																
	差																

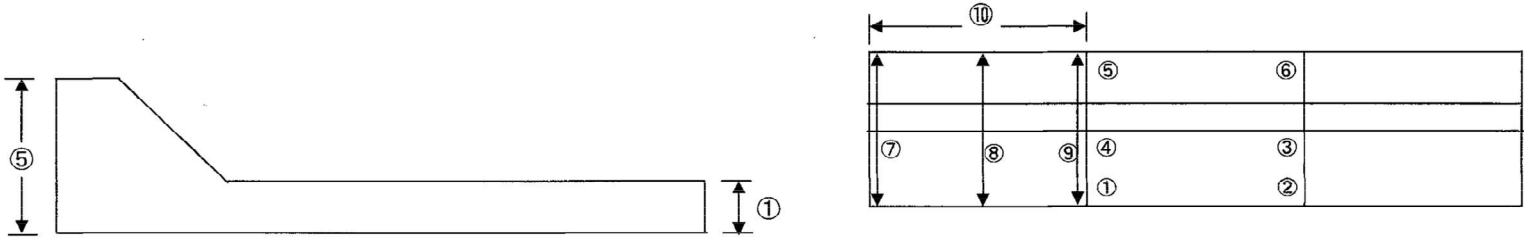


上部コンクリート（防波堤）出来形管理表

工事名： _____

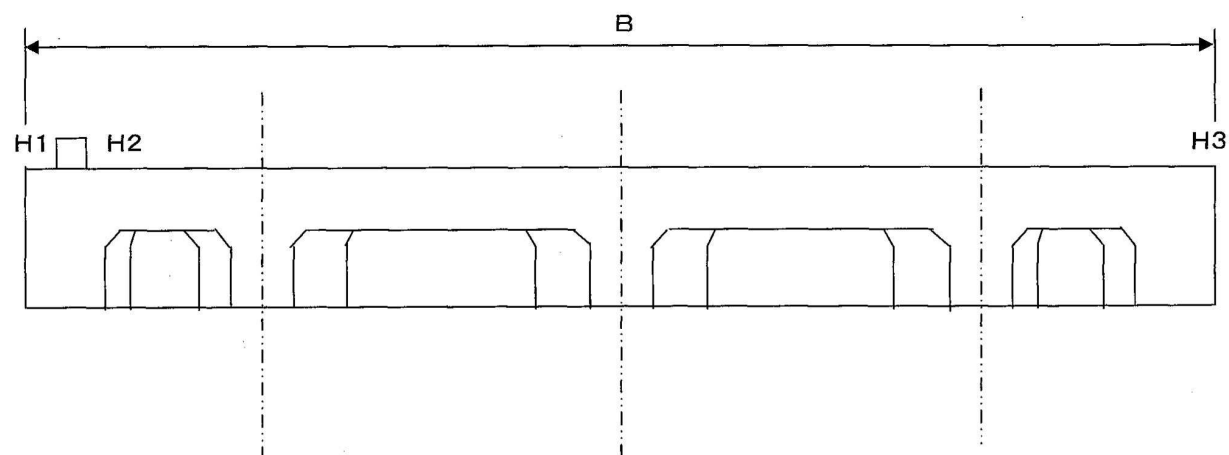
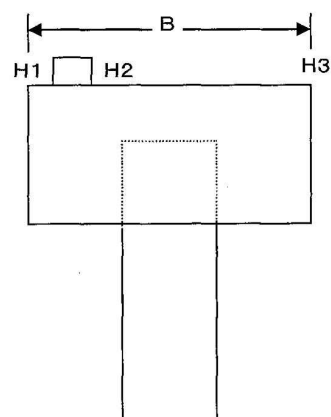
現場代理人 _____

ケーソン等 NO.	測定月日	天 端 高 (厚 さ)				天 端 幅				延 長				法線に対する出入り			
		測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差
		①				⑦				⑩							
		②				⑧											
		③				⑨											
		④															
		⑤															
		⑥															



工事名：

現場代理人

[illegible]

防舷材出来形管理表

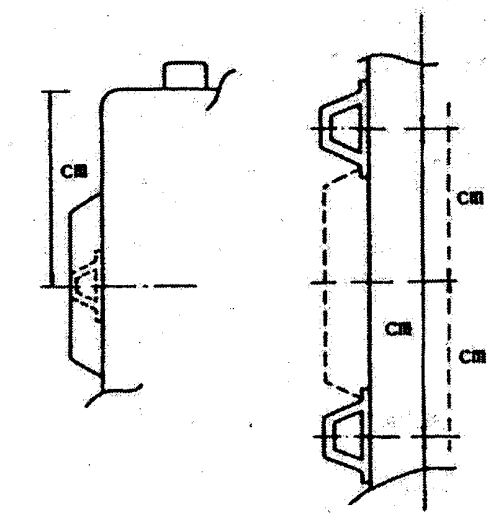
令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

番 号	取付高さ	中心間隔	備 考
基点〇より	—	—	

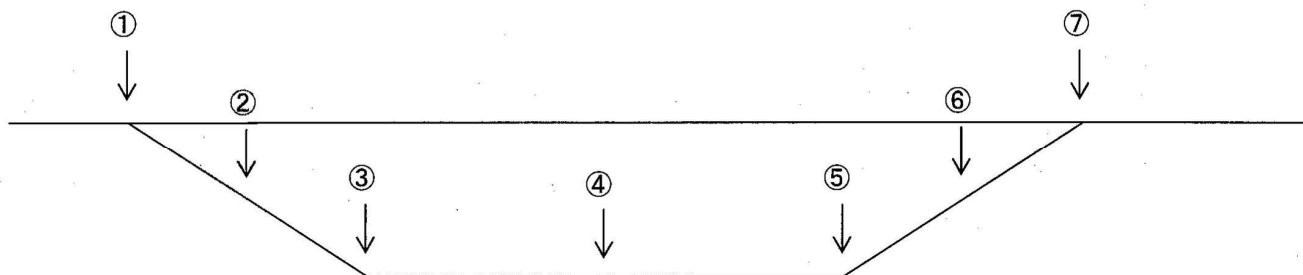
防舷材測定位置図



土砂掘削出来形管理表

工事名：

現場代理人

[illegible]

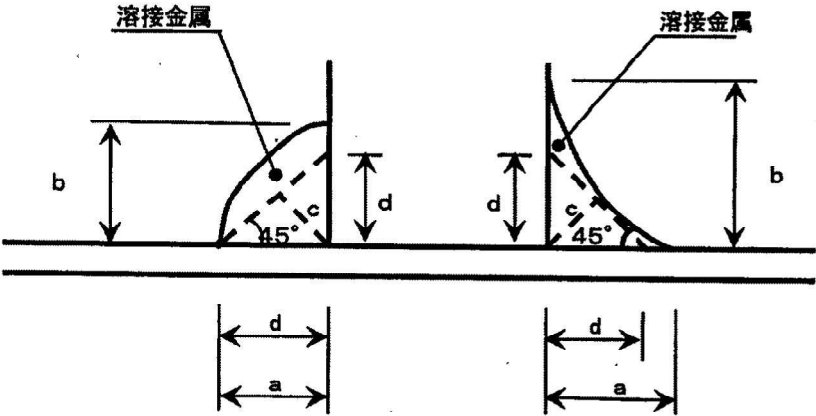
すみ肉溶接出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

測定箇所		溶接脚長		のど厚	サイズ	溶接長	測定箇所		溶接脚長		のど厚	サイズ	溶接長
		a	b	c	d				a	b	c	d	
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					



※サイズ d の算定について

- 2つの脚長 a, b の長さが異なる場合、サイズの算定には、短い脚長を基準に 45° の線を引き、これをサイズとする。この場合 45° の線はすべて熔融金属中にあること。
- 溶接ビード形状が凹型の場合（左図の右側）、溶接ゲージにより、直接のど厚を計測できるため、サイズは計測しなくて良い。

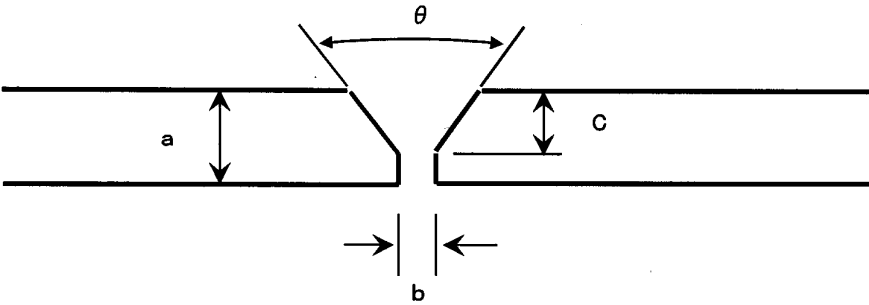
突合わせ溶接出来形管理表

令和 年 月 日

工事名： _____

現場代理人 _____

測定箇所		のど厚	ルート間隔	開先深さ	開先角度	溶 接 長		測定箇所		のど厚	ルート間隔	開先深さ	開先角度	溶 接 長	
		a	b	c	θ					a	b	c	θ		
	設計値								設計値						
	実測値								実測値						
	差								差						



鉄筋フレア溶接出来形管理表

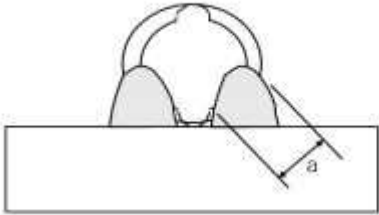
令和 年 月 日

工事名： _____

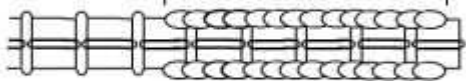
現場代理人 _____

測定箇所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶 接 長	測定箇所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶 接 長
	設計値					設計値			
	実測値					実測値			
	差					差			

有効のど厚 $a = \text{鉄筋径} D / 4$



鉄筋径の5倍以上



浚渫出来形管理表

令和 年 月 日

工事名：

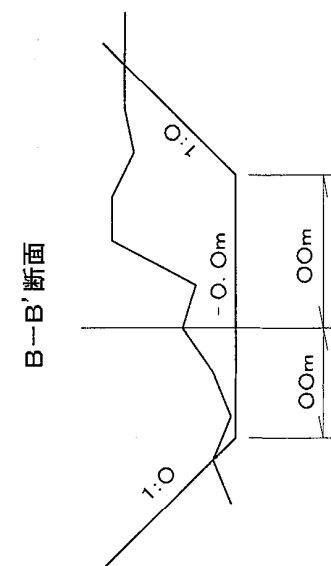
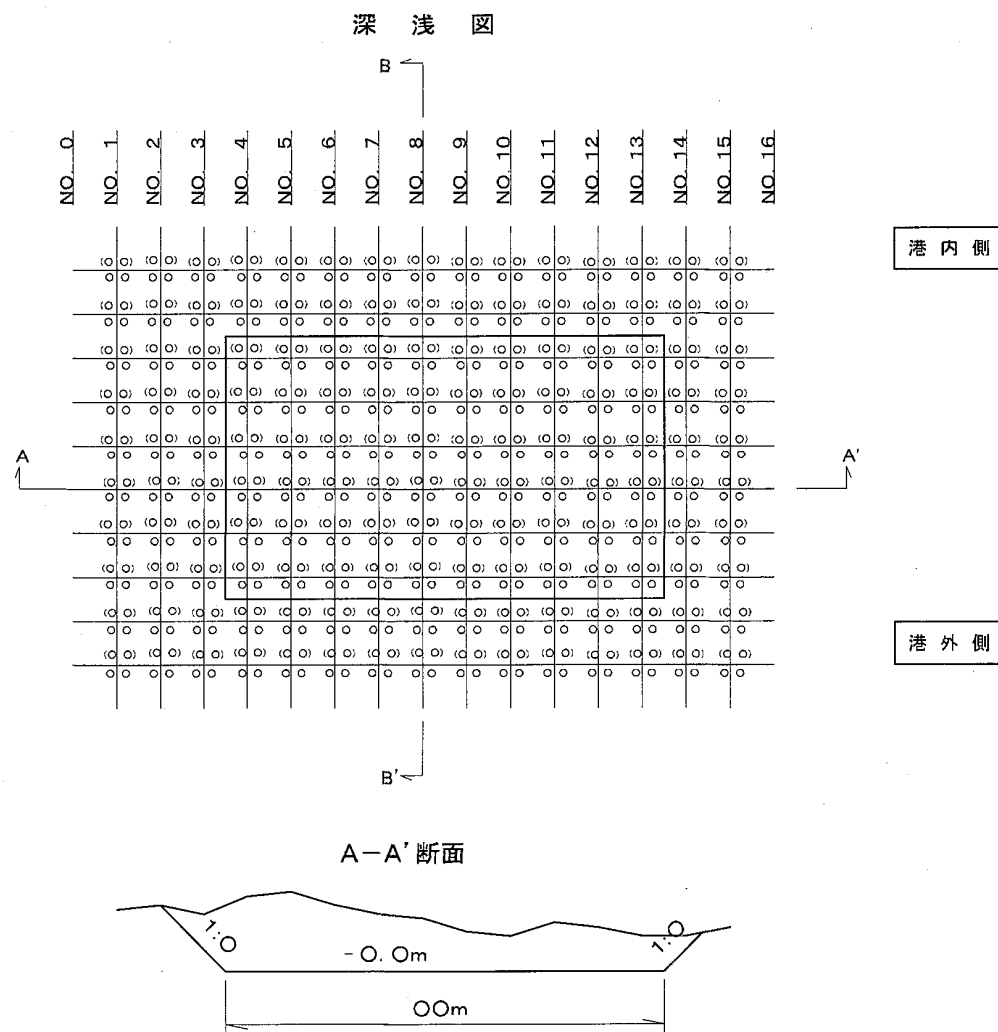
現場代理人

測点NO. 距離NO.		NO. 〇〇	NO. 〇〇 +O.Om	NO. 〇〇	NO. 〇〇 +O.Om	NO. 〇〇	NO. 〇〇 +O.Om	NO. 〇〇	NO. 〇〇	NO. 〇〇	NO. 〇〇	NO. 〇〇	NO. 〇〇	NO. 〇〇
+〇〇.Om	設計値	15.20												
	実測値	15.30												
	差	-0.10												
+〇〇.Om	設計値													
	実測値													
	差													
+〇〇.Om	設計値													
	実測値													
	差													
+〇〇.Om	設計値													
	実測値													
	差													
+〇〇.Om	設計値													
	実測値													
	差													
+〇〇.Om	設計値													
	実測値													
	差													
+〇〇.Om	設計値													
	実測値													
	差													
+〇〇.Om	設計値													
	実測値													
	差													
+〇〇.Om	設計値													
	実測値													
	差													
+〇〇.Om	設計値													
	実測値													
	差													

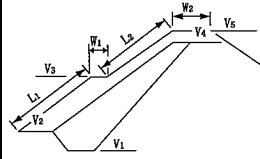
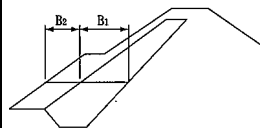
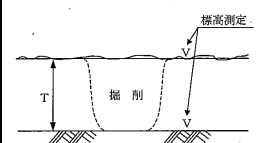
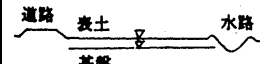
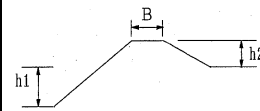
工事名: _____

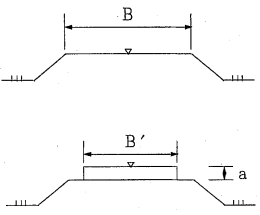
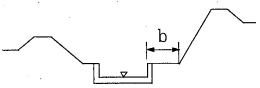
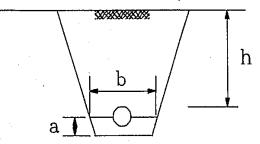
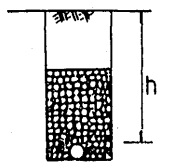
様式・出来形25-1(2)

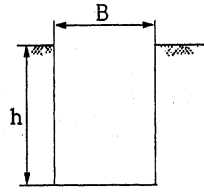
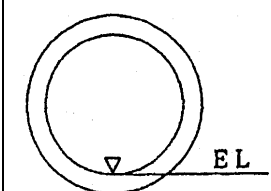
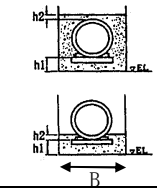
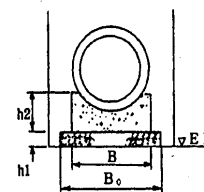
浚渫出来形管理図



凡 例
(): 設計値
実 数: 実測値

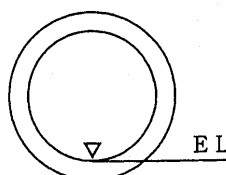
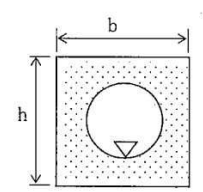
編	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
9 土 地 改 良 編	1	堤 体 工	基準高 V	±75mm	施工延長おおむね20m につき1ヶ所の割合で 測定する 上記未満は2ヶ所測定 する	出来形管理図表を作成する。			
			堤体幅 W ₂	-150mm					
			法 長 L 5 m以上 5 m未満	-100mm -2%					
			施 工 延 長	-200mm					
		ゾーン幅	コアー B ₁	+500mm -0mm	施工延長おおむね20m につき、盛土高さ1 m あがるごとに測定する。				
			ランダム B ₂	+500mm -100mm					
	2	表 土 扱 い	厚 さ T	-20%	10 a 当たり 3 点以上 (標高差測定又は試掘 による。)		均平管理表		
	3	基礎整地工 表土整地工	均 平 度 基 準 高 (指定したとき)	±50mm ±150mm	10 a 当たり 3 点以上 (標高測定する。)		均平管理表		
	4	畦 畔 工 (溝畔工)	高 さ h ₁ , h ₂ 幅 B 施 工 延 長	-50mm -50mm -0.2% ただし200m未満は -400mm	施工延長おおむね200 mにつき1ヶ所の割合 で測定する。	出来形管理図表を作成する。			

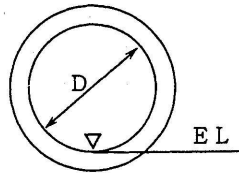
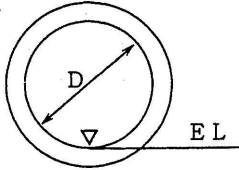
編	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
9 土 地 改 良 編	5	道 路 工 (砂利道)	基 準 高 (指定したとき)	±150mm	幹線道路は施工延長50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 支線道路は施工延長おおむね200mにつき1ヶ所測定する。	出来形管理図表を作成する。 (敷砂利幅B' の規格値は-100mmとする)			
			幅 B	-150mm					
			敷 砂 利 厚 a	-45mm					
			施 工 延 長	-0.2% ただし200m未満は -400mm					
	6	開 水 路 工 (二次製品)	基 準 高	±30mm	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	出来形管理図表を作成する。			
			幅 b	-25mm					
			施 工 延 長	-0.1% ただし150m未満は -150mm					
	7	管 水 路 工 (パイライン)	埋 設 深 h	-50mm	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	出来形管理図表を作成する。			
			砂 基 礎 幅 b	-100mm					
			砂 基 礎 厚 a	±30mm					
			施 工 延 長	-0.1% ただし200m未満は -200mm					
	8	暗 梁 排 水 工	埋 設 深 h	-75mm	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	出来形管理図表を作成する。			
			施 工 延 長	-0.2% ただし500m以下は -1,000mm					

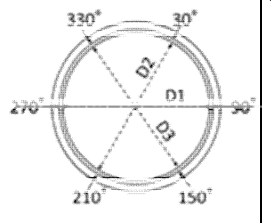
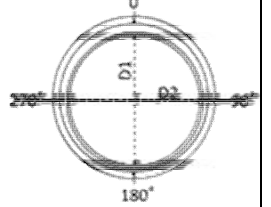
S 編	章	節	条	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
10 下 水 道 編	2 管 路	1 管 き よ 工 開 削	2 管 路 土 工		掘 削	幅 (B)	+100mm -50mm	40mまたは1スパン に1ヶ所		出来形管理表を作成する。		
						深 さ (h)	±30mm					
10 下 水 道 編	2 管 路	1 管 き よ 工 開 削	3 管 布 設 工		管 布 設 工	基 準 高 (E L)	±30mm	基準高、中心線の変位 (水平) は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。	平面図、縦断面図に基準高、勾配、延長を記入する。	出来形管理表を作成する。		
						中心線の変位 (水平)	±50mm					
						勾 配	+20% -10%					
						延長 (l)	-1/500かつ -200mm	延長lはマンホール間を測定する。				
						総延長 (L)	-200mm					
10 下 水 道 編	2 管 路	1 管 き よ 工 開 削	4 管 基 礎 工	1	砂 基 礎	厚 さ (h1、h2)	±30mm	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		出来形管理表を作成する。		
						幅 (B)	-50mm					
10 下 水 道 編	2 管 路	1 管 き よ 工 開 削	4 管 基 礎 工	2	コンクリート基礎	厚 さ (h1、h2)	-30mm	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		出来形管理表を作成する。		
						幅 (B、B0)	±30mm					

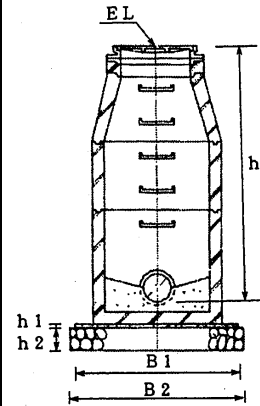
S 編	章	節	条	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
10	2	1	5	1	プレキャストボックスカルバート工	基 準 高 (E L)	±30mm	マンホール毎及び 施工延長20mにつ き1カ所測定する。	測定値を図面に記入する。	出来形管理表を作成す る。		第6 編1ー 7ー7 プレ キャ スト カル バー ト工、 第10 編 2-1-2 管布 設工 に準 ずる。
下	管	管	水路	中心線の変位 (水平)		±50mm						
水	路	き	築	勾 配		+20% －10%						
道	開	工	造	延長 (1)		-1/500かつ -200mm	延長1はマンホー ル間を測定する。					
編	削	(	工	総延長 (L)		－200mm						

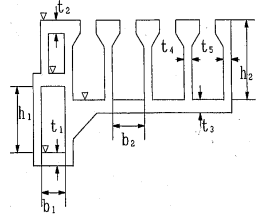
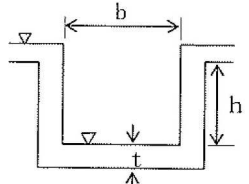
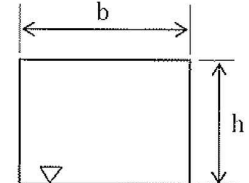
S 編	章	節	条	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
10	2	1	5	2	現場打ち水路築造工	基 準 高 (E L)	±30mm	マンホール毎及び 施工延長20mにつ き1カ所測定する。	測定値を図面に記入する。	出来形管理表を作成す る。		第6 編1－ 7－6 場所 打函 渠工、 第10 編 2-1-2 管布 設工 に準 ずる。
下	管	管	水	中心線の変位 (水平)		±50mm						
水	路	き	路	勾 配		+20% －10%						
道	開	工	築	厚さ (t)		－20mm						
編	削	造	造	幅 (B)		－30mm						
				高さ (h)		±30mm						
				延長 (l)		-1/500かつ -200mm	延長lはマンホー ル間を測定する。					
				総延長 (L)		L<20m -50mm L≧20m -100mm						

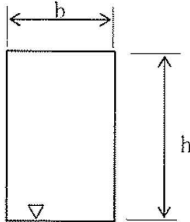
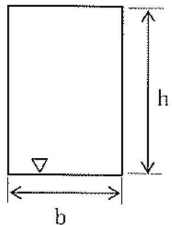
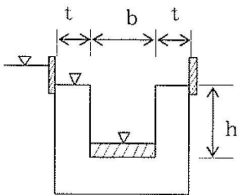
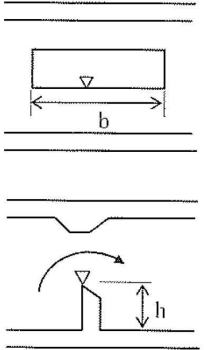
S 編	章	節	条	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
10 下水道編	2 管路	2・3 管きよ工 小口径推進・推進	2 小口径推進工・推進工		推 進 工 (小口径推進含む)	基 準 高 (E L)	±50mm	基準高、中心線の変位(水平)は推進管1本毎に1ヶ所測定。 延長1はマンホール間を測定する。	1. 平面図、縦断面図に基準高を記入する。 2. 出来形図を作成し、設計値に対する基準高、中心線の変位を記入する。	出来形成果表を作成する。		
						中心線の変位 (水平) (カーブ推進を除く)	±50mm					
						勾配	+20% -10%					
						延長1	-1/500 か つ -200mm					
						総延長L	-200mm					
10 下水道編	2 管路	2・3 管きよ工 小口径推進・推進	3 立坑内布設工		空 伏 工 (小口径推進含む)	基 準 高	±50mm	1 施工箇所ごとに測定する。	出来形図を作成し、設計値に対する各測定値を記入する。	出来形成果表を作成する。		
						幅 b	-30mm					
						高さ h	-30mm					
						中心のずれ	±50mm					
						延長	-50mm					
						勾配	+20% -10%					

S編	章	節	条	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
10 下水道編	2 管路	4 管きよ工 （シールド）	2 一次覆工		シールド工 （一次覆工）	基準高 （E L）	±50mm	5リング毎	出来形図を作成し、設計値 に対する各測定値を記入する。	出来形成果表を作成する。		
						中心線の変位 （水平）	±100mm					
						延長l	-1/500 か つ -200mm	延長lはマンホール 間を測定する。				
						総延長L	-200mm					
10 下水道編	2 管路	4 管きよ工 （シールド）	3 二次覆工		シールド工 （二次覆工）	基準高 （E L）	±50mm	施工延長40mにつき 1カ所測定する。	出来形図を作成し、設計値 に対する各測定値を記入する。	出来形成果表を作成する。		
						中心線の変位 （水平）	±50mm					
						厚 さ	-20mm （曲線部は除く）	1 打設の端面で上 下、左右の4箇所を 測定する。				
						仕上がり内径 （D）	±20mm	施工延長40mにつき 1カ所測定する。				
						勾配	+20% -10%					
						延長l	-1/500 か つ -200mm	延長lはマンホール 間を測定する。				
						総延長L	-200mm					

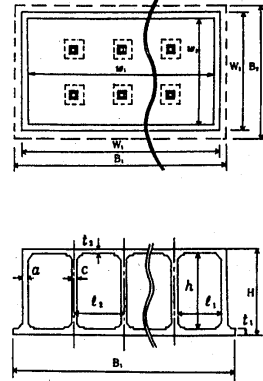
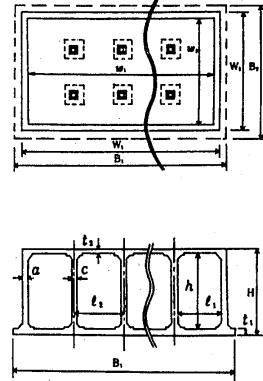
S 編	章	節	条	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
10 下 水 道 編	2 管 路	5 管 き よ 更 生 工	6 管 き よ 内 面 被 覆 工 (反 転・ 形 成 工 法)		管きよ更生工 (自立管)	更生管厚 及び 内径測定	6箇所 の平均管 厚が呼び厚さ以 上、かつ上限は 呼び厚さの + 20%以内とし、測 定値の最小値は 設計更生管きよ の管厚以上。	上下流管口付近で 各 6 箇所。 更生管の縫い目を 避けて測定する。	出来形図を作成し、設計値 に対する各測定値を記入す る。	出来形管理表を作成す る。		測定時期は硬化後 24 時間以降とす る。
						外観検査	欠陥や異常のな いこと	自走式テレビカメ ラ等による			全線 (本管管口と取付管口の側 視を含む)	
10 下 水 道 編	2 管 路	5 管 き よ 更 生 工	7 管 き よ 内 面 被 覆 工 (製 管 工 法)		管きよ更生工 (複合管)	内径測定	平均内径が設計 更生管径を下回 らないこと	上下流管口で各 2 箇所 (φ800mm以上 はスパンの中央部 でも行う)。	出来形図を作成し、設計値 に対する各測定値を記入す る。	出来形管理表を作成す る。		
						外観検査	欠陥や異常のな いこと	目視または自走式 テレビカメラ等に よる。			全線 (本管管口と取付管口の側 視を含む)	
				特 記 仕 様 書	取付管口補強工	外観検査	欠陥や異常のな いこと	自走式テレビカメ ラ等による。		自走式テレビカメラ等 により撮影した管内状況 を DVD-R に収録する。	全箇所	

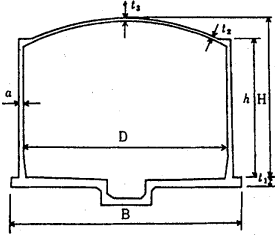
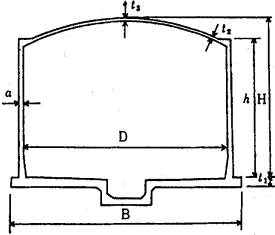
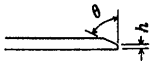
S 編	章	節	条	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
	2 管路	6 マンホール工	2 組立マンホール工		マンホール設置工 (組立てマンホール)	基 準 高 (E L)	±30mm	マンホール毎	平面図、縦断面図に基準高、マンホール深を記入する。	出来形管理表を作成する。		
						マンホール深 (h)	±30mm					
						敷モルタル (h1)	-10mm					
						基 礎 工 (h2)	-30mm					
						敷モルタル 基 礎 工 (B1、B2)	-30mm					

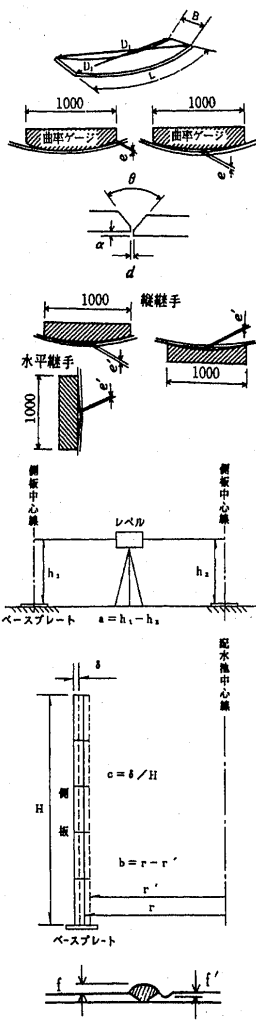
S 編	章	節	条	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
10 下水道編	3 処理場・ポンプ場	7 本体築造工	8 躯体工		ポンプ場 終末処理場 (池・槽の主要構造物)	基準高	±30mm	(平面的な表示) 1池(又は1槽)について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。 (断面的な表示) 1池につきおおむね20mごとに縦断及び横断方向に、数本の基準測線を設定し、断面の主要寸法を測定する。	測定値を図面に記入する。	出来形管理表を作成する。	 長さとは、主構造の全体にまたがらない部分的な小水路等の長手方向の距離をいう。	
						幅 $b_1 b_2$	±30mm					
						高さ $h_1 h_2$	±30mm					
						長さ	±50mm					
						厚さ $t < 50\text{cm}$	-20mm (※-10mm)					
						厚さ $t \geq 50\text{cm}$	-30mm					
							(※は床版部分) 高さが10m以上の施設については目標値とする。					
10 下水道編	3 処理場・ポンプ場	7 本体築造工	8 躯体工		ポンプ場 終末処理場 (池・槽の付属構造物)	基準高	±20mm	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。	測定値を図面に記入する。	出来形管理表を作成する。		
						幅 b	±20mm					
						高さ h	±20mm					
						壁厚 t	±10mm					
						長さ	±50mm					
10 下水道編	3 処理場・ポンプ	7 本体築造工	8 躯体工		開口部	幅 b	±20mm	永久開口部ごとに測定する。	測定値を図面に記入する。	出来形管理表を作成する。		
						高さ h	±20mm					

S 編	章	節	条	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘要
10 下水道編	3 処理場・ポンプ場	7 本体築造工	8 躯体工		ゲート用開口部	基 準 高	−20mm	開口部ごとに測定する。	測定値を図面に記入する。	出来形管理表を作成する。		
							+0mm					
						幅 b	−0mm					
							+20mm					
						高さ h	±20mm					
10 下水道編	3 処理場・ポンプ場	7 本体築造工	8 躯体工		可動せき用開口部	基 準 高	−20mm	開口部ごとに測定する。	測定値を図面に記入する。	出来形管理表を作成する。		
						幅 b	−0mm					
							+20mm					
						高さ h	±20mm					
10 下水道編	3 処理場・ポンプ場	7 本体築造工	10 越流樋工		流出トラフ	基 準 高	±20mm	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。	測定値を図面に記入する。	出来形管理表を作成する。		
						幅 b	±20mm	幅、高さは各池の1施工箇所について3ヶ所測定する。				
						高さ h	−20mm					
						厚さ t	±20mm					
						長 さ	±50mm					
10 下水道編	3 処理場・ポンプ場	7 本体築造工	11 越流堰板工		越流堰	基 準 高	±20mm	基準高は、中央部及び両端部を測定する。	測定値を図面に記入する。	出来形管理表を作成する。		
						幅 b	±20mm	幅・高さは1施工箇所ごとに測定する。				
						高さ h	−20mm					
						長 さ	±20mm					

編	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘 要
11 水道 編	1	管 据 付 工	延 長 ℓ 深 さ $h \cdot H$ 掘 削 幅 B C	-0mm $+100\text{mm}$ -50mm -0mm -0mm	40～100mに1ヶ所 または 施工単位ごとに1ヶ所以上。		口径別に延長を実測し平面図に延長を記入する。 「水道配管用仕様書」の様式により出来形管理表を作成する。 路肩等から管中心までの距離を実測し、平面図に距離を記入する。		場内配管については、監督員の指示によるものとする。
	2	管 継 手 工 (鑄 鉄 管) (鋼 管)	締付トルク 胴付間隔 a ルトギャップ a 目 違 い b	$+10\%$ -0% 「水道配管用仕様書」の胴付間隔の表による 片面溶接の場合 1～4mm (700A以下) 0～3mm (800A以上) 片面裏当溶接の場合 4mm以上 (800A以上) 0.25t (max 4mm)	10ヶ所に1ヶ所 または 施工単位ごとに1ヶ所以上。 30～60mに1ヶ所 または 施工単位ごとに1ヶ所以上。		「水道配管用仕様書」の様式により出来形管理表を作成する。		
	3	弁 栓 室 工	ブロック及び目地の状態 弁栓の位置		全数確認する。		既設構造物からの距離を実測し、平面図に距離を記入する。		

編	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘 要
11 水道 編	4	R C配水池	壁 厚 a スラブ厚 t_1 柱 厚 C	-10mm	3ヶ所/1辺		出来形管理図表を作成する。		管工事の出来形管理図表にならって作成すること。
					全数/1列×2方向				
			底版幅 B_1 B_2 池外幅 W_1 W_2 池内幅 W_1 W_2	-30mm	4辺				
					3ヶ所/1方向				
			スパン長 ℓ_1 ℓ_2	-20mm					
			全 高 H 池内高 h	-20mm	3ヶ所/1方向				
			鉄筋のかぶり i	±10mm	鉄筋のかぶりについては、1回コンクリート打設範囲において最小10ヶ所で行う。				
			池内防水塗膜厚	-0mm	ウェット膜厚ゲージにより1ヶ所/20㎡(1ヶ所5点)以上を原則とするが、これにより難しい場合は、監督員との協議によること。				
			池内管高 { 入水管 配水管 越流管	±10mm ±10mm +10mm -0mm					

編	番号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘 要
11 水道 編	5	P C配水池	壁 厚 a 底 版 厚 t_1 ドーム厚 t_2 t_3	−10mm	各項目については、円周方向6ヶ所で行う。		出来形管理図表を作成する。		管工事の出来形管理図表にならって作成すること。
			底 版 径 B 池 内 径 D	−30mm					
			全 高 H 池 高 h	−20mm					
			鉄筋の被り i	±10mm	−RC配水池の項を適用する−				
			P C鋼棒 立込位置 p	±5mm					
			池内防水塗膜厚	−0mm	−RC配水池の項を適用する−				
			水 平 度	内径の1/2000以内	レベルにより、周囲8ヶ所を測定する。				
			垂 直 度	傾き1/200以内	下げ振り、水準器等により、池高について、周囲8ヶ所を測定する。				
			真 円 度	$D \leq 12\text{m} : \pm 13\text{mm}$ $D > 12\text{m} : \pm \{13 + (D - 12) / 5.5\} \text{mm}$ $D : \text{基準内径 (m)}$	スチールテープにより、底版上1mの位置で4方向の内径を測定する。				
	6	鋼製配水池	開先角度 θ ルート面 高 さ h	±2.5° ±2mm	1. 工場加工時 溶接ゲージにより、各板毎に各辺最小1ヶ所の任意の点を測定する。	出来形管理図表を作成する。			管工事の出来形管理図表にならって作成すること。

編 号	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	出 来 形 図	出来形成果表	測定箇所	摘 要
11 水道 編	6	鋼製配水池	幅 B 長 さ L 対角長 $ D_1 - D_2 $	$\pm 2\text{mm}$ $\pm 2\text{mm}$ 5mm	スチールテープにより、各板毎に測定する。	出来形管理図表を作成する。		管工事の出来形管理図表にならって作成すること。
			曲 率 e	5mm	長さ1mの曲率ゲージにより各板毎に測定する。			
			開先角度 θ ルートキャップ d 目 違 い α	$\pm 5^\circ$ $\pm 2\text{mm}$ 縦継手 t ≤ 10mm : 1mm t > 10mm : 0.1t (max 1.5mm) 水平継手 t < 8mm : 1mm t ≥ 8mm : 0.1t (max 3mm)	2. 現場組立、溶接時 溶接ゲージにより、水平継手と縦継手とのクロス部各3ヶ所を測定する。			
			角 変 形 e'	$\pm 15\text{mm}$	長さ1mのゲージにより、縦継手、水平継手とも各3ヶ所を測定する。			
			水 平 度 a (ベースPL)	内径の1/2000	-PC配水池の項を適用する-			
			垂 直 度 c	最下段組立後：±3mm 池高：傾き1/200以内	下げ振り、水準器等により、板ごとに測定する。 -PC配水池の項を適用する-			
			真 円 度 b	D ≤ 12m : ±13mm D > 12m : ± {13 + (D - 12) / 5.5} mm ：基準直径 (m)	-PC配水池の項を適用する-			
			余盛高さ f	縦継手 t ≤ 12mm : 2.4mm以下 12mm < t ≤ 25mm : 3.0mm以下 水平継手 t ≤ 12mm : 3.0mm以下 12mm < t ≤ 25mm : 4.5mm以下	溶接ゲージ及び目視により、溶接線全延長について行う。			
			アンダーカット f'	縦継手 : 0.4mm 水平継手 : 0.8mm				
			塗 膜 厚	-0mm	3. 電磁膜厚計により、内面は1ヶ所/20㎡、外面は1ヶ所/40㎡ (1ヶ所5点) 以上を測定する。 4. 底版コンクリートについてはRC配水池の項を適用する。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1セ転メ庄コン・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
		DISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石・高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材B)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セ転 メ圧 ンコン ククリ ット・覆 工コン クリ ット・吹 付け コン クリ ットを 除く	材料	その他 JIS マーク 表示 され たレ ディ ミク スト コン クリ ット を 使 用 す る 場 合 は 除 く	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／1 2 か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／1 2 か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリセメント) JIS R 5213 (フライッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリセメント) JIS R 5213 (フライッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライッシュセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／1 2 か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308 附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セ転 メ庄 ンコ ンク リ・ コン クリ ット ・ 覆工 コン クリ ット ・ 吹付 けコ ンク リ ット を除く	製 造 プ ラ ン ト	く そ の 他 J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ミ ク ス ト コ ン ク リ ット を 使 用 す る 場 合 は 除	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーマイクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーマイクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーマイクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セ転 メ庄 ンコン ・ク リ ット ・覆 工 コン ク リ ット ・吹 付 け コン ク リ ット を 除 く	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE- C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セ転 メン コン ・ク コン クリ ・覆 工 コン クリ ・吹 付け コン クリ ートを 除く	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工事出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150㎡ごとに1回 なお、テストピースの採取は打設場所で採取し、1回につき6個(σ7・・・3個、σ28・・・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セ転 メン コン ク リ ー ト ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト を 除 く	施 工 後 試 験	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		そ の 他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 ガス 圧接	施工前試験	必須	外観検査	- 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり焼き割れ等 - ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	- モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 - SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
			外観検査	- 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 - ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	- 目視は全数実施する。 - 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。 熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む））	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。 （許容値× π 以下）	
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
	その他		鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5 \times 10$ cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める	
5 場所打杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
コ 6 ン既 ンク 製杭 リ ー 工 ト 打中 設堀 方 式 ） 杭工	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	

工種	種別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 時 期 ・ 頻 度	摘 要	試験成績表等 による確認
7 下 層 路 盤	材 料	必 須		舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正C B R 30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの （土の液性限界・塑性限界試験） ・ ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 （鋼製スラグの水浸膨張性試験） ・ C S：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 （粗骨材のすりへり試験） ・ 再生クラッシュランに適用する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数P. I.：6以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前		
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前		
	そ の 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前			
施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ・ 1施工単位あたり500㎡未満の場合、省略することができる。			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・ 全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数P. I. : 6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000 m ³ 未満）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数P. I. : 4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	(鉄鋼スラグの修正CBR試験) ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 (土の液性限界・塑性限界試験) ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	(鉄鋼スラグの呈色判定試験) ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 (鋼製スラグの水浸膨張性試験) ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上 (14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	(鉄鋼スラグの一軸圧縮試験) ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 (鉄鋼スラグの単位容積質量試験) ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	(鉄鋼スラグの単位容積質量試験) ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 (粗骨材のすりへり試験) ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材の使用と再生粒度調整	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ・1施工単位あたり500㎡未満の場合、省略することができる。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）		
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数P.I.：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
	9アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 2.9Mpa（アスファルト舗装）、 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000 m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの （一軸圧縮試験） ・ 安定処理材に適用する。	○
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数P. I.：9以下 上層路盤 塑性指数P. I.：9以下			
	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	中規模以下の工事：異常が認められたとき		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ・ 1施工単位あたり500㎡未満の場合、省略することができます。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 セメント 安定処理 路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	
11 アスファルト 舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾比重： 2.45 g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下		・ 小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m ³ 以上1,000 m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下		(フィラーの塑性指数試験) ・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。		(フィラーのフロー試験) ・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下		(フィラーの水浸膨張試験) ・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
							(フィラーの剥離抵抗性試験) ・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 1 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下		(フィラーの塑性指数試験) ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下		(フィラーのフロー試験) ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下		(フィラーの水浸膨張試験) ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下		(フィラーの剥離抵抗性試験) ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			製鋼スラグの比重及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾比重： 2.45 g/cm ³ 以上 吸 水 率：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
								○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○

工種	種別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 時 期 ・ 頻 度	摘 要	試験成績表等 による確認
1 1 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000 m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207				○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207				○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前		○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 1 ア ス フ ア ル ト 舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000 m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μ mふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
	そ の 他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○

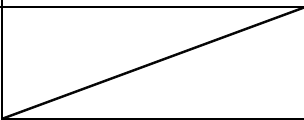
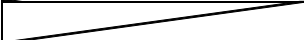
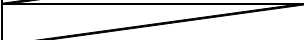
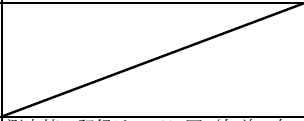
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 1 ア ス フ ァ ル ト 舗 装	舗 設 現 場	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ・1施工単位あたり500㎡未満の場合、省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視				
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	材料	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初		
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。		
	その他		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表3.3.20 粗骨材表3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下 （ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
場 1 合 2 は 転 除 圧 コン クリ ート JIS マーク 表示 され たレ ディ ミク スト コン クリ ートを 使用 する	材 料	そ の 他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリセメント) JIS R 5213 (フライッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製 造 ブ ラ ン ト	そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 2 転圧 コンクリート JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	製造 ブランド	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上		○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上		○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ① 1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ② 3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 3 グ ー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾比重：2.45 g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下		・小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下		②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m ³ 以上1,000 m ³ 未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下		1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
	その他	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリナダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下		・小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。	○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)		①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃		②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m ³ 以上1,000 m ³ 未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)		1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13 g/cm ³			○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 3 グ ー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	プ ラ ン ト	必 須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材 100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒 (目標値)			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ (－10℃、50mm/min) 8.0×10^{-3} 以上			○
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	中規模以上の工事とは、管理中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m ³ 以上1,000 m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃	随時		○
	舗 装 現 場	必 須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	

工種	種別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 時 期 ・ 頻 度	摘 要	試験成績表等 による確認
1 4 路 床 安 定 処 理 工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施 工	必 須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214）	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法				
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2． 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3． 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。		
		現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 （ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工 表層混合処理	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割で行う。 ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当り3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16（ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 6 固 結 工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
1 7 アン カー 工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は、計画最大試験荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（1サイクル確認試験）			・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除く全本数 ・初期荷重は計画最大試験荷重の約0.1倍とし、計画最大試験荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		
	その他	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 8 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（補強材、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験		同左	同左		○
		その他	土の粒度試験		同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 > 53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回 ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当り3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 9 吹 付 工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
		JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石・高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／2年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	コンクリート用材料表示はされなく（レディミキストコンクリート）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5212(シリセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	リ製造をグラント（使用する場合）は（ISマーク表示されたレディミキストコンクリート）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 9 吹 付 工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m²ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	・吹付1日につき1回行う。 ・なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
	その他		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m²ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
20 現場 吹付 法 砕 工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
		JIS マーク 表示 され た レ デ イ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石・高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法 砕工	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリセメント) JIS R 5213(フライッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	を製造使用する JISマーク表示されたレディーミクストコンクリート	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規格JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法 砕工	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 (コンクリートの圧縮強度試験) ・参考値: 18N/mm ² 以上 (材令28日) (塩化物総量規制) ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による	・1回6本 吹付1日につき1回行う。 ・なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 1 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ：舗装調査・試験法便覧 [4] - 256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、 $1,000\text{m}^3$ に1回の割合、または堤体延長 20m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m^2 未満：5点 ・ 500m^2 以上 $1,000\text{m}^2$ 未満：10点 ・ $1,000\text{m}^2$ 以上 $1,500\text{m}^2$ 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1] - 273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 2 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
2 3 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）		
	その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 3 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 3 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
2 4 捨石工	材料	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 (参考値) 硬 石：約2.7～2.5g/cm ³ 準硬石：約2.5～2g/cm ³ 軟 石：約2g/cm ³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 (参考値) 硬 石：5%未満 準硬石：5%以上15%未満 軟 石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 (参考値) 硬 石：4903N/cm ² 以上 準硬石：980.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 軟 石：980.66N/cm ² 未満	○
	その他	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。 ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 覆工 コンクリート N A T M	材料 JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石・高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石: 40% 砂利: 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 覆工 コンクリート N A T M	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリセメント) JIS R 5213(フライッシュセメント) JIS R 5214(コセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202		工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	リ製造を 使用する 場合は JISマ ーク表示 された レディ ミク スト コン ク	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率差：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
				連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 覆工 コンクリート N A T M	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回／日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3／日以上の場合：2回／日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／m3、40mmの場合は165kg／m3を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の値の85％以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 ・1回／日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）	・荷卸し時 ・1回／日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
26 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他 を丁 使用 する場合 表示 された レ ディ ミ ク ス ト コ	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 JISマーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5213 (フライッシュセメント) JIS R 5214 (エッセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 吹付け コンクリート (NATM)	コ製 造 ク リ ー ト を 使 用 す る JIS マ ー ク は 除 く (レ ー ミ ク ス ト)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法（JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材令7日、28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。		
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
27 ロックボルト N A T M	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
28 路上路盤再生工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m ³ 以上1,000 m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.9 路上で破碎した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数P. I. : 9以下			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 路上路盤再生工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm以下の場合のみ適用で きる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値に ついて以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が 規格値を満足するものとする。また、10孔の 測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均 値X3が規格値を満足するものとするが、X3が 規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデー タを加えた平均値X6が規格値を満足していれ ばよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、 10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり 10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等にな るように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、 1工事あたり3孔以上で測定する。 ・ 1施工単位あたり500㎡未満の場合、省略す ることができる。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生ア スファルト乳剤安定処理路盤材料の 一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回／日		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ・ 1施工単位あたり500㎡未満の場合、省略することができる。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧	-0.7cm以内	1,000㎡毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000 m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000 m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○	
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	
		針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			○	
		軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	
		伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）			○	
		引火点試験	JIS K 2265-1	260℃以上			○	
		薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○	
		薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○	
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	タフネス：20N・m			○	
		密度試験	JIS K 2207				○	
							○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験の場合：1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000 m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	○
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μ mふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]~154	X ₁₀ 1000mℓ/15sec以上 X ₁₀ 300mℓ/15sec以上（歩道箇所）	1,000㎡ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]~224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ・1施工単位あたり500㎡未満の場合、省略することができる。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		
31プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]~16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]~318	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μ mふるいにとどまるものと、水洗後の75 μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめ	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
3 1 プ ラ ン ト 再 生 舗 装 工	プ ラ ン ト	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	同左	耐磨耗性の確認	○
3 1 プ ラ ン ト 再 生 舗 装 工	舗 設 現 場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時		
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ・1施工単位あたり500㎡未満の場合、省略することができる。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
3 2 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μ m以下（ただし、切削による場合は50 μ m以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
3 3 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図20.8.1開先溶接試験溶接方法による。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	（非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
3 3 溶 接 工	施 工	必 須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図20.8.3-すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけな	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。 なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

工種	種別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 時 期 ・ 頻 度	摘 要	試験成績表等 による確認	
3 3 溶 接 工	施 工	必 須	外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		
			外観形状検査（ビート表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算するものとする。		検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビート表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。				
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による			「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.4及び表-解20.8.6に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			
			外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15：h≦3 15≦B<25：h≦4 25≦B：h≦（4/25）・B				

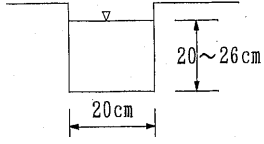
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
3 3 溶接工	施工	必須	外観検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
3 4 中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1125				
			テールフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216				
	その他		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
する工法には適用しない	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1, 000m3～4, 000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1, 000m3～4, 000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	
3 5 鉄 筋 挿 入 工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
			圧縮強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
	施工	必須	引き抜き試験（受入れ試験） 引き抜き試験（適合性試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	適合性試験	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は。5. 0kNもしくは計画最大荷重の0. 1倍程度とする。		

Ⅱ. 公園緑地編

工種	種別	試 験 項 目	試 験 方 法	試験頻度 (基準)	規 格 値	備 考
公園	運動施設	硬度試験 クレイ舗装	プロクターニードル 貫入深径6.5mm	1ヶ所/100㎡ 5回平均	庭 球 場 40以上 野 球 場 30以上 陸 上 競 技 場 60以上 多目的運動施設 30以上	
		アンツーカー舗装	プロクターニードル 貫入深径6.5mm	1ヶ所/100㎡ 5回平均	庭 球 場 50以上 陸 上 競 技 場 80以上	
		仕上げ精度 クレイ舗装 アンツーカー舗装		2ヶ所/1,000㎡ または、監督員指示箇所	高 さ ±1.5mm以内 厚 み -1.5mm以内	

Ⅲ. 土地改良編

工種	種別	試 験 項 目	試 験 方 法	試 験 基 準	規 格 値	測 定 法	備 考
堤体盛土	コア	含水量試験	現場含水比測定法	盛土作業をする日すべて	D値90%以上に相当する含水比の範囲	(現場透水試験) 直径20cmの丸孔を掘り、水を水深20～26cmになるよう注入し、1時間後の減水深を測定する。 	D値：最大乾燥密度 締固め試験は JIS A 1210 (突固めによる土の締固め試験方法)のA法による。
		締固め密度の測定	現場密度測定法	盛土高さ1.0m上がるごと におおむね40.0m間隔で1 回行うものとする。	D値90%以上		
		透水係数の測定	現場透水係数測定法		1×10^{-5} cm/sec以下		
	ランダム	含水量試験	現場含水比測定法	コア≡と同一とする。	コア≡と同一とする。		
		締固め密度の測定	現場密度測定法				

IV. 下水道編

工種	種別	試 験 項 目	試 験 方 法	試験頻度 (基準)	規 格 値	備 考
埋 戻 し 工	材 料	締固めた土のコーン指数試験	舗装調査・試験法便覧 [1] -273	土の種類毎に1回以上	埋戻し材料としての使用の適否を判定する。	・締固めた土のコーン指数試験については、 管路埋戻しに適用するものとする。
		土粒子の密度試験	JIS A 1202			
		土の粒度試験	JIS A 1204			
		土の締固め試験	JIS A 1210			
		土の含水比試験	JIS A 1203			
	施 工	現場密度の測定	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	土の種類毎に 500 m^3 につき1回。ただし、 1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測 定し、3孔の最低値で判定 を行う。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比に おいて、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試 験 (JIS A 1210) A・B法)	
			または、 「R I 計器を用いた盛土 の締固め管理要領(案)」	1日の1層当たりの施工面 積を基準とする。管理単位 の面積は、1,500 m^2 を標準 とし、1日の施工面積が 2,000 m^2 以上の場合、その 施工面積を2管理単位以上 に分割するものとする。1 管理単位あたりの測点点 数の目安を以下に示す。 面積0～500 m^2 5点 面積500～1,000 m^2 10点 面積1,000～2,000 m^2 15点	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比に おいて、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が 最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・規格値を満たしていても、規格値を著しく下回 っている点が存在した場合は、監督員と協議の 上、(再)転圧を行うものとする。

工種	種別	試験項目	試験方法	試験頻度(基準)	規格値	備考	
管きょ更生工 （自立管）	材料	品質証明書に記載すべき事項については「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン—2017年版—」（日本下水道協会、平成29年7月）および以下の「耐高圧洗浄性」による。					
		耐高圧洗浄性	高圧洗浄試験	品質証明書に記載	洗浄圧15MPaで損傷や剥離が生じないこと		
	材料 物性試験	曲げ強さ試験	JIS K7171	全施工スパン毎。ただし、現場条件が同等※4とみなせる場合、管径別に10スパンに1回（10スパン未満の場合は1回）実施	曲げ強さ（短期）の試験結果が設計曲げ強さ（短期の申告値）以上	試験片の採取にあたっては、監理技術者または主任技術者が立会い、試験片に検印すること	※1 ※2
		曲げ弾性率試験			曲げ弾性率（短期）の試験結果が曲げ弾性率（短期の申告値）以上		
		耐薬品性試験	密着管：JSWAS K-1		質量変化度±0.2mg/cm ² 以内		※3
			現場硬化管：浸漬後曲げ試験 各現場の工法毎に、試験片を2種類の試験液（10%硫酸及び1%水酸化ナトリウム水溶液）に60℃で56時間試験片を浸漬させ、浸漬前後の曲げ弾性率を計測しその保持率を確認する。	工法毎に1回実施	試験液浸漬56時間後の曲げ弾性率保持率が80%以上		
			引張強さ・引張弾性率試験		引張強さ（短期）及び引張弾性率（短期）が申告値以上		※1 ※3
			圧縮強さ・圧縮弾性率試験		圧縮強さ（短期）及び圧縮弾性率（短期）が申告値以上		
	施工	加熱温度・加熱時間 保持圧力等 各工法が規格する項目	施工管理記録(チャート紙)の提出	全スパン	施工計画書に示されている管理値による		
管きょ更生工 （複合管）	材料	品質証明書に記載すべき事項	「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン—2017年版—」（日本下水道協会、平成29年7月）による				
	材料 物性試験	耐薬品性試験 （表面部材）	塩ビ系：JSWAS K-1	工法毎に1回実施	質量変化度±0.2mg/cm ² 以内	試験片の採取にあたっては、監理技術者または主任技術者が立会い、試験片に検印すること	※3
			ポリエチレン系：JSWAS K-14				
	材料 施工時試験	充填材の圧縮強度	JSCE-G521 圧縮強度試験	既設管きょ内径が φ800mm以上：注入日毎 φ800mm未満：1回/100m毎	申告値以上		※1

※1：試験は公的試験機関又は、ISO/IEC17025 認定試験所で実施すること。

※2：密着管については認定工場制度の工場検査証明書類により免除可。

※3：認定工場制度の工場検査証明書類により免除可。

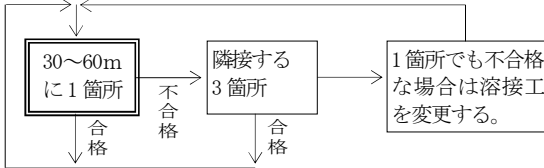
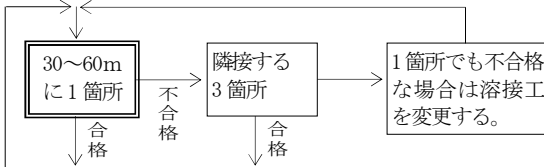
※4：下記の条件をすべて満たす場合（施工班が異なる場合も、同等とみなす）

・施工する季節が同一である場合・更生管きょ厚が同一である場合・施工時間帯が同一である場合・施工延長に大きな差がない場合※5・工法が同一である場合・運搬状況や保管状況が同等である場合

※5：施工延長が、「建設技術審査証明」における管径別延長適用範囲

V. 水道編

工種	種別	管 理 項 目	試 験 項 目	試 験 方 法	試 験 基 準	品質規格																					
1 管 工 事	材 料	管弁栓類	外観	目視	布設時に内外面塗装を含む損傷の有無を全数確認する。	該当するJWWAまたはJISの規格による。 JDPA Z 2005																					
		ポリエチレンスリーブ	物理的試験 形状、寸法、外観	JDPA Z 2005	メーカー試験成績表により試験に替えることができる。 埋め戻し時に損傷の有無を全数確認する。																						
		埋め戻し土 (購入土砂)	粒度測定 突き固め試験	JIS A 1204 (土の粒度試験方法) JIS A 1210 (突き固めによる土の締固め試験方法)	一工事毎に代表的資料について1回または土取り場の変った都度行うものとする。試験は産地での試験成績表により替えることができる。	74 μ 以下の細粒分が15%未満の砂粒度 (F-S)																					
			外観	目視		粗れき、異物の混入があつてはならない。																					
	溶 接 施 工	外観検査	アンダーカット、オーバーラップ、ブローホール、割れ等の表面欠陥	目視	溶接線全延長にわたって溶接終了後及び表面仕上げ終了後に行う。	WSP008 (水道用鋼管現場溶接継手部の非破壊検査基準)																					
		非破壊試験	放射線透過試験	JIS Z 3104 (鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法)	放射線透過試験抜き取り検査方法 撮 影 順 序 <table><thead><tr><th>ϕ 75mm以下</th><th>ϕ 100mm～ϕ 250mm</th><th>ϕ 300mm以上</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 撮影枚数 <table><thead><tr><th>管口径mm</th><th>75以下</th><th>100～250</th><th>300～450</th><th>500</th><th>600</th><th>700</th><th>800</th><th>900</th></tr></thead><tbody><tr><td>撮影枚数</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>12</td></tr></tbody></table>		ϕ 75mm以下	ϕ 100mm～ ϕ 250mm	ϕ 300mm以上				管口径mm	75以下	100～250	300～450	500	600	700	800	900	撮影枚数	2	3	5	6	7
ϕ 75mm以下	ϕ 100mm～ ϕ 250mm	ϕ 300mm以上																									
管口径mm	75以下	100～250	300～450	500	600	700	800	900																			
撮影枚数	2	3	5	6	7	8	9	12																			

工種	種別	管 理 項 目	試 験 項 目	試 験 方 法	試 験 基 準	品質規格	
			超音波探傷試験	JIS Z 3060 (鋼溶接部の超音波探傷試験方法)	超音波探傷試験抜き取り検査方法 	WSP008 (水道用鋼管現場溶接継手部の非破壊検査基準)	
			浸透探傷試験	JIS Z 2343 (浸透探傷試験方法及び浸透指示模様分類)	浸透探傷試験抜き取り検査方法 	JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法) 付属書 A 基準	
2 基礎 工	施 工	(直接基礎)	地質または岩質断層等の以上の有無	事前地質調査資料との差異の有無を確認する。	目視	床掘り面全面について行う。	
			地盤の平板載荷試験（岩着基礎を除く）	JGS 1521	配水池等主要構造物基礎面下 1 箇所または地質の状態が変わる毎に1箇所行う。	設計支持力以上	
		(杭基礎)	杭材料の品質	使用する材料のJISに規定する項目	使用する材料のJISに規定する方法	使用する材料のJISに規定する基準 メーカー試験成績表により試験に替えることができる。	該当するJISの規格
		支持層の確認	事前地質調査資料との比較	目視	工法毎に可能な方法で杭全数について行う。		
		(置換基礎)	置き換え材料の品質	使用する材料のJISに規定する項目	使用する材料のJISに規定する方法	一工事毎かつ土工量2,000m³毎に代表的資料について1回または産地の変った都度行うものとする。 メーカー試験成績表により試験に替えることができる。	該当するJISの規格
		基礎地盤としての品質	地盤の平板載荷試験（支持力指定の場合）または砂置換法による密度試験（密度指定の場合）	JGS 1521または JIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法）	仕上がり厚50～60cm毎に、構造物基礎面下5箇所（4隅及び中央）について行う。	設計支持力以上または最大乾燥密度の95%以上	

3 R C 配 水 池 及 び 各 種 ピ ット 類	材 料	コンクリート	ーコンクリートの項を適用する。ー			
		鉄筋 (SD材)	外観、形状、寸法 化学成分 機械的性質 (引張強さ、降伏点または耐力、伸び)	目視及び実測 JIS Z 2241 (金属材料引張試験方法) JIS Z 2248 (金属材料曲げ試験方法)	ミルシートと現物との照合が可能な場合は、ミルシートにより試験に替えることができる。 ただし、照合不可能な場合及び本市が必要と認めた場合は、本市立会のもとに試験片を採取し、公的機関で試験を行うものとする。	JIS G 3112
		塗料	JIS K 5400 (塗料一般試験方法) 及び該当するJISかつ内面塗料については水道法及びJWWA K 143またはJWWA K 149に規定する項目	JIS K 5400及び該当するJISかつ内面塗料については水道法及びJWWA K 143またはJWWA K 149に規定する方法	メーカー試験成績表により試験に替えることができる。 ただし、内面に使用する塗料の溶出試験については、本市指定の機関で試験するものとする。	JIS K 5400及び該当するJISかつ内面塗料については水道法水質基準及びJWWA K 143またはJWWA K 149
		シーリング材	ー塗料の項を適用する。ー			

工種	種別	管 理 項 目	試 験 項 目	試 験 方 法	試 験 基 準	品質規格
3 R C 配水池及び各種 ピット類	コン クリ ート 施 工	コンクリート	ーコンクリートの項を適用する。ー	同左	同左	同左
		打ち継ぎ面処理	レイトンス 骨材のゆるみ等の有無の確認 有害物の有無の確認	目視	打ち継ぎ面全面について行うものとする。	あつてはならない。
		養生	外気環境に適した養生方法かどうかの確認			
	塗 装 施 工	塗装環境	温度、湿度 被塗装面の乾燥度、下地の状態	本市の認める自記記録計 等による 目視 モルタル水分計	 下地の状態については被塗装面全面について行う。 乾燥度については1ヶ所/5㎡以上行う。	温度 5℃以上 湿度 85%以下 表面含水率 塗料製造業者仕様による
		塗膜面	塗布量とウェット膜厚、ドライ膜厚との関係把握	試験塗装	事前に試験塗装を行い、塗布量に対する塗布面積の割付けを決定する。	ドライ膜厚が設計膜厚以下になってはならない。
		塗膜の状態	ふくれ、ピンホール等の欠陥	目視	塗装面全面について行う。	あつてはならない。

工種	種別	管 理 項 目	試 験 項 目	試 験 方 法	試 験 基 準	品質規格
4 P C 配 水 池	材 料	コンクリート	ーコンクリートの項を適用する。ー	同左	同左	同左
		鉄筋（SD材）	ーRC配水池の鉄筋の項を適用する。ー	同左	同左	同左
		P C鋼材	外観、形状、寸法 機械的性質（引張強さ、降伏点応力、曲げ、伸び、レラクゼーション）	目視及び実測 JIS G 3109または JIS G 3536	ミルシートと現物との照合が可能な場合は、ミルシートにより試験に替えることができる。ただし、照合不可能な場合及び本市が必要と認めた場合は、本市立会いのもとに試験片を採取し公的機関で試験を行うものとする。	JIS G 3109（P C鋼棒） または JIS G 3536（P C鋼線及びP C鋼より線）
		定着具及び接続部	引張試験 性能確認試験 注入試験 外圧抵抗試験	コンクリート標準示方書に定める方法	コンクリート標準示方書、各表内の時期、回数による。	コンクリート標準示方書に定める規格
		シーす	外観			
		減摩剤	減摩効果試験 化学的性能試験 除去の可能性の試験（付着を生じさせる場合） 防せい効果の試験（付着を生じさせない場合）			
		グラウト	コンシステンシー試験 ブリージング率及び膨張率試験 圧縮強度試験 流動性試験、塩化物含有量試験			
		塗料	ーRC配水池の塗料の項を適用する。ー	同左	同左	同左
	施 工	コンクリート	ーコンクリートの項を適用する。ー	同左	同左	同左
		緊張管理	引張装置のキャリブレーション プレストレスを与えて良い時のコンクリート強度 プレストレッシングの管理	コンクリート標準示方書に定める方法	引張装置を用いる前及び使用中に衝撃を与えたと思われるとき。 プレストレスを導入しようとするとき。 最大圧縮応力度の1.7倍以上 緊張材全数について行う。	
5 鋼 製 配 水 池	材 料	鋼材 （S S、S M材）	外観、形状、寸法 化学分析試験 機械試験 （引張り、曲げ、衝撃試験（S M材）） 超音波探傷試験	目視及び実測 JIS Z 2241 JIS Z 2248 JIS Z 2242 JIS G 0801	ミルシートと原板との照合が可能な場合はミルシートにより試験に替えることができる。 ただし、照合不可能な場合及び主要構造材料については本市立会いのもとに試験を行う。 軟鋼で板厚19mm以上の側板材料の突き合わせ溶接開先 予定線全延長について行う。うち、本市が指定する部分については立会い試験を行う。ミルシートと原板との照合が可能な場合はミルシート	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 0801

工種	種別	管 理 項 目	試 験 項 目	試 験 方 法	試 験 基 準	品質規格
5 鋼製配水池	材料	溶接棒	外観（被覆部）	目視	随時	該当するJIS
			該当するJISに規定する項目	該当するJISに規定する方法	メーカー試験成績表により試験に替えることができる。	
	溶接施工	溶接環境	温度、湿度、風速	本市の認める自記記録計等による		温度 5℃以上 湿度 80%以下 風速 10m/sec以下
			被溶接面の状態	目視	溶接線全延長にわたって行う。	水分、スラグ、さび、塗料等溶接作業に支障となるものがあってはならない。
		溶接技術者の資格	溶接技術検定試験	JIS Z 3801	溶接作業従事者全員について資格を有することを確認する。	JIS Z 3801
		溶接施工方法	溶接施工方法確認試験	JIS B 8501	あらかじめ溶接に用いようとする溶接方法と同じ方法でそれぞれの溶接姿勢に応じて試験を行う。	JIS B 8501
		外観検査	アンダーカット、オーバーラップ、ブローホール、割れ等の表面欠陥	目視	溶接線全延長にわたって溶接終了後及び表面仕上げ終了後に行う。	JIS B 8501
		非破壊試験	放射線透過試験	JIS Z 3104	側板及び屋根板の付き合わせ溶接継ぎ手部についてJIS B 8501に定める基準に従って行う。	JIS B 8501
			磁粉探傷試験及び漏れ試験	JIS B 8501 JIS G 0565	アニュラープレートと側板とのT継ぎ手部についてJIS B 8501に定める基準に従って行う。	JIS B 8501
			浸透探傷試験、磁粉探傷試験及び漏れ試験	JIS B 8501 JIS Z 2343（浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類） JIS G 0565（鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び欠陥磁粉模様の等級分類）	アニュラープレート及びスカートプレート突き合わせ溶接継ぎ手部についてJIS B 8501に定める基準に従って行う。 板厚25mmを超える側板に設けられた開口部について強め材の溶接を含めJIS B 8501に定める基準に従って行う。	JIS B 8501
			漏れ試験		アニュラープレートとスカートプレートとの溶接継ぎ手部、屋根板、開口部強め材の溶接継ぎ手部についてJIS B 8501に定める基準に従って行う。	
			浸透探傷試験		側板と底板との隅肉溶接継ぎ手部についてJIS B 8501に定める基準に従って行う。	※WSP「鋼製配水池技術指針」に適用するものについては準用してよい。
	塗装施工	塗装	JIS K 5400（塗料一般試験方法）及び該当するJISかつ内面塗料については水道法及びJWWA K 135に規定する項目	JIS K 5400及び該当するJISかつ内面塗料については水道法及びJWWA K 135に規定する方法	メーカー試験成績表により試験に替えることができる。 ただし、内面に使用する塗料の溶出試験については、本市指定の機関で試験するものとする。	JIS K 5400及び及び該当するJISかつ内面塗料については水道法水質基準及びJWWA K 135

〔参考資料〕

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後 3 日経過後とし、最大引抜荷重は 10ton とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図 4－1 の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図 4－1 の A 領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図の B 領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によられると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

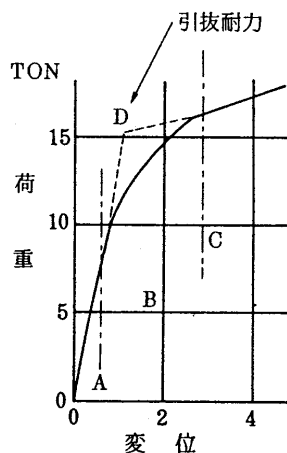


図 4－1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は I S R M の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図 4－2 のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1 ton 毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

- (イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。
- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

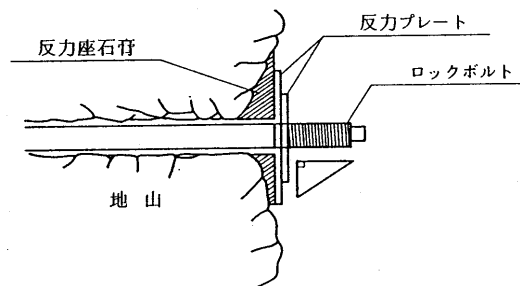


図4-2 反力座の設置

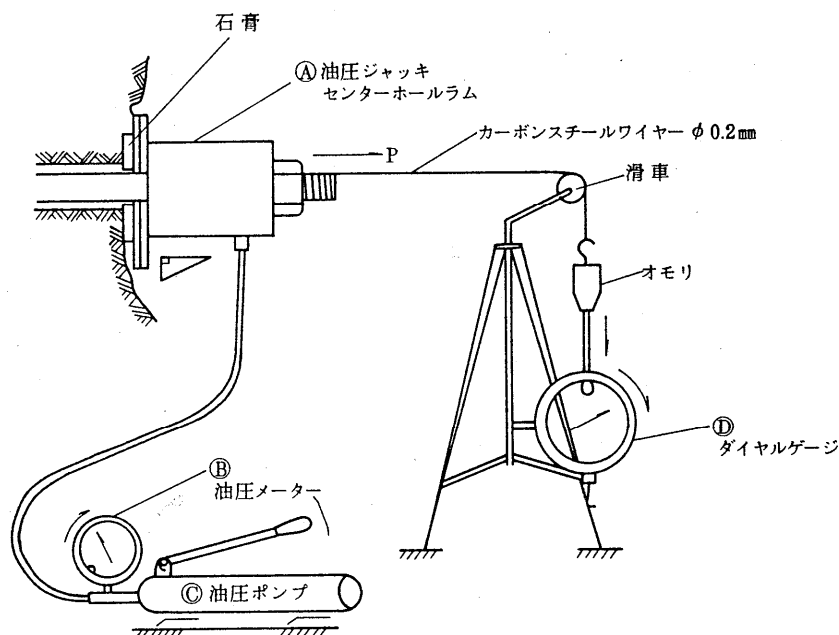


図4-3 引抜試験概要図